資料１

地域安全まちづくり推進計画

兵　庫　県

目　　　　　次

第１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**1**

１　地域安全まちづくりとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　地域安全まちづくり条例の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
３　条例に基づく取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

《参考》　地域安全まちづくり条例の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第２　推進計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**4**

１　策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
２　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
３　支援施策の基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(1)　支援施策の３本柱と７つの行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(2)　４つの留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
４　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
５　目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
６　評価・検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

《参考》　地域安全まちづくり推進計画の構成

第３　推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**10**

１　地域安全まちづくり活動の支援（第１の柱立て）・・・・・・・・・・・・・10
(1)　県民意識の高揚（行動１）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(2)　地域ぐるみの活動の促進（行動２）・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
２　子ども、高齢者等の安全確保の支援（第２の柱立て）・・・・・・・・・・17
(1)　地域で取り組む見守り活動の推進（行動３）・・・・・・・・・・・・・・17
(2)　安全に関する対応能力の向上（行動４）・・・・・・・・・・・・・・・・23
(3)　豊かなこころの育成（行動５）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
３　防犯に配慮した施設の管理・整備の支援（第３の柱立て）・・・・・・・・29
(1)　防犯に配慮した施設の管理等の取組（行動６）・・・・・・・・・・・・・29
(2)　防犯に配慮した基盤の整備（行動７）・・・・・・・・・・・・・・・・・33

《参考》　推進方策に示した主な取組と４つの留意点との関連（総括表）・・・・・・・36
《参考》　数値目標（総括表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

第４　推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**41**

１　ひょうご防犯まちづくり推進協議会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
２　地域協働推進本部地域防犯部会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
３　市町防犯担当課長会議の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
４　兵庫県被害者支援連絡協議会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

第５　参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**42**

参考１　県内の犯罪情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
参考２　第10回県民意識調査結果（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
参考３　「犯罪機会論」に基づく防犯対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
参考４　地域安全まちづくり条例（全文）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
参考５　地域安全まちづくり審議会の構成及び審議経過・・・・・・・・・・・・・・54
参考６　用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

第１　はじめに

１　地域安全まちづくりとは

近年、街頭などの身近なところで発生するひったくりや空き巣などの犯罪をはじめ、公共空間における悪質な落書き、ゴミの不法投棄、違法駐車などの犯罪につながるおそれのある行為が目に付くようになり、安全で快適な県民生活が阻害される状況が見受けられます。

県民の皆さんが自らの生命や財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成していくこと（＝安全で安心な兵庫の実現）は、私たちの共通の願いです。県では、こうした社会の実現を**「地域安全まちづくり」**と呼んでいます。

２　地域安全まちづくり条例の制定

(1) 県民の参画と協働による地域安全まちづくり

地域安全まちづくりは、地域社会のすべての構成員の共通の願いであり、その実現を図るためには、県民一人ひとり、自治会等の地縁団体、ボランティア団体その他の各種団体及び事業者が相互に連携を図り、地域の実情に応じた多彩な取組に参画し、協働して取り組んでいくことが大切です。

既に県内では、平成19年２月の時点で、2,000を超える自主防犯組織「まちづくり防犯グループ」が結成され、県内約１万自治会の８割近い自治会がこれに参画し、夜間のパトロール、学童の見守り、あいさつ・声かけ運動、門灯点灯運動など、地域の実情に応じた様々な活動を展開しています。また、新聞販売店やタクシー会社などの事業者がパトロールを行っているほか、理髪店やガソリンスタンドなどの店舗を地域の安全安心の拠点と位置づける「110番の店」の活動が繰り広げられています。

このように、県内では、犯罪の防止をはじめとする安全で快適な暮らしを実現するための活動（これを**「地域安全まちづくり活動」**と呼びます。）の輪が着実に広がっており、警察その他の関係機関による不断の努力もあいまって、平成14年に戦後最高となった刑法犯認知件数は、４年連続して減少するなど、大きな成果をあげています。

(2) 地域安全まちづくり条例制定の目的

地域安全まちづくり活動は、地道に継続して取り組まれることが大切です。成果があったからといって、安易に活動を止めてしまうと、再び状況が悪化し、関係者によるこれまでの取組が水泡に帰すおそれもあります。

こうしたことから、県では、地域安全まちづくり活動が持続可能な取組として定着していくことを目指し、地域安全まちづくりの基本理念のほか、県民の皆さんに期待する役割や県の責務、県民の皆さんに対する県の支援施策を定めた**「地域安全まちづくり条例」**（以下「条例」といいます。）を制定し、平成18年４月に施行しました。

３　条例に基づく取組の推進

(1)　「推進計画」及び「指針」の策定

条例では、県民の皆さんによる活動に対する県の支援施策を、総合的・計画的に実施するための「推進計画」を県が策定することとされており、これを具体化したのが、この**「地域安全まちづくり推進計画」**です。

また、条例では、県民の皆さんによる自発的かつ自律的な地域安全まちづくり活動の参考としていただくための「指針」を県が策定することとされており、既に**「子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針」「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針」「犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針」「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」**と題する４つの指針が策定されています。

今後は、これらの４つの指針に基づく県民の皆さんの活動が一層充実し、効果的に行われるよう、「地域安全まちづくり推進計画」に基づく施策の推進に当たり、特に配慮が必要であると考えています。

(2) ソフト、ハード両面にわたる総合的な取組

地域安全まちづくりを進めるためには、犯罪者を検挙し、犯罪の原因を除去する取組だけではなく、犯罪を企てようとする者に犯罪の機会そのものを与えないことが効果的と言われています。（こうした考え方を「犯罪機会論」といいます。）

例えば、常日頃からパトロールや学童の見守り活動をはじめ、一枚の割れた窓ガラスの放置が街の荒廃につながるという考え方もあることから、生活環境の点検のような活動も行い、犯罪などが起こりにくい状況を創り出していくことが望まれます。

また、住宅や道路、公園などの設計や施工に当たっては、犯罪の防止に配慮し、物理的に犯罪が起りにくい環境を造り出していくことも必要です。（こうした考え方を「防犯環境設計」といいます。）

地域安全まちづくりを進めるためには、ソフト面での活動と、ハード面での環境整備をバランスよく取り入れ、地域ぐるみで総合的に取り組んでいくことが大切です。

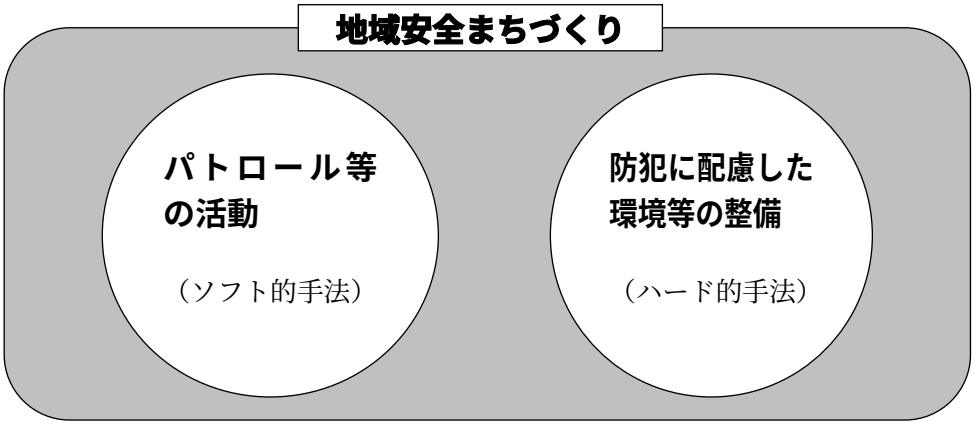

※　「犯罪機会論」「防犯環境設計」については、「第５」の「参考３」で詳述しています。

〔参考：地域安全まちづくり条例の構成〕

○　地域安全まちづくり条例に定める基本理念

犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動（地域安全まちづくり活動）

県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成（地域安全まちづくり）は、県民等が地域社会において相互に連携し、地域安全まちづくり活動に取り組むことにより、推進されなければならない

県　　民

相互に連携

地縁団体等　←→　**事　業　者**

○　県民等による地域安全まちづくり活動

地域安全まちづくり活動

県民等が取り組むべき活動の概要

子ども、高齢者等の安全確保

県民等による子ども、高齢者等の安全確保活動

防犯に配慮した施設の管理等の取組

住宅等の構造・設備・管理方法
空き地の適切な管理
事業所における防犯責任者の設置
深夜営業店舗の防犯設備設置等の措置
繁華街における環境浄化の推進

防犯に配慮した基盤の整備

住宅・住宅団地の防犯に配慮した整備
道路等の防犯に配慮した整備
自動車等の盗難等を防止する制度等の普及

○　県による支援

地域安全まちづくり活動への支援

県による
・情報の提供、相談
・知識及び技能の習得機会の提供
・技術的助言
・人材の確保及び資金の調達
・表彰
・その他活動を支援するために必要な施策

推進計画の策定

知事による上記の支援施策を総合的かつ計画的に実施するための計画の策定

その他の支援施策

・知事による子どもの安全確保や住宅、道路の構造、設備等に関する指針の策定
・知事による地域安全まちづくり推進員の委嘱
・県による犯罪被害者等への支援
・県によるその他の施策

※　条例の全文は、「第５」の「参考４」に掲載しています。

第２　推進計画の基本的事項

１　策定の趣旨

推進計画は、条例第12条の規定に基づいて、地域安全まちづくり審議会の意見を聴いて策定するもので、県の支援施策の方向性や具体的内容を明確にし、総合的・計画的に実施していこうとするものです。

計画の策定により、県の支援施策が明らかになることから、県民等による地域安全まちづくり活動が計画的に進められることを期待しています。

さらに、こうした活動が永続的なものとして地域に根付いていくことで、安全で安心して暮らすことができる元気な兵庫の実現につながるものと考えています。

＜地域安全まちづくり条例（抜粋）＞

（地域安全まちづくり活動への支援）

第11条　県は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 地域安全まちづくり活動に必要な情報を提供し、及び地域安全まちづくり活動に関する相談に応ずること。
(2) 地域安全まちづくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。
(3) 地域安全まちづくり活動に必要な技術的助言を行うこと。
(4) 地域安全まちづくり活動を支える人材の確保及び資金の調達を支援すること。
(5) 地域安全まちづくり活動に関して著しい功績があった者を表彰すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか、地域安全まちづくり活動を支援するために必要な施策

２　知事、教育委員会及び公安委員会は、前項の施策を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図るものとする。

（推進計画の策定）

第12条　知事は、前条第１項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

２　知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第１条第１項に規定する地域安全まちづくり審議会の意見を聴くものとする。

３　知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

４　前２項の規定は、推進計画の変更について準用する。

２　基本理念

人と人、人と地域のきずなを強め、地域社会の力を基本として、安全に安心して暮らすことができる元気な兵庫の実現を目指します。

地域社会の力を基本とした安全・安心の兵庫の実現

３　支援施策の基本的方向

推進計画に盛り込まれる諸施策については、その内容ごとに３本の施策の柱として大まかな体系化を行い、さらに７つの「行動」として細分化します。

また、支援施策を実施していく上で特に留意すべきポイントとして、４つの留意点を定めています。

(1) 支援施策の３本柱と７つの行動

今後の施策展開においては、条例第２章（第７条～第10条）に定める「地域安全まちづくり活動」の内容を踏まえ、以下の３本の柱と７つの行動（アクション７）の類型に分類し、これを基本に総合的・体系的な取組を進めることとしています。

ア　地域安全まちづくり活動の支援

安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成するためには、県民、地縁団体その他の各種団体、事業者等が相互に連携し、地域安全まちづくり活動に取り組むことが期待されています。

ここでは、こうした県民等による地域安全まちづくり活動を支援するための県の支援施策の総論部分ともいうべきものを掲げています。

なお、この項では、以下の２つの「行動」ごとに、取組の方向と具体的な施策を整理しています。

① 県民意識の高揚**（行動１）**
② 地域ぐるみの活動の促進**（行動２）**

イ　子ども、高齢者等の安全確保の支援

子どもが被害者となる犯罪や不審者による声かけ事案、また、高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質商法等の被害が後を絶たず、こうした防犯上の配慮が必要と考えられる者の安全を確保する取組が求められています。

ここでは、地域ぐるみにより、子どもや高齢者等の安全を確保するための活動を支援するための諸施策を掲げています。

なお、この項では、以下の３つの「行動」ごとに、取組の方向と具体的な施策を整理しています。

① 地域で取り組む見守り活動の推進**（行動３）**
② 安全に関する対応能力の向上**（行動４）**
③ 豊かなこころの育成**（行動５）**

ウ　防犯に配慮した施設の管理・整備の支援

犯罪抑止のためには、ソフト的な手法とあわせて、建築や設備等のハード面から物理的な防犯対策を進めていく必要があります。

ここでは、住宅・店舗等の所有者や、道路・公園等の設置管理者等による防犯に配慮した施設の管理・整備を支援するための諸施策を掲げています。

なお、この項では、以下の２つの「行動」ごとに、取組の方向と具体的な施策を整理しています。

① 防犯に配慮した施設の管理等の取組**（行動６）**
② 防犯に配慮した基盤の整備**（行動７）**

(2) ４つの留意点

基本理念に掲げた安全で安心な兵庫を実現するため、地域安全まちづくり活動に取り組んでいる地域団体や事業者団体をはじめ、有識者から示された課題を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な施策の展開を念頭に置きながら、支援施策を実施していく上で特に留意すべきポイントとして、**「地域の総合力の向上」「人づくり」「ネットワークづくり」「活動環境の整備」**の４つの留意点を定めています。

ア　地域の総合力の向上

我が国がもともと有していた治安の良さは、警察をはじめとする関係機関の不断の取組に加え、地域社会が有する連帯感、結束力、助け合いの精神といった点に支えられてきたことも大きかったと考えられます。

社会構造や価値観の変化に伴って弱体化しつつある地域の絆、地域の連帯感を取り戻し、地域の総合力を高めていくことが、犯罪の抑止には求められます。

このように、地域の様々な課題を解決していく力の源である地域の総合力を高めることが必要です。

（取組の具体例）
- 地域ぐるみで取り組む活動に関する情報・ノウハウ等の提供
- 地域と連携した学校の安全を確保するためのしくみづくり
- 子どもの安全確保のための地域住民や事業者による活動への支援　など

イ　人づくり

犯罪の被害に遭わないようにするためには、県民一人ひとりが犯罪発生状況や犯行の手口等について知識を深め、必要なノウハウ等を習得するとともに、多くの方が地域安全まちづくり活動に取り組むことができるよう、活動の先導的な役割を担

う人材が求められます。

このように、県民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域安全まちづくり活動のリーダーや担い手となる人材の育成が必要です。

（取組の具体例）

- 県民一人ひとりの防犯意識を高める犯罪・防犯情報の提供
- 県民向け防犯教室などの学習機会の提供
- 地域における活動のリーダーを養成する講座の開催
- 子どもの非行を防止し、健全育成に努める活動の促進　など

ウ　ネットワークづくり

一人ひとりの県民はもとより、地域の様々な主体が、それぞれの実情に応じて地域安全まちづくり活動に取り組むことは大切ですが、より効率的、効果的に実施するためには、これらの主体が相互に連携し、相乗効果を発揮することができるしくみが求められます。

このように、県民、地縁団体その他の各種団体、事業者等が連携し、それぞれが有する資源を共有し、協働して取り組むことができるよう、様々な主体によるネットワークづくりが必要です。

（取組の具体例）

- 活動の仲間づくりのための情報の提供
- 活動に取り組む団体や事業所等のネットワークづくり
- 学校、家庭、地域が連携した子どもの安全確保や健全育成を図るしくみの構築
- 人と人、人と団体、団体相互をつなぐ推進員の設置　など

エ　活動環境の整備

これまでに挙げた「地域の総合力の向上」「人づくり」「ネットワークづくり」に向けた地域ぐるみの活動が、長期にわたり継続して取り組まれるためには、県民が安心して活動に取り組める基盤の整備やしくみづくりが求められます。

例えば、活動の拠点となる場づくりをはじめ、県民が抱える様々な悩みを受け止める相談体制など、活動を下支えするための活動環境の整備が必要です。

（取組の具体例）

- 県民交流広場事業による活動拠点の整備
- 児童生徒や保護者の様々な悩みを受け止める体制の整備
- 学校緊急通報制度など、子どもの安全を守るしくみづくり

4　計画期間

施策を総合的かつ計画的に推進していくためには、ある程度中長期の計画とすることが効果的と考えられる一方で、その時々の犯罪の態様や防犯技術の進歩等、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応するため、計画期間を平成19～21年度の３か年とします。

なお、期間の途中であっても、著しい社会状況の変化が生じた場合等においては、所要の見直しを行います。

5　目標設定

この計画に基づく施策の効果を検証し､適切な評価と今後の展開につなげていくため、成果指標（アウトカム指標）を設定します。

また、成果指標の達成に向けて、県が行う個別の施策を計画的に進めるための活動指標（アウトプット指標）を可能な限り盛り込みます（第３の推進方策に掲げる施策に織り込んでいます。40ページには一覧表を添付しています。）。

成果指標

○　刑法犯認知件数の減少

計画期間が終了する平成21年までの今後３年間で、刑法犯認知件数を20%減少させる。

○　安全・安心な地域環境の創造の認識の向上

計画期間が終了する平成21年までの今後３年間で、安全・安心なまちづくり活動や地域環境の整備が進んでいると認識している県民の割合を20%増加させる。

活動指標（主なもの）

○　まちづくり防犯グループの結成数 **○　地域安全活動連携推進事業によるネットワーク数** **○　地域安全まちづくり推進員委嘱者数**	**○　子育てネットワーク数** **○　青少年育成スクラム加盟店数** **○　民生委員による１人当り活動日数** **○　全小学校における体験型環境学習の実施率**	**○　事業所防犯責任者設置事業所数** **○　防犯優良マンションの延べ認定件数** **○　違反広告物はがし隊認定数**
（地域安全まちづくり活動の支援）	（子ども、高齢者等の安全確保の支援）	（防犯に配慮した施設の管理・整備の支援）

６　評価・検証

施策の実施状況、課題、活動指標の達成度等をとりまとめ、毎年度その内容を地域安全まちづくり審議会に報告して的確な評価･検証を行い､次年度の施策に反映させます。

また、計画期間満了後には、成果指標の達成状況の検証を行います。

参考：地域安全まちづくり推進計画の構成

地域安全まちづくり条例

（推進計画の策定）
第12条　知事は、前条第１項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

施策展開の３本柱

- **Ⅰ　地域安全まちづくり活動の支援**
- **Ⅱ　子ども、高齢者等の安全確保の支援**
- **Ⅲ　防犯に配慮した施設の管理・整備の支援**

４つの留意点

- 地域の総合力の向上
- 人づくり
- ネットワークづくり
- 活動環境の整備

７つの行動《アクション７》

《行動１》県民意識の高揚
- ア　犯罪情報・防犯情報の提供
- イ　自主防犯意識の高揚
- ウ　犯罪被害者等に対する理解促進

《行動２》地域ぐるみの活動の促進
- ア　地域における自主防犯組織の結成・活動促進
- イ　自主防犯組織間の交流と連携の促進
- ウ　様々な主体による活動の促進
- エ　地域のリーダーたる人材の養成
- オ　活動に貢献した個人・団体への表彰

《行動３》地域で取り組む見守り活動の推進
- ア　地域協働による子どもの安全確保
- イ　子どもの健全育成に適した環境づくり
- ウ　家庭等における安全の確保

《行動４》安全に関する対応能力の向上
- ア　気軽に相談できる場づくり
- イ　自らを守る術を身につける学習機会の提供

《行動５》豊かなこころの育成
- ア　非行防止活動の推進
- イ　学校、家庭等における道徳観等の育成

《行動６》防犯に配慮した施設の管理等の取組
- ア　施設の安全管理
- イ　繁華街の環境浄化対策の推進

《行動７》防犯に配慮した基盤の整備
- ア　まちの基盤整備
- イ　防犯に配慮した製品等の普及

地域社会の力を基本とした安全・安心の兵庫の実現

計画期間

平成19年度から21年度まで
（３年間）

目標設定

○　成果指標
- 刑法犯認知件数の減少
  今後３年間（平成21年まで）で20%減少させる
- 安全・安心な地域環境の創造の認識の向上
  今後３年間（平成21年まで）で、安全・安心なまちづくり活動や地域環境の整備が進んでいると認識している県民の割合を20%増加させる

○　活動指標
- まちづくり防犯グループの結成数
- 地域安全まちづくり推進員の委嘱者数
- 子育てネットワーク数
- 防犯責任者設置事業所数　など

第３　推進方策

地域安全まちづくり活動に対する県の支援施策を３つの柱、７つの具体的行動（アクション７）に分類して整理しています（本文中の※印の用語は、56ページ以降「第５」の「参考６」で分かりやすく解説しています。）。

１　地域安全まちづくり活動の支援（第１の柱立て）

(1) 県民意識の高揚（行動１）

（取組の方向）
地域安全まちづくりに対する県民意識の高揚を図るため、地域の犯罪情勢や防犯対策に関する情報を提供して啓発を行うほか、学習機会の充実を図ります。
また、犯罪被害者等がおかれている現状と支援の必要性について、県民の理解の促進を図ります。

ア　犯罪情報・防犯情報の提供

地域安全まちづくりに対する意識を高めるため、地域の犯罪発生状況や防犯対策を中心に、地域の情報を定期的に提供するほか、テレビ・ラジオ・県広報誌等、各種メディアを通じた広報啓発の一層の充実に努めます。
特に昨今、不審者による声かけ事案等が増加していることを踏まえ、地域の身近な情報をより早く得ることができるよう、携帯電話等の情報ツールを活用した情報発信を推進します。

〈主な取組〉

○　地域安全まちづくり活動の普及啓発（県民政策部）
犯罪の起こりにくいまちづくりにあたって効果的な活動内容を盛り込んだ「地域安全まちづくり活動マニュアル」を広く普及啓発するとともに、県内外の先進的な活動事例の紹介を充実するなど、活動の活性化に向けた支援を行います。

○　消費生活に関する情報の提供・啓発（県民政策部）
悪質商法等の消費者被害を未然に防止するため、「ひょうご発 生活情報リポートＡらいふ」を発行するなど、消費生活に関する知識の普及啓発に努めるほか、生活科学センター等における講座・学習会等の充実を図ります。

○　各種広報媒体の活用と内容の充実（県民政策部・企画管理部・警察本部）
地域の犯罪・防犯情報を分かりやすく解説した「防犯活動通信」「防犯ニュース」

をはじめ、テレビ・ラジオ・インターネット・携帯電話等幅広い広報媒体を活用して、内容の充実した情報発信を行います。

また、パソコンや携帯電話がなくても、緊急情報を確実に伝達できるよう、市町と連携して、同報系防災行政無線、ＣＡＴＶ、コミュニティＦＭ等、多様な伝達手段の整備とその活用に努めます。

【活動指標：防犯活動通信の発行部数】

（平成 17 年度）		（平成 20 年度）
２，３００部	⇒	１０，０００部

○　携帯電話等を活用したタイムリーな情報提供（警察本部）

ひょうご防犯ネット(※)や警察署単位で整備した独自の情報配信システム(※)の普及を図り、一人でも多くの県民に、地域の犯罪・防犯情報をタイムリーに提供します。とりわけ、ひょうご防犯ネットについては、欲しい情報の選択機能や地図情報機能を付加するなど、より使いやすいものへ発展させます。

また、よい子ネット・ようちえんネット(※)など、民間団体が構築したシステムと連携し、子どもを狙った犯罪や声かけ事案などの適切な情報提供に努めます。

イ　自主防犯意識の高揚

県民一人ひとりが自主的に防犯への備えを行い、「自分の安全は自ら守る」との意識の定着を図り、地域ぐるみの活動への参加につなげるため、街頭キャンペーン等の各種イベントのほか、シンポジウム、講習会等の開催やインパクトのあるポスター等の作成・配付を通じて県民意識の高揚に取り組みます。

また、県内各地域で様々な活動を行うグループを紹介するなど、仲間づくりを応援します。

〈主な取組〉

○　防犯意識の普及啓発（県民政策部・警察本部）

全国地域安全運動期間中（10月11日～10月20日）に、県、警察、(社)兵庫県防犯協会連合会の共催により、防犯に取り組む活動団体が一堂に会する県民大会を開催します。

また、毎月25日の防犯の日を中心に、各警察署において街頭防犯キャンペーン等を積極的に実施するほか、各種ポスター、パンフレット等の作成・配付を通じて防犯に対する県民の意識醸成を図ります。

また、地域団体・事業者団体・行政機関によるネットワークを構築し、先進的・効果的な活動事例等の情報交換等を通じて、協働して地域の防犯に取り組もうとする機運を高めます。

○　**防犯教室・講習会の開催（県民政策部・警察本部）**

犯罪に遭わないためのノウハウや簡単な護身術などを習得できる、参加、体験型の防犯教室や地域安全まちづくりセミナー等の各種講習会を県内各地で開催し、県民の参加機会の拡大を図ります。

○　**仲間づくりに役立つ情報の提供（県民政策部）**

ひょうごボランタリープラザが運営する地域づくり活動情報システム「コラボネット」を活用して、地域安全まちづくり活動を行う団体等が自ら取り組む活動内容を登録し、インターネットで情報を発信することにより、活動ノウハウの共有や仲間づくりを応援します。

また、ボランタリー活動の各種支援機関をネットワーク化した「ひょうごボランタリー活動支援ネット」や支援機関のキーパーソンをネットワーク化した「サポーターズネット」による活動支援体制を強化します。

このほか、県民運動情報誌「ネットワーク」や「県民運動Ｅ-news」のホームページ掲載等による情報提供を行います。

○　**防犯教材の貸し出し（警察本部）**

地域安全まちづくり活動を行う団体等を支援するため、(社)兵庫県防犯協会連合会・単位防犯協会を通じて、防犯ビデオ、ＤＶＤ等の啓発教材の貸し出しを積極的に実施します。

○　**かぎかけ運動の推進（警察本部）**

啓発チラシの作成、配布や街頭キャンペーンの実施など、多様な手法を活用して、県民への「かぎかけ」の呼びかけを行い、盗難被害防止を図ります。

ウ　犯罪被害者等に対する理解促進

災害が誰にでも降りかかるように、犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族）になることも特別なことではない社会状況にあることから、社会の例外的な存在ではない犯罪被害者等が置かれている現状と支援の必要性について、県民の理解の促進を図ります。

〈主な取組〉

○　**相談体制の充実（県民政策部・健康生活部・警察本部）**

警察本部に設置する被害者こころの電話(フリーダイヤル)や面談等を通じて、医師・弁護士の紹介、臨床心理士等によるカウンセリングや付添い等の支援を行うほか、健康福祉事務所において、精神科医師及び保健師等によるこころのケア相談を行います。

また、知事部局にも、犯罪被害者等の総合的な相談窓口を設置し、日本司法支援センター(※)とも連携し、被害者等のニーズに応じて、関係機関に迅速かつ適切につなぐ役割を果たすほか、医療関係専門職等を対象にした犯罪被害者等の課

題別研修や犯罪被害者支援担当者への研修等を通じて、被害者支援に携わるにふさわしい優秀な人材の育成に努めます。

○　県民への被害者支援施策の周知と理解促進（県民政策部・警察本部）

テレビ・ラジオ・広報誌やインターネット等、各種広報媒体を通じて、相談窓口や犯罪被害者等給付金(※)等の支援制度の周知を図るほか、犯罪被害者等が置かれている現状と支援の必要性について、県民への理解促進を図ります。

また、万一犯罪被害者等となった場合には、各種支援制度や刑事手続きの流れ等を記載した「被害者の手引き」を被害直後に交付するなど、迅速な対応に努めます。

○　民間による被害者援助活動の充実（県民政策部・警察本部）

阪神・淡路大震災をはじめ、須磨連続児童殺傷事件、明石歩道橋事故、ＪＲ福知山線脱線事故等の大規模な災害や事件において、当事者相互の助け合いや地域団体・ボランティアグループ等による草の根の活動が犯罪被害者等援助に大きな役割を果たしてきたことを踏まえ、民間被害者援助団体が開催するシンポジウム・研修会への講師派遣や啓発キャンペーンなどへの協力を行うほか、ひょうごボランタリー基金助成を活用した財政支援や活動経費への助成を通じて、犯罪被害者等を援助する活動が充実し、広く社会的認知が得られるよう応援します。

○　被害者支援に関わる関係機関の連携（県民政策部・警察本部）

犯罪被害者等基本法（平成17年４月施行）や犯罪被害者等基本計画（平成17年12月策定）の趣旨を踏まえた支援施策が前進するよう、民間団体、国、市町、県（知事部局、警察本部）が相互に連携し、協働して取り組む体制を充実します。

(2) 地域ぐるみの活動の促進（行動２）

（取組の方向）

県民、事業者、地縁団体等による自主的な地域安全まちづくり活動の気運が高まり、さらにその交流の輪が広がることで、活動が活性化するよう応援します。

また、そうした活動のキーマンとなる人材を養成します。

ア　地域における自主防犯組織の結成・活動促進

「地域の安全は地域自らが守る」との考え方のもと、地域における自主的な活動の促進を図るため、自治会等の地域団体に対して自主防犯組織の結成を呼びかけ、地域の実情に応じて創意工夫に富んだ活動が展開されるよう支援します。

〈主な取組〉

○　**まちづくり防犯グループ(※)の結成・活動促進（県民政策部・警察本部）**

地域の自主防犯組織である「まちづくり防犯グループ」の結成に際して、立ち上げ経費の助成や防犯活動用品の支給を行うほか、犯罪・防犯情報や先進的な活動事例等の各種情報を提供するほか、専門家による出前講座等を通じて、活動が地域に定着し、継続した取組となるよう支援します。

【活動指標：まちづくり防犯グループの結成数】

（平成 17 年度）		（平成 19 年度）
１，４６７団体	⇒	２，７００団体

○　**地域住民による自主防犯活動の促進（警察本部）**

自治会等の地域コミュニティにおける防犯活動のきっかけづくりや活性化をねらいとした啓発活動である「ご近所の防犯運動」、地域住民と交番・駐在所との架け橋となる「地域ふれあいの会」による活動の一層の促進を図ります。

また、自動車に青色回転灯を装着してパトロールを行う取組（青色防犯パトロール(※)）が円滑に進むよう、防犯情報の提供などの支援を行います。

○　**地域安全安心ステーションモデル事業の推進（警察本部）**

警察庁が所管する事業として、地域住民が自主的に管理・運営する施設であって防犯活動の拠点として機能し得る公民館等を「地域安全安心ステーション」と位置づけ、そこを中心として行われる防犯パトロール等の活動に対して、物品の貸与などの支援を行います。

イ　自主防犯組織間の交流と連携の促進

地域に点在する自主防犯組織が相互に連携し、活動範囲の面的な拡がりや活動の重点化を通じて、より効果的な取組が展開されるよう応援します。

〈主な取組〉

○　**地域安全活動連携推進事業の展開（県民政策部）**

概ね小学校区程度のコミュニティ区域内において、まちづくり防犯グループ等がネットワークを形成し、先進的な活動事例を情報交換するなど、地域安全まちづくり活動の協働実施を応援する地域安全活動連携推進事業を展開します。

【活動指標：地域安全活動連携推進事業によるネットワーク数】

（平成 17 年度）		（平成 19 年度）
な　し	⇒	８３０　ﾈｯﾄﾜｰｸ

○　県民交流広場事業の展開（県民政策部）

概ね小学校区単位の身近な地域を舞台に、県民一人ひとりが地域防犯や子育て、環境・緑化をはじめとする多彩な分野での地域づくり活動に取り組むことができるよう、活動の場づくりなどへの支援を通じて、元気と安心のコミュニティづくりをめざす県民交流広場事業を展開します。

○　仲間づくりに役立つ情報の提供（県民政策部）【再掲】

ひょうごボランタリープラザが運営する地域づくり活動情報システム「コラボネット」を活用して、地域安全まちづくり活動を行う団体等が自ら取り組む活動内容を登録し、インターネットで情報を発信することにより、活動ノウハウの共有や仲間づくりを応援します。

また、ボランタリー活動の各種支援機関をネットワーク化した「ひょうごボランタリー活動支援ネット」や支援機関のキーパーソンをネットワーク化した「サポーターズネット」による活動支援体制を強化します。

このほか、県民運動情報誌「ネットワーク」や「県民運動Ｅ-news」のホームページ掲載等による情報提供を行います。

ウ　様々な主体による活動の促進

地域安全まちづくり活動の担い手は、自治会（町内会）、ＰＴＡ、婦人会等のいわゆる地縁団体をはじめ、事業者や特定非営利活動法人(※)など、多種多様であることから、こうした様々な活動主体が取組の輪に加わることができるよう、それぞれの主体の実情に応じた支援に努めます。

〈主な取組〉

○　活動に必要な財政的基盤の充実（県民政策部）

地域安全などの活動展開に必要な資金を自前で調達できるよう、活動に取り組む団体の運営が継続的に成り立つノウハウの蓄積を支援します。そのため、地域づくり活動応援事業を推進するほか、ひょうごボランタリー基金助成等を有効に活用し、各主体の活動に応じた適切な支援を行います。

【活動指標：地域づくり活動応援事業累計助成対象件数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
１，４５０団体	⇒	３，３９０団体

○　ＮＰＯと行政の協働事業の促進（県民政策部）

ひょうごボランタリープラザにおいて、地域における福祉、子育て、地域安全などの様々な課題を、ＮＰＯと行政が協働で解決していくため、取り組むべき課題とその方策について情報交換、協議を行うＮＰＯと行政の協働会議を積極的に実施します。

また、ボランタリー基金の活用により、ひょうごボランタリープラザにおいて、ＮＰＯと行政の協働事業に対して助成を行います。

○　関係機関・団体との防犯ネットワークの構築（警察本部）

郵便局、消防署、新聞販売店等の事業所、各種団体等と連携し、事業活動にあわせてパトロールを実施し、不審者（物）を発見した際に110番通報する取組を拡充します。

また、県域単位の事業所等防犯ネットワーク会議、地域単位の防犯講習会等を開催して、防犯に関する情報交換を行うなど、関係機関・団体との連携強化に努めます。

エ　地域のリーダーたる人材の養成

地域安全まちづくり活動の定着、発展には、その原動力となる強いリーダーシップを有する人材が必要です。そのため、率先して活動に取り組み、活動の継続と定着を図る中心的存在であるリーダーを養成します。

また、将来的には、高齢者の増加に対応して、地域安全まちづくりに関する講座を総合的、体系的に学習できる機会を設ける等、高齢者の活動の裾野を広げるとともに、カリキュラムの充実も検討します。

〈主な取組〉

○　地域のリーダーを養成する研修機会の提供（県民政策部）

防犯活動の進め方のノウハウを有するリーダーの養成講座や、地域づくり活動を実践しているリーダーを対象とした研修により、さらなる技術力と実践力の能力の向上を図ります。

○　地域安全まちづくり推進員の設置（県民政策部）

自ら率先して地域安全まちづくり活動に取り組み、活動を先導するとともに、警察署等の関係機関との連絡調整を担うボランティアである地域安全まちづくり

推進員を設置します。また、推進員が日常の活動で抱える悩み（リーダーシップの発揮や組織運営等）を解決するための情報を交換し、能力の向上を図る場を設け、地域のリーダーとしての資質向上を図ります。

【活動指標：地域安全まちづくり推進員委嘱者数】

（平成 17 年度）		（平成 19 年度）
な　し	⇒	２，５００人

オ　活動に貢献した個人・団体への表彰

地域安全まちづくり活動の模範となる個人あるいは団体を評価、表彰することを通じて、活動に対する意欲の高揚を図ります。

〈主な取組〉

○　各種表彰制度の適切な運用（県民政策部・県土整備部・警察本部）

ひょうご地域安全まちづくり活動賞（※）、警察本部長感謝状などの地域の安全活動を対象とした各種表彰制度により、地域の安全に貢献した個人・団体を顕彰し、活動意欲のさらなる向上を図ります。さらに、ひょうご県民ボランタリー活動賞（※）、人間サイズのまちづくり賞(※)などの、広くまちづくり活動や地域活動を対象とした各種表彰制度も地域安全のために積極的に資することにより、地域の安全に対する県民の意識の一層の高揚を図ります。

２　子ども、高齢者等の安全確保の支援（第２の柱立て）

(1) 地域で取り組む見守り活動の推進（行動３）

（取組の方向）

地域ぐるみで子ども・高齢者等を見守ろうとする取組の機運を醸成するとともに、問題が発生した場合に即応できる体制を整備します。

また、子どもの健全育成にふさわしい環境づくりを応援します。

ア　地域協働による子どもの安全確保

子どもが被害者となる凶悪な犯罪が全国で相次いで発生したことに加え、不審者による声かけ事案等も増加しており、子どもが１日の大半を過ごす学校や通学路等における安全対策が求められていることから、学校、保護者、地域住民が連携し、

地域協働による取組を促進します。

〈主な取組〉

○　子どもの安全を確保するための指針の普及啓発（県民政策部・企画管理部・健康生活部・教育委員会）

学校、通学路等における子どもの安全確保を図るため、学校・保護者・地縁団体等が活動をする際のガイドラインとなる「子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針」について、広く県民への普及啓発を行い、各主体が有機的に連携して子どもの安全確保に取り組もうとする機運の醸成を図ります。

○　登下校時における子どもの見守り活動の推進（県民政策部）

現在、自主防犯組織である「まちづくり防犯グループ」の約６割が子どもの登下校時の見守り活動を実施しているが、さらに多くのグループがこうした活動に取り組むよう、活動事例の紹介等を通じて啓発を行います。

○　ひょうごハート・ブリッジ運動の推進（県民政策部）

大人が子どもへの声かけや見守りを行う「ひょうごハート・ブリッジ運動」を推進し、地域が主体となった青少年育成、非行防止の機運を高めます。

○　子育て応援ネットの推進（健康生活部）

地域の女性団体・青少年関係団体等が小学校区ごとにネットワークを組み、子育て家庭応援推進員を中心に、子どもの見守り、声かけ、子育て相談などの子育て家庭応援運動を展開する中で、虐待や問題行動等のＳＯＳをキャッチし、関係機関につなぐ活動を各地域で推進します。

【活動指標：子育てネットワーク数】

（平成 17 年度）		（平成 19 年度）
７３０　ﾈｯﾄﾜｰｸ	⇒	全小学校区 において立ち上げ

○　高齢者による子ども見守り活動の充実（健康生活部）

高齢者の知識・経験を活かした社会参加活動への期待が高まる中、老人クラブが取り組む地域における見守り活動や子育て支援活動を支援します。

○　ユニバーサル社会づくり実践モデル地区の推進（県土整備部）

障害の有無や年齢等に関わりなく、地域社会において誰もが主体的に生き、社会の支え手となることのできるユニバーサル社会を構築するため、市町の申請に基づいてモデル地区を指定し、市町が住民・事業者と協働して行う道路や施設のバリアフリー化や放置自転車の撤去運動、声かけ運動など、高齢者、障害者等へ

の社会活動への参画を進めるハード・ソフト両面の取組を支援します。

○　地域ぐるみの学校安全体制の整備（教育委員会）

防犯の専門家である地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）を県内の小学校に配置し、学校や通学路等の巡回指導や評価を行い、学校安全ボランティア（スクールガード）への指導を行うなど、市町教育委員会や各学校と連携して、学校危機管理対策を推進します。

○　子どもを守る110番の家(※)の効果的運用（警察本部）

地域住民、事業所等と連携して、通学路等における子どもの安全拠点となる「子どもを守る110番の家（店・車）」について、「活動マニュアル」の作成を働き掛けるほか、研修会やタイムリーな情報提供を行うなどにより、制度の活性化を図ります。

○　子どもの安全を守る設備等の整備（警察本部）

学校等において不審者侵入事案等が発生した際、被害拡大防止のため学校等と警察署を結ぶ「県警ホットライン」や学校等に波及するおそれのある事案が発生した際に近隣校へ通報する「学校緊急通報制度」等を活用し、学校、通学路等における子どもの安全確保を図ります。

イ　子どもの健全育成に適した環境づくり

「地域の子どもは地域で守り育てる」との考え方のもと、地域住民の温かい眼差しを受けながら、子どもが犯罪等に巻き込まれることなく、安全に安心して成長できる環境づくりに努めます。

〈主な取組〉

○　青少年を守り育てる県民スクラム運動の展開（県民政策部）

複雑・多様化する青少年問題に対応するため、地域、学校、事業者、行政などの関係者が対応策などを協議する青少年育成スクラム会議を開催するとともに、青少年愛護活動推進員や青少年愛護活動推進協力員、青少年補導委員等との連携により図書類等収納自動販売機、図書販売店、カラオケハウス等の環境総点検活動を行うなど、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進します。

【活動指標：青少年育成スクラム加盟店数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
９８，０２３店	→	１００，０００店

○　**ひろば事業の展開（県民政策部・健康生活部）**

子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて、子育ての不安や悩みを解決し、お互いに情報交換できる拠点として、保育所、幼稚園や児童館などに開設している「まちの子育てひろば」、公園、空地、学校の校庭などを活用して、地域団体等と協働しながら、子どもたちが自由な発想でのびのびと遊べる「子どもの冒険ひろば」、商店街の空き店舗や公民館、自治会館などを活用して学校帰りの中・高校生などが気軽に立ち寄り、仲間と交流できる「若者ゆうゆう広場」を開設して子どもや若者の居場所づくりを進め、地域全体で見守る環境を整備します。

【活動指標：子どもの冒険ひろば数】

（平成 17 年度）		（平成 19 年度）
２００カ所	⇒	３６０カ所

【活動指標：若者ゆうゆう広場数】

（平成 17 年度）		（平成 20 年度）
３０カ所	⇒	６０カ所

○　**学校・家庭・地域連携のしくみの構築（教育委員会）**

すべての公立小中学校で、授業その他学校活動のありのままを保護者や地域住民に公開し、学校を身近に体感してもらうオープンスクールを展開します。

また、ＰＴＡ活動に地域住民が参画するＰＴＣＡ活動、地域の教育課題解決に向けた県民による地域教育推進会議の開催などを通じて、子どもの安全確保などの課題解決に向けた学校、家庭、地域の相互連携の機運を高めます。

さらに、社会的な問題となっているいじめについては、子どもたちが主体的にその解消に向けて取り組む中で、いじめを許さない集団づくりや、家庭や地域との連携方策等について実践的な研究を行い、成果の普及を図ります。

【活動指標：ＰＴＣＡ活動支援事業地区別研究大会延参加者数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
２０，０００人	⇒	１００，０００人

【活動指標：地域教育推進会議延参加者数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
５，０００人	⇒	２５，０００人

○　**ひょうご放課後プラン事業「子ども教室型」の推進（教育委員会）**

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子ども教室を創設し、放課後や週末等に、社会教育施設や学校施設等を活用して、地域の大人の参画を得ながら、子どもたちが様々な体験活動や交流活動ができる取組を行います。

○　**少年サポートセンターの運営（警察本部）**

地域における少年の健全育成活動の拠点として、街頭補導、少年相談、非行防止教室、子どもの防犯教室などを行う少年サポートセンターを県内12箇所で運営します。

○　**「出会い系サイト」への対応（警察本部）**

非行防止教室などの機会をとらえ、「出会い系サイト」の危険性を訴えるとともに、これらの有害情報から子どもを守るため、「フィルタリング」の普及、促進を行います。

また、「出会い系サイト」に係る福祉犯の検挙を徹底し、被害児童の保護、立ち直り支援を行います。

ウ　家庭等における安全の確保

高齢者が犯罪に巻き込まれることなく、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしを続けることができるよう、見守り活動を推進します。

また、家庭などにおける児童虐待やＤＶ、高齢者虐待に対処するため、市町との連携のもと、こうした問題に即応できる体制の充実を図ります。

〈主な取組〉

○　**高齢者の見守り活動の展開（健康生活部）**

民生委員やＬＳＡ（※）等によるひとり暮らしや寝たきりの高齢者に対する声かけや安否確認等の活動をより一層緊密に実施します。

また、こうした民生委員等による見守りから警察へとつなぐ虐待防止ネットワークを構築し、県民総合相談センターや各県民局において高齢者虐待に関する相談を行うなど、高齢者のより一層の安全確保を図ります。

【活動指標：民生委員による１人当り活動日数】

（平成 17 年度）		（平成 19 年度）
１２５　日	⇒	１３５　日

○　**児童虐待家庭に対する効果的な援助の実施（健康生活部）**

子どもや家庭の問題を背景とした深刻な児童虐待事案に対して、より適切に対応できるよう、児童相談の第一義的な窓口となる市町の相談職員に対する研修や連絡会議等を通じた技術的支援や助言を行います。

また、地域における「子育て応援ネット」による見守り等との連携を図るとともに、専門機関であるこども家庭センターの機能を充実し、地域市町や関係機関と連携して対象児童家庭に対する効果的な援助を行います。

- 児童虐待の早期発見・対応
- 児童虐待家庭再生の指導支援とフォローアップ
- 市町児童家庭相談に対する技術的な助言と援助
- 児童虐待24時間ホットライン（休日・夜間等も24時間対応）の設置運営

○　**ＤＶ対策の推進（健康生活部・県土整備部）**

「兵庫県配偶者等からの暴力（ＤＶ）対策基本計画」に基づき、女性家庭センターの体制強化、民間シェルターに対する財政的支援等の課題に取り組みます。

また、住宅の確保が困難な自立意欲のあるＤＶ被害者に対して、恒久住宅へ移行するまでの間の利用を認める一時入居住宅（ステップハウス）を一定数確保するほか、ＤＶ被害者の緊急一時保護を行う社会福祉施設や民間シェルター等の委託先の確保、県営住宅におけるＤＶ被害者の優先入居を実施します。

【活動指標：ＤＶ被害者の緊急一時保護委託施設数】

（平成 17 年度）		（平成 20 年度）
１４　施設	⇒	２０　施設

○　**高齢者介護等に携わる人材の養成（健康生活部）**

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成18年４月１日施行）を踏まえ、関係する専門職種の資質向上や養介護施設における虐待防止等の取組を推進するための研修機会の充実を図ります。

○　**高齢者を対象とした防犯情報の提供（警察本部）**

振り込め詐欺、悪質リフォーム詐欺など、高齢者が被害に遭いやすい犯罪の手口や具体的な防犯対策に関する情報について、市町、関係行政機関等と連携した広報啓発に努めます。

○　**防犯ブザーの貸し出し（警察本部）**

痴漢、ひったくり等の犯罪被害に遭いやすい女性や子どもを守るため、県内交番、駐在所、駅の痴漢等被害相談所において防犯ブザーの貸し出しを積極的に実施します。

(2) 安全に関する対応能力の向上（行動４）

（取組の方向）

子ども・高齢者・女性等が、犯罪をはじめ、近年大きな問題となっているいじめ問題など、日常生活において抱える様々な課題を気軽に相談できる体制を整備するとともに、自らの身を守るための術を身につけることができるよう、学習機会の充実を図ります。

ア　気軽に相談できる場づくり

子どもや高齢者等が、犯罪その他様々な悩み事の解決や、非行等に係る子どもの立ち直りを支援するため、専門家や専門機関が連携して、相談者のニーズに応じた効果的な相談体制を整備します。

〈主な取組〉

○　**ひょうごユースケアネットの運営（県民政策部）**

関係機関・家庭・地域が連携して、不登校やひきこもりなど、青少年の心の問題に取り組むため、シンポジウムをはじめ、保護者や関係者の交流学習会などを行います。

○　**地域ＳＮＳを活用した相談・情報交換の場の提供（県民政策部）**

地域ＳＮＳ（※）を活用して、インターネット上で子育てや介護等の同じ悩みを持つ人が気軽に語り合い、情報交換する場を提供します。

○　**くらしの安全安心サポート体制の強化（県民政策部）**

生活科学センター等で、消費者からの商品やサービスに関する疑問や悪質商法等の苦情相談に迅速・的確に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、製品事故や食の不安に対する相談窓口を整備します。

○　**子どもの悩みを受け止める相談窓口の開設（教育委員会）**

児童生徒や保護者の様々な悩み事に対応するため、臨床心理士、カウンセラー等が個々のケースに応じた適切な指導・助言を行う「ひょうごっ子悩み相談」に加え、いじめ問題をいつでも相談できる「ひょうごっ子いじめ相談２４時間ホットライン」を設置し、いじめの早期発見・早期解決を図ります。

○　**こころの相談支援事業の実施（教育委員会）**

児童生徒の不登校・問題行動等の課題を解決するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを全公立中学校・中等教育学校に配置するほか、高校生の問題行動の多様化・深刻化に対応するため、キャンパスカウンセラーをすべての県立高等学校に配置します。

また、小学校における問題行動等の増加に対応するため、スクールカウンセラーを小学校に拠点配置するなど、児童と保護者の心の相談や教職員に対する相談支援を行います。

○　**様々な課題から学校をサポートする体制の充実（教育委員会）**

いじめ、不登校、暴力行為など、児童生徒の問題行動等への未然防止及び早期対応、早期解決を図るため、様々な専門性を有する職種が連携して、学校への多面的な支援を行う「学校支援チーム」（学校・警察ＯＢ、精神科医、心のケア担当相談員（臨床心理士）、児童生徒の安心づくりコーディネーター（社会福祉士等））を各教育事務所に設置し、複雑・多様化する課題の解決を図ります。

○　**犯罪等各種事案への相談対応（警察本部）**

いじめや不登校をはじめ、万引き等の非行問題に女性の少年相談専門員が対応する「少年相談室（ヤングトーク）」、性犯罪、痴漢、ストーカーなどの被害に対し、女性警察官が相談受理に当たる「レディースサポート交番」、主要駅構内に設置する「痴漢等被害相談所」や「ストーカー相談電話」など、事案に応じたきめ細かい相談対応を行います。

イ　自らを守る術を身につける学習機会の提供

子どもや高齢者等が自らの安全を守るための術を身につけることができるよう、知識や技能の習得機会の提供に努めます。

〈主な取組〉

○　**悪質商法等の被害防止対策の推進（県民政策部）**

地域で身近な消費者問題に取り組む「くらしのクリエーター」や地域団体と協働して、悪質商法に関する情報提供や地域住民への声かけ運動等を展開します。

また、悪質商法等による消費者被害を未然に防止するため、生活科学センター等において、講座・セミナーなどの啓発事業等を実施するとともに、悪質事業者に対する指導を強化します。

○　**子ども・高齢者の危機回避能力の向上（教育委員会・警察本部）**

子どもの安全確保に向けた「子どもを守る110番の家（店）」の周知を図るためのウォーク・ラリーの実施、地域安全マップの作成、子ども、高齢者等を対象とした参加・体験型の防犯教室や防犯訓練の積極的な開催等を通じて、子ども、高齢者等が自らを守る術を身に付けることができるよう支援します。

また、子どもに対する声かけ事案等の発生状況を地図上に表示した「子どもハザードマップ」を公表して、注意喚起を図ります。

【活動指標：「子どもを守る110番の家（店）」の周知を図るためのウォーク・ラリーの小学校全クラス実施率】

（平成 17 年度）		（平成 19 年度）
８２．９％	→	１００％

○　**少年サポートセンターの運営（警察本部）【再掲】**

地域における少年の健全育成活動の拠点として、街頭補導、少年相談、非行防止教室、子どもの防犯教室などを行う少年サポートセンターを県内12箇所で運営します。

また、非行防止教室等の機会をとらえ、「出会い系サイト」の危険性を啓発するとともに、被害児童の保護や立ち直り支援を行います。

(3) 豊かなこころの育成（行動５）

（取組の方向）

少年犯罪の多発を踏まえ、地域ボランティア、事業者等の協働による青少年の非行防止活動を応援するほか、青少年の道徳観、公共心、他者への思いやりなど、豊かなこころを育みます。

また、青少年の規範意識向上に重要な役割を果たす家族や家庭の絆を深める取組を応援します。

ア　非行防止活動の推進

地域のボランティア、関係団体、事業者等と連携して、青少年の健全な育成を阻害する有害な環境を改善し、非行防止に効果的な環境づくりを行います。

〈主な取組〉

○　**青少年を守り育てる県民スクラム運動の展開（県民政策部）【再掲】**

複雑・多様化する青少年問題に対応するため、地域、学校、事業者、行政などの関係者が対応策などを協議する青少年育成スクラム会議を開催するとともに、青少年愛護活動推進員や青少年愛護活動推進協力員、青少年補導委員等との連携により図書類等収納自動販売機、図書販売店、カラオケハウス等の環境総点検活動を行うなど、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進します。

【活動指標：青少年育成スクラム加盟店数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
９８，０２３店	⇒	１００，０００店

○　**青少年愛護条例の周知、運用（県民政策部）**

地域協働による青少年の健全育成と保護を目的とした社会環境の整備を進めるため、県民に対する啓発活動のほか、事業所に対する調査、指導により、青少年愛護条例の周知徹底及び適切な運用を図ります。

[平成18年における主な改正点]

◎　**有害情報等への対応強化**
- 表紙、包装箱上の性的描写による有害図書類の包括指定
- 自動販売機管理者を設置場所と同一市区町在住者に限定

◎　**青少年の深夜（午後11時～翌午前５時）外出の抑制**
- 深夜営業者に施設・敷地内の青少年に帰宅を促す努力義務
- 個室、区画席を持つカラオケハウス等への深夜立入禁止

◎　**非行につながる行為への対応強化**

古物買受け制限対象からの「書籍除外」規定の削除

○　**青少年補導センター活動の推進（県民政策部）**

青少年の非行、不良行為の防止及び相談活動に取り組む青少年補導センター及び県青少年補導委員連合会の活性化を図るための研修事業等を推進します。

○　**薬物の乱用防止対策の推進（健康生活部）**

薬物乱用を許さない社会づくりを推進するため、地域に密着した啓発活動を展開します。とりわけ、薬物に対する若年層の理解を深めるため、大学生による薬物乱用防止啓発活動を実施するなど、啓発効果の高い活動を展開します。

○　**少年非行総合対策「少年マナーアップ兵庫」活動の推進（警察本部）**

少年の規範意識の向上を図るとともに、地域社会における非行防止への取組機運の醸成に向けて情報発信活動を強化するなど、関係機関、団体等と協働した地域ぐるみの非行防止活動を強化します。

- 少年マナーアップ強化日（毎月10日）における少年警察ボランティア等との合同補導活動の実施
- 青少年補導センター等に対する情報発信活動の推進
- 少年補導職員で構成している劇団「麦の穂」「みちびき」等の学校への派遣による寸劇形式の公演を通じた啓発活動の実施

○　**少年サポートセンターの運営（警察本部）【再掲】**

　地域における少年の健全育成活動の拠点として、街頭補導、少年相談、非行防止教室、子どもの防犯教室などを行う少年サポートセンターを県内12箇所で運営します。

　また、非行防止教室等の機会をとらえ、「出会い系サイト」の危険性を啓発するとともに、被害児童の保護や立ち直り支援を行います。

イ　学校、家庭等における道徳観等の育成

　兵庫の特色を生かした環境体験、自然体験等の多様な体験学習を推進するとともに、規範意識、倫理観、他者を思いやる心などを培う道徳教育を通じて、次代を担う子どもたちの道徳観、公共心を育みます。

　また、家族や家庭をめぐる事件が社会問題となっている現状を踏まえ、家族のきずなの再構築を図るとともに、大人自身が一人の親、社会人として、子どもの模範となる行動をとるよう啓発に努めます。

〈主な取組〉

○　**青少年いきいき体験事業の展開（県民政策部）**

　青少年団体等のノウハウを活用した体験学習事業や農山漁村への体験留学など、青少年に多様な体験の機会を提供することにより、集団生活や団体行動を通じて青少年自身が規律や協調性を育むよう努めます。

○　**環境学習拠点施設の機能強化（県民政策部・健康生活部）**

　多様な環境学習、教育の場として、播磨科学公園都市に自然エネルギーの活用など地球温暖化対策の理解を深める「エコハウス（仮称）」の整備を進め、体験型の環境学習を展開するとともに、姫路市家島町のいえしま自然体験センターをリニューアルして自然体験活動や環境学習のプログラムの充実を図るなど、環境学習の拠点づくりを進めます。

○　**集団生活による若者の自立支援の推進（県民政策部・教育委員会）**

　不登校などの青少年が寮生活をしながら、人や自然とのふれあい体験を通じて、自分づくりや生きがい探しができるよう支援する「神出学園」や但馬の地域や自然とふれあう体験と集団活動を通じて自主・自律の精神や人間相互の関係について正しい理解を養い、学校生活に適応できるよう支援する「但馬やまびこの郷」を運営し、こころ豊かな青少年の育成を図ります。

○　**家族の絆を深める取組の展開（県民政策部）**

　県民一人ひとりが自らの家族・家庭についてのあり方等を考えたり、家族一緒に体験を共有しようとする機運を醸成するため、様々な主体（地域団体・ＮＰＯ・企業・学校・マスコミ・行政等）の参画による推進母体の設立を支援し、官民あげて県民の主体的な取組を推進します。

○　**私学における社会体験活動推進事業の展開（企画管理部）**

地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を実施することにより、地域に学び、他人を思いやる心情を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」を育むため、私立中学校をはじめとした私学が実施する社会体験活動への助成を行います。

○　**多様な環境学習機会を提供するひょうごグリーンスクールの展開（健康生活部・農林水産部・県土整備部・教育委員会）**

人間形成の基礎が培われる発達段階において、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する豊かな心を身につけるため、すべての小学校３年生を対象に、自然にふれあう体験型環境学習を行うほか、水稲・野菜の栽培などの農作業体験、自分たちの住む町の河川・道路・港湾・下水道などの社会基盤見学など、多様な環境学習機会の提供を通じて、子どもたちの豊かな心を培います。

- 小学３年生を対象とした体験型環境学習（環境体験事業）の実施
- 生活ごみの削減やヒートアイランド現象に関する学習機会の提供
- 身近な里山林の活用による森林体験学習の実施
- 水稲、野菜の栽培作業等のいきいき農作業体験の実施
- 土木事務所と学校の連携による社会基盤学習の実施
- 学校における環境教育を推進するための実践推進校の指定

【活動指標：全小学校における体験型環境学習の実施率】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
な　し	→	１００％

○　**ひょうごっこグリーンガーデン推進事業の展開（健康生活部）**

幼児期において驚きや感動を通じて生命の不思議さやつながりを体感できるよう、幼稚園、保育所の児童に対して、植物栽培、動物飼育、田畑・農園での農体験などの多様な自然体験を促します。

また、のじぎく兵庫国体マスコット「はばタン」を活用し、紙芝居やクイズ等による環境学習を通じた支援を行います。

○　**グリーンサポートクラブ推進事業の展開（健康生活部）**

次代を担う幼児、児童・生徒を対象にした環境学習のプロデューサーやコーディネーターとしての役割が期待される地域団体・ＮＰＯ関係者等の能力を養成するため、シンポジウム形式による交流会や体験学習セミナーを開催するほか、環境学習に関する情報発信、環境学習を展開するためのボランティア「ひょうごグリーンサポーター」の募集や活動への支援を行います。

○　**道徳教育実践推進アクションプランの展開（教育委員会）**

道徳教育のさらなる充実を目指して、「『地域教材の開発』指導資料」を活用し、

地域に根ざした教材による実践的な取組を展開します。

・　道徳教育推進協議会の開催
・　道徳教育推進モデル地域の指定
　郷土を題材とした自作教材作成とそれを活用した道徳の時間の充実や、家庭・地域との協働による道徳的実践力を育む指導のあり方等を研究
・　道徳教育実践研修の実施
　教員研修による実践的な指導力の向上

○　発達段階に応じた子どもたちの豊かな心の育成（教育委員会）

小・中・高校それぞれの子どもたちの発達段階に応じて、自然学校(※)、地域に学ぶトライやる・ウィーク(※)、高校生地域貢献事業―トライやる・ワーク―(※)等の体験活動を推進します。

また、自他の命を大切にすることは、時代を超えても変わらないものであることを理解させるため、子どもたちの発達段階に応じて、命の大切さを実感させる教育プログラムの普及・活用を図ります。

○　情報モラル教育(※)サポートプランの推進（教育委員会）

教職員等を対象に、インターネットの適正な利用などのフォーラム、研修会を開催し、情報モラルを子どもたちに適切に指導できるよう、その普及啓発を推進します。

3　防犯に配慮した施設の管理・整備の支援（第３の柱立て）

(1) 防犯に配慮した施設の管理等の取組（行動６）

（取組の方向）

強盗、空き巣等の犯罪からの安全確保を図れるよう、住宅・店舗等の所有、管理者への情報提供のほか、犯罪抑止に有効と考えられる快適な生活環境づくりに取り組む県民・事業者等を応援します。

ア　施設の安全管理

住宅、店舗その他の施設の所有、管理者に対して、その構造、設備、管理方法等に関する情報提供等の支援を行います。

また、割れ窓理論(※)の考え方にあるとおり、快適な生活環境の保持は、犯罪の抑止にも大きな効果があることから、地域住民と事業者の連携・協働による施設管理や不法投棄対策を支援します。

〈主な取組〉

○　**住宅及び住宅地の防犯指針の普及啓発（県民政策部・県土整備部）**

住宅・住宅地に関する防犯上の配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針」について、広く住宅・住宅地を整備しようとする者及び所有・管理者への普及啓発を行い、防犯性の高い構造、設備を有する住宅の普及や防犯上配慮すべき事項の周知を図ります。

○　**深夜営業店舗の防犯指針の普及啓発（県民政策部・警察本部）**

深夜営業店舗に関する防犯上の配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針」について、深夜（午後11時～翌午前５時）に物品販売業を営む事業者等への普及啓発を行い、防犯性の高い深夜営業店舗とするために配慮すべき事項の周知を図ります。

○　**防犯カメラの普及啓発（県民政策部・警察本部）**

公共空間に設置する防犯カメラの効果的事例を紹介するなど、その普及啓発に努めます。また、防犯カメラは、防犯対策として有効な一方、プライバシーへの配慮などその適正な管理運用が求められることから、設置・管理者の参考となるガイドラインの策定を検討します。

○　**事業所における防犯対策の推進（県民政策部・警察本部）**

事業所における防犯対策の確立を図るため、事業所ごとに防犯訓練・教育、防犯設備の管理等を実施する「防犯責任者」の設置を促進します。

【活動指標：防犯責任者設置事業所数】

（平成 17 年度）		（平成 20 年度）
な　し	⇒	５，０００事業所

○　**不法投棄を許さない地域づくりの推進（健康生活部）**

郵便局、ＪＡ、宅配業者と協定を締結し、不法投棄の早期発見や通報体制を強化していくほか、地域住民との合同パトロール、監視カメラの貸出等を通じて、地域ぐるみによる不法投棄対策を推進します。

○　**県民等とのパートナーシップによる維持管理の推進（県土整備部）**

県が管理する道路、河川、海岸等の公共物において、一定区間ごとに美化清掃活動に取り組む参加団体（住民や企業）と管理者が「ひょうごアドプト(※)」に基づき、合意書を締結（養子縁組（アドプト））する取組について、担当地区の清掃美化、草刈り、植栽などに取り組む参加団体名などを表示する看板の設置やボランティア保険の付与のほか、軍手やゴミ袋の支給などの支援を行います。

また、快適な生活環境の創出に取り組むことにより、地域への愛着心を深めるとともに、新たなコミュニティの形成を促進し、いきいきとした地域づくりを目指します。

○　防犯優良マンション供給の推進（県土整備部・警察本部）

(財)兵庫県住宅建築総合センター、(社)兵庫県防犯協会連合会、特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会の協働により、防犯優良マンションを認定する制度を創設し、広く普及を図ることを通じて防犯上優れたマンションの供給を促進します。

【活動指標：防犯優良マンションの延べ認定件数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
な　し	⇒	１５０　件

○　県民まちなみ緑化事業の推進（県土整備部）

県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組むしくみとして、地域団体、ＮＰＯなどが協働して、学校、公園、空地などで実施する緑化、土石採取跡地や廃自動車置き場等の修景緑化などに要する経費を助成し、都市地域における環境の改善を図ります。

○　関係機関・団体との防犯ネットワークの構築（警察本部）【再掲】

郵便局、消防署、新聞販売店などの事業所等と連携し、事業活動の際にパトロールを行い、不審者（物）を発見した際に110番通報する取組を支援します。

また、県域単位の事業所等防犯ネットワーク会議、地域単位の防犯講習会等を開催して、防犯に関する情報交換を行うなど、関係機関・団体との連携強化に努めます。

○　優良防犯機器の普及促進（警察本部）

防犯設備アドバイザー(※)と連携して、防犯教室、防犯設備展を開催するなど、防犯カメラや防犯ガラス・錠などの優良建物部品等の普及促進を図ります。

イ　繁華街の環境浄化対策の推進

繁華街を健全で魅力あふれるものとするため、客引きや青少年の健全育成に有害な店舗の営業者等に対する指導・改善を強化するとともに、地域住民、市町と連携して、迷惑駐輪、違法看板等の犯罪を誘発するおそれのある環境の浄化に取り組みます。

〈主な取組〉

○　**青少年を守り育てる県民スクラム運動の展開（県民政策部）【再掲】**

複雑・多様化する青少年問題に対応するため、地域、学校、事業者、行政などの関係者が対応策などを協議する青少年育成スクラム会議を開催するとともに、青少年愛護活動推進員や青少年愛護活動推進協力員、青少年補導委員等との連携により図書類等収納自動販売機、図書販売店、カラオケハウス等の環境総点検活動を行うなど、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進します。

【活動指標：青少年育成スクラム加盟店数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
９８，０２３店	⇒	１００，０００店

○　**青少年愛護条例の周知、運用（県民政策部）【再掲】**

地域協働による青少年の健全育成と保護のための社会環境の整備を進めるため、県民に対する啓発活動のほか、事業所に対する調査、指導により、青少年愛護条例の周知徹底及び適切な運用を図ります。

[平成18年における主な改正点]

◎　**有害情報等への対応強化**
- 　表紙、包装箱上の性的描写による有害図書類の包括指定
- 　自動販売機管理者を設置場所と同一市区町在住者に限定

◎　**青少年の深夜（午後11時～翌午前５時）外出の抑制**
- 　深夜営業者に施設・敷地内の青少年に帰宅を促す努力義務
- 　個室、区画席を持つカラオケハウス等への深夜立入禁止

◎　**非行につながる行為への対応強化**

古物買受け制限対象からの「書籍除外」規定の削除

○　**商店街等における共同施設の整備（産業労働部）**

阪神・淡路大震災により、多大な影響を受けている商店街・小売市場が建設する共同施設への助成制度として、特に防犯面の課題を解決するため、共同で設置する防犯カメラをメニューに加え、その経費の一部を助成します。

○　**屋外広告物対策の推進（県土整備部）**

主要道路や駅周辺の違反広告物を撤去する「違反広告物はがし隊」など、美しい地域づくりに向けた地域住民の主体的な活動を支援します。

【活動指標：違反広告物はがし隊認定数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
５０　団体	⇒	１４０　団体

○　**迷惑防止条例の周知、運用（警察本部）**

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（いわゆる迷惑防止条例）に基づき、繁華街・歓楽街における悪質な客引き等の迷惑行為に対する取締りを強化し、県民の平穏で健全な生活環境の保持を図ります。

[平成18年における主な改正点]

◎　**客引き行為等の禁止行為の拡大**

・　相手を特定した呼びかけ、ビラ配付や写真提示を行う客引き

・　相手を特定せずに呼びかけ、ビラ等を配付する誘引行為

・　客引きや誘引を行う目的でのたたずみ、うろつく行為

◎　**風俗営業、性風俗営業等の従業員やＡＶ女優のスカウト行為等の禁止**

◎　**公安委員会規則で指定する地域における中止命令の発出**

客引き等を行う目的で、相手方を待つ行為

○　**スーパー防犯灯の効果的な運用（警察本部）**

繁華街における防犯対策を推進するため、街頭緊急通報システムであるスーパー防犯灯(※)について、設置効果の適切な評価検証を行いつつ、青色誘導灯の付設を検討するとともに、効果的な運用に努めます。

○　**官民協働によるまちの再生（警察本部）**

健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街とするため、行政機関・事業者・地域住民等が参画した協議会を推進母体として、迷惑駐輪に対する啓発、環境浄化啓発バナーの掲示、違法看板撤去など、官民協働による安全・安心まちづくりを一体的に推進します。

(2) 防犯に配慮した基盤の整備（行動７）

（取組の方向）

犯罪の防止に配慮したまちづくりを進め、県民・事業者等による同様の取組を促進するほか、まちの基盤整備の参考となる情報を広く普及啓発します。

また、犯罪被害に遭いにくい製品・制度の普及を図ります。

ア　まちの基盤整備

犯罪の防止に配慮したまちづくりを進めるため、道路、公園、住宅など、計画的なまちの基盤整備を進めるほか、このようなまちづくりに際して参考となる情報を広く普及啓発するなど、官民協働による取組の機運醸成を図ります。

また、割れ窓理論(※)の考え方にあるとおり、快適な生活環境の保持は、犯罪の抑止にも大きな効果があることから、住民主体によるまちづくりへの支援を推進します。

〈主な取組〉

○　**住宅及び住宅地の防犯指針の普及啓発（県民政策部・県土整備部）【再掲】**

住宅・住宅地に関する防犯上の配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針」について、広く住宅・住宅地を整備しようとする者及び所有・管理者への普及啓発を行い、防犯性の高い構造、設備を有する住宅の普及や防犯上配慮すべき事項の周知を図ります。

○　**道路・公園・駐車（輪）場の防犯指針の普及啓発（県民政策部・県土整備部）**

道路等に関する防犯上の配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」について、広くこれらの施設の設置・管理者への普及啓発を行い、防犯性の高い構造、設備を有する道路等の普及や防犯上の注意事項の周知を図ります。

○　**防犯灯整備の啓発（県民政策部）**

犯罪の防止に配慮したまちづくりを展開するため､特に犯罪等が発生しやすく、危険と考えられる箇所における防犯灯の整備が進むよう、道路、公園等の防犯指針の普及啓発に努めます。

○　**防犯優良マンション供給の推進（県土整備部）【再掲】**

(財)兵庫県住宅建築総合センター、(社)兵庫県防犯協会連合会、特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会の協働により、防犯優良マンションを認定する制度を創設し、広く普及を図ることを通じて防犯上優れたマンションの供給を促進します。

【活動指標：防犯優良マンションの延べ認定件数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
な　し	⇒	１５０　　件

○　**防犯まちづくりの推進（県土整備部）**

児童、生徒等の通学時の安全確保を図るため、通学路として指定されている箇所について、歩道・自転車歩行車道の整備を重点的に進めるほか、防犯に配慮した公園の整備や県営住宅のエレベーターかご内に防犯カメラを設置するなど、防犯に配慮した都市基盤整備を計画的に推進します。

○　**スーパー防犯灯の効果的な運用（警察本部）【再掲】**

繁華街における防犯対策を推進するため、街頭緊急通報システムであるスーパー防犯灯(※)について、設置効果の適切な評価検証を行いつつ、青色誘導灯の付設を検討するとともに、効果的な運用に努めます。

イ　防犯に配慮した製品等の普及

自動車、原付等の乗物・自動販売機・錠前など、犯罪被害の対象となりやすい製品の製造・販売業者等に対して、被害に遭いにくい製品や制度の普及に取り組むよう働きかけを行い、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

〈主な取組〉

○　防犯カメラの普及啓発（県民政策部・警察本部）【再掲】

公共空間に設置する防犯カメラの効果的事例を紹介するなど、その普及啓発に努めます。また、防犯カメラは、防犯対策として有効な一方、プライバシーへの配慮などその適正な管理運用が求められることから、設置・管理者の参考となるガイドラインの策定を検討します。

○　事業者との連携による取組の推進（警察本部）

金融機関、コンビニエンスストア、錠前等の業種ごとに協議会を開催するなど、防犯に関する情報交換や対策を進めます。

○　乗物盗対策の推進（警察本部）

自動車、原付等の乗物盗対策として、サードナンバー(※)、グッドライダー防犯登録(※)、自転車防犯登録制度等の普及啓発を促進するとともに、イモビライザー(※)等の盗難対策として有効な製品等に関する情報の提供を行います。

○　優良防犯機器の普及促進（警察本部）【再掲】

防犯設備アドバイザー(※)と連携して、防犯教室、防犯設備展を開催するなど、防犯カメラや防犯ガラス・錠などの優良建物部品等の普及促進を図ります。

（参考）

推進方策に示した主な取組と４つの留意点との関連（総括表）

※　「７つの行動」中再掲の取組は１回のみ計上

	留　意　点 主な取組	地域の総合力の向上	人づくり	ネットワークづくり	活動環境の整備
Ⅰ地域安全まちづくり活動の支援	行動１　県民意識の高揚				
	地域安全まちづくり活動の普及啓発	○	○		
	消費生活に関する情報の提供・啓発		○		
	各種広報媒体の活用と内容の充実		○		
	携帯電話等を活用したタイムリーな情報提供	○	○	○	
	防犯意識の普及啓発	○	○	○	
	防犯教室・講習会の開催	○	○		
	仲間づくりに役立つ情報の提供【行動２再掲】	○	○	○	
	防犯教材の貸し出し	○	○		
	かぎかけ運動の推進	○	○		
	相談体制の充実				○
	県民への被害者支援施策の周知と理解促進		○		○
	民間による被害者援助活動の充実			○	○
	被害者支援に関わる関係機関の連携			○	○
	行動２　地域ぐるみの活動の促進				
	まちづくり防犯グループの結成・活動促進	○		○	
	地域住民による自主防犯活動の促進	○			
	地域安全安心ステーションモデル事業の推進	○			
	地域安全活動連携推進事業の展開	○		○	
	県民交流広場事業の展開	○	○	○	○
	活動に必要な財政的基盤の充実	○			
	ＮＰＯと行政の協働事業の促進			○	
	関係機関・団体との防犯ネットワークの構築【行動６再掲】			○	
	地域のリーダーを養成する研修機会の提供		○		
	地域安全まちづくり推進員の設置		○	○	
	各種表彰制度の適切な運用	○	○		

	主な取組 ＼ 留意点	地域の総合力の向上	人づくり	ネットワークづくり	活動環境の整備
Ⅱ子ども高齢者等の安全確保の支援	行動３　地域で取り組む見守り活動の推進				
	子どもの安全を確保するための指針の普及啓発	○	○	○	
	登下校時における子どもの見守り活動の推進	○			
	ひょうごハート・ブリッジ運動の推進	○			
	子育て応援ネットの推進	○	○	○	
	高齢者による子ども見守り活動の充実	○			
	ユニバーサル社会づくり実践モデル地区の推進	○			○
	地域ぐるみの学校安全体制の整備	○			
	子どもを守る110番の家の効果的運用	○			
	子どもの安全を守る設備等の整備				○
	青少年を守り育てる県民スクラム運動の展開【行動５・６再掲】			○	○
	ひろば事業の展開	○			○
	学校・家庭・地域連携のしくみの構築	○	○	○	
	ひょうご放課後プラン事業「子ども教室型」の推進	○			○
	少年サポートセンターの運営【行動４・５再掲】		○		○
	高齢者の見守り活動の展開	○		○	○
	児童虐待家庭に対する効果的な援助の実施				○
	ＤＶ対策の推進				○
	高齢者介護等に携わる人材の養成		○		
	高齢者を対象とした防犯情報の提供	○	○	○	
	防犯ブザーの貸し出し				○
	行動４　安全に関する対応能力の向上				
	ひょうごユースケアネットの運営	○	○	○	
	地域ＳＮＳを活用した相談・情報交換の場の提供			○	○
	くらしの安全安心サポート体制の強化		○		○

	主な取組 ＼ 留意点	地域の総合力の向上	人づくり	ネットワークづくり	活動環境の整備
Ⅱ子ども高齢者等の安全確保の支援	子どもの悩みを受け止める相談窓口の開設				○
	こころの相談支援事業の実施				○
	様々な課題から学校をサポートする体制の充実				○
	犯罪等各種事案への相談対応				○
	悪質商法等の被害防止対策の推進	○	○		
	子ども・高齢者の危機回避能力の向上		○		
	行動５　豊かなこころの育成				
	青少年愛護条例の周知、運用【行動６再掲】	○			○
	青少年補導センター活動の推進	○	○		○
	薬物の乱用防止対策の推進	○	○		
	少年非行総合対策「少年マナーアップ兵庫」活動の推進	○	○		
	青少年いきいき体験事業の展開		○		
	環境学習拠点施設の機能強化		○		○
	集団生活による若者の自立支援の推進		○		
	家族の絆を深める取組の展開	○	○	○	
	私学における社会体験活動推進事業の展開		○		
	多様な環境学習機会を提供するひょうごグリーンスクールの展開	○	○		
	ひょうごっこグリーンガーデン推進事業の展開		○		
	グリーンサポートクラブ推進事業の展開	○	○		
	道徳教育実践推進アクションプランの展開		○		
	発達段階に応じた子どもたちの豊かな心の育成		○		
	情報モラル教育サポートプランの推進		○		

主な取組 ＼ 留意点		地域の総合力の向上	人づくり	ネットワークづくり	活動環境の整備
Ⅲ 防犯に配慮した施設の管理整備の支援	行動６　防犯に配慮した施設の管理等の取組				
	住宅及び住宅地の防犯指針の普及啓発【行動７再掲】	○	○		
	深夜営業店舗の防犯指針の普及啓発	○	○		
	防犯カメラの普及啓発	○			
	事業所における防犯対策の推進		○		
	不法投棄を許さない地域づくりの推進	○			
	県民等とのパートナーシップによる維持管理の推進	○			
	防犯優良マンション供給の推進【行動７再掲】	○			○
	県民まちなみ緑化事業の推進	○			
	優良防犯機器の普及促進【行動７再掲】		○		
	商店街等における共同施設の整備	○			
	屋外広告物対策の推進	○			
	迷惑防止条例の周知、運用				○
	スーパー防犯灯の効果的な運用【行動７再掲】				○
	官民協働によるまちの再生	○		○	
	行動７　防犯に配慮した基盤の整備				
	道路・公園・駐車（輪）場の防犯指針の普及啓発	○	○		
	防犯灯整備の啓発				○
	防犯まちづくりの推進				○
	事業者との連携による取組の推進			○	
	乗物盗対策の推進		○		

（参考）

数　値　目　標　（総　括　表）

項　　目	目　　標	
★成果指標（アウトカム指標）		
刑法犯認知件数の減少　（Ｐ８）	H21までの今後３年間で、刑法犯認知件数を20%減少	
安全・安心な地域環境の創造の認識の向上（Ｐ８）	H21までの今後３年間で、安全・安心なまちづくり活動や地域環境の整備が進んでいると認識している県民の割合を20%増加	
★活動指標（アウトプット指標）		
１　地域安全まちづくり活動の支援		
防犯活動通信の発行部数　（Ｐ11）	(H17)　2,300部	(H20)　10,000部
まちづくり防犯グループの結成数　（Ｐ14）	(H17)　1,467団体	(H19)　2,700団体
地域安全活動連携推進事業によるネットワーク数（Ｐ15）	(H17)　—	(H19)　830ﾈｯﾄﾜｰｸ
地域づくり活動応援事業累計助成対象件数（Ｐ16）	(H17)　1,450団体	(H21)　3,390団体
地域安全まちづくり推進員委嘱者数　（Ｐ17）	(H17)　—	(H19)　2,500人
２　子ども、高齢者等の安全確保の支援		
子育てネットワーク数　（Ｐ18）	(H17)　730ﾈｯﾄﾜｰｸ	(H19)全小学校区において立ち上げ
青少年育成スクラム加盟店数　（Ｐ20、26）	(H17)　98,023店	(H21)　100,000店
子どもの冒険ひろば数　（Ｐ20）	(H17)　200カ所	(H19)　360カ所
若者ゆうゆう広場数　（Ｐ20）	(H17)　30カ所	(H20)　60カ所
ＰＴＣＡ活動支援事業地区別研究大会延参加者数（Ｐ20）	(H17)　20,000人	(H21)　100,000人
地域教育推進会議延参加者数　（Ｐ21）	(H17)　5,000人	(H21)　25,000人
民生委員による１人当り活動日数　（Ｐ22）	(H17)　125日	(H19)　135日
ＤＶ被害者の緊急一時保護委託施設数（Ｐ22）	(H17)　14施設	(H20)　20施設
「子どもを守る110番の家（店）」の周知を図るためのウォーク・ラリーの小学校全クラス実施率（Ｐ25）	(H17)　82.9%	(H19)　100%
全小学校における体験型環境学習の実施率（Ｐ28）	(H17)　—	(H21)　100%
３　防犯に配慮した施設の管理・整備の支援		
防犯責任者設置事業所数　（Ｐ30）	(H17)　—	(H20)5,000事業所
防犯優良マンションの延べ認定件数（Ｐ31、34）	(H17)　—	(H21)　150件
青少年育成スクラム加盟店数【再掲】　（Ｐ32）	(H17)　98,023店	(H21)　100,000店
違反広告物はがし隊認定数　（Ｐ32）	(H17)　50団体	(H21)　140団体

第４　推進体制

１　ひょうご防犯まちづくり推進協議会の運営

平成17年３月に民間主導で設立された協議会組織で、県民ぐるみで防犯活動を展開するための推進母体として、地域ぐるみで安全を確保する活動や子どもを犯罪から守る活動、犯罪の起こりにくいまちをつくる活動等を推進しています。

構成団体（会員）	地域活動団体（自治会、婦人会、子ども会等の県域団体）、学校・青少年関係団体、報道、防犯活動団体、犯罪被害者支援団体、防犯関係事業者団体、行政、警察　計104団体
代 表 者	会長　井　戸　敏　三（兵庫県知事）
設　　立	平成17年３月８日（設立総会開催）
事 務 局	兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

２　地域協働推進本部地域防犯部会の運営

県民の自発的で自律的な地域安全まちづくり活動の一体的支援を目指す庁内推進組織である「地域協働推進本部」（本部長：知事）内に設置された部会の一つで、地域安全まちづくり条例に基づく施策の横断的、総合的な展開を図ります。

構　　成	知事部局、教育委員会、警察本部の関係26課室で構成
部 会 長	兵庫県県民政策部地域協働局長
事 務 局	兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課

３　市町防犯担当課長会議の運営

県民が主体となった地域安全まちづくり活動を効果的に支援するため、市町防犯担当課長会議を開催し、犯罪・防犯情報の共有化、技術的助言を行うとともに、地域の実情に応じた支援方策のあり方等について検討を行います。

構　　成	県及び29市12町の防犯担当課長で構成
事 務 局	兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課

４　兵庫県被害者支援連絡協議会の運営

被害者支援に関する関係機関・団体間の相互協力と緊密な連携を図り、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を効果的に推進していきます。

構　　成	兵庫県弁護士会などの民間団体、神戸地方検察庁など国、神戸市、県の関係機関で構成
部 会 長	兵庫県警察本部長
事 務 局	兵庫県警察本部警務部警務課

第５　参考資料

参考１　県内の犯罪情勢

(1) 刑法犯認知状況

兵庫県内における刑法犯認知件数は、平成８年以降急増し、平成14年には、戦後最多となる16万４千件を記録した。その後、減少傾向にあるが、平成18年は11万３千件で、10年前（平成８年）の約1.8倍と依然として高水準にある。とりわけ、県民生活に身近なところで発生するひったくりなどの「街頭犯罪」や空き巣などの「侵入犯罪」が全体の約65%を占めている。

	平成８年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
刑法犯認知件数	64,635	164,445	153,080	135,119	121,539	113,320
指数（平成８年＝100）	100	254	237	209	188	175
街頭・侵入犯罪の割合	72.6%	77.3%	75.4%	71.0%	68.2%	65.3%

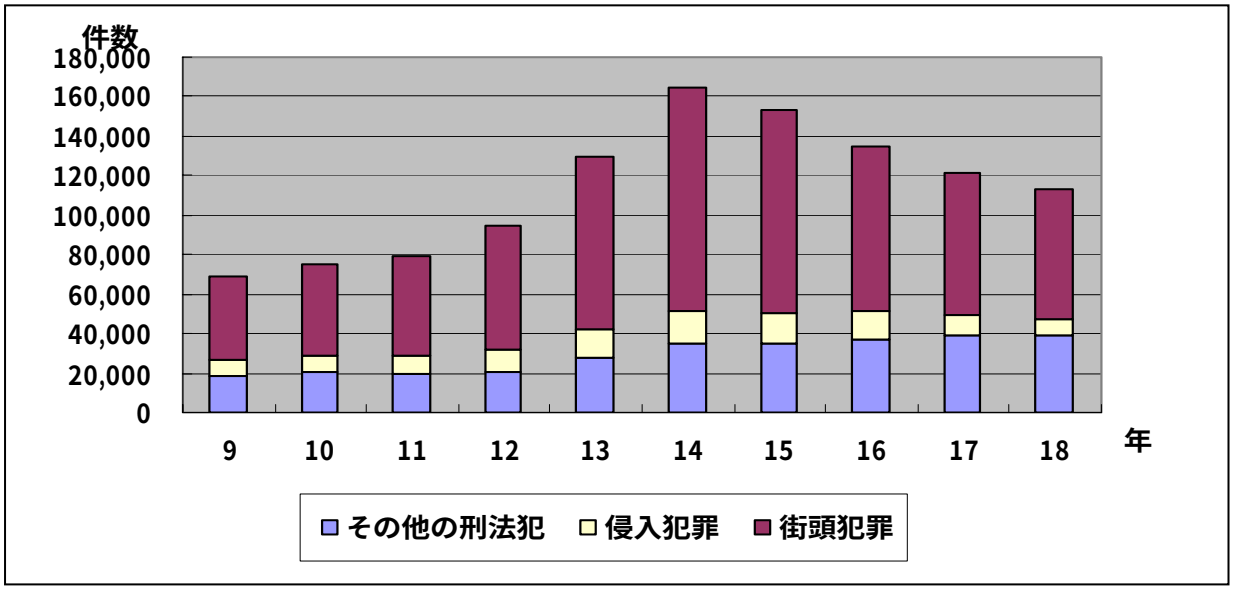

市町別刑法犯認知件数の推移（平成16年～平成18年）

市町村名			平成18年(件数)	平成17年(件数)	平成16年(件数)	増減率（18/17）	増減率(17/16)
総数			113,320	121,539	135,118	△ 6.8 %	△ 10.0 %
神戸	神戸市		34,405	35,810	41,649	△ 3.9 %	△ 14.0 %
		東灘区	3,547	3,943	4,846	△ 10.0 %	△ 18.6 %
		灘区	2,987	3,145	3,887	△ 5.0 %	△ 19.1 %
		兵庫区	3,691	3,680	4,477	0.3 %	△ 17.8 %
		長田区	3,033	2,843	3,575	6.7 %	△ 20.5 %
		須磨区	3,072	2,930	3,627	4.8 %	△ 19.2 %
		垂水区	3,273	3,548	3,930	△ 7.8 %	△ 9.7 %
		北区	2,863	2,992	3,614	△ 4.3 %	△ 17.2 %
		中央区	7,050	7,530	8,247	△ 6.4 %	△ 8.7 %
		西区	4,889	5,199	5,446	△ 6.0 %	△ 4.5 %
阪神南	尼崎市		14,284	15,466	16,151	△ 7.6 %	△ 4.2 %
	西宮市		9,944	10,935	11,258	△ 9.1 %	△ 2.9 %
	芦屋市		1,582	1,641	2,188	△ 3.6 %	△ 25.0 %
阪神北	伊丹市		5,341	5,632	5,700	△ 5.2 %	△ 1.2 %
	宝塚市		3,063	3,287	3,994	△ 6.8 %	△ 17.7 %
	川西市		1,974	2,406	2,817	△ 18.0 %	△ 14.6 %
	三田市		1,416	1,560	1,664	△ 9.2 %	△ 6.3 %
	猪名川町		242	339	303	△ 28.6 %	11.9 %
東播磨	明石市		6,243	7,003	7,894	△ 10.9 %	△ 11.3 %
	加古川市		6,209	6,449	7,367	△ 3.7 %	△ 12.5 %
	高砂市		2,009	1,888	2,237	6.4 %	△ 15.6 %
	稲美町		461	469	394	△ 1.7 %	19.0 %
	播磨町		641	783	901	△ 18.1 %	△ 13.1 %
北播磨	西脇市		616	672	812	△ 8.3 %	△ 17.2 %
	三木市		1,300	1,420	1,705	△ 8.5 %	△ 16.7 %
	小野市		771	843	950	△ 8.5 %	△ 11.3 %
	加西市		490	602	711	△ 18.6 %	△ 15.3 %
	加東市		675	716	839	△ 5.7 %	△ 14.7 %
	多可町		153	159	207	△ 3.8 %	△ 23.2 %
中播磨	姫路市		12,462	13,519	13,671	△ 7.8 %	△ 1.1 %
	神河町		124	111	185	11.7 %	△ 40.0 %
	市川町		120	138	190	△ 13.0 %	△ 27.4 %
	福崎町		299	348	434	△ 14.1 %	△ 19.8 %
西播磨	相生市		385	479	606	△ 19.6 %	△ 21.0 %
	たつの市		1,133	1,155	1,241	△ 1.9 %	△ 6.9 %
	赤穂市		759	845	899	△ 10.2 %	△ 6.0 %
	宍粟市		303	383	452	△ 20.9 %	△ 15.3 %
	太子町		609	670	625	△ 9.1 %	7.2 %
	上郡町		198	194	236	2.1 %	△ 17.8 %
	佐用町		155	176	188	△ 11.9 %	△ 6.4 %
但馬	豊岡市		1,141	1,131	1,439	0.9 %	△ 21.4 %
	養父市		255	253	321	0.8 %	△ 21.2 %
	朝来市		391	495	517	△ 21.0 %	△ 4.3 %
	新温泉町		132	144	164	△ 8.3 %	△ 12.2 %
	香美町		151	207	249	△ 27.1 %	△ 16.9 %
丹波	篠山市		479	529	748	△ 9.5 %	△ 29.3 %
	丹波市		779	878	1,175	△ 11.3 %	△ 25.3 %
淡路	洲本市		518	702	757	△ 26.2 %	△ 7.3 %
	南あわじ市		429	558	491	△ 23.1 %	13.6 %
	淡路市		486	517	550	△ 6.0 %	△ 6.0 %
	管外等		193	27	239	614.8 %	△ 88.7 %

注：合併した各市町については、合併後の市町名で作成している。

(2) 少年犯罪の現状

平成18年中の刑法犯少年は、6,224人で、前年と比較して9.8%減少しているが、依然として高水準で推移しており、全刑法犯検挙人員（19,037人）の32.7%を占めている。とりわけ、街頭・侵入犯罪の検挙人員の６割以上を少年が占めている。

また､刑法犯少年に占める万引き､自転車盗等の初発型非行も73.6%となっており、ごく普通と見られる少年が罪の意識を感じずに犯罪に手を染める傾向がうかがわれる。

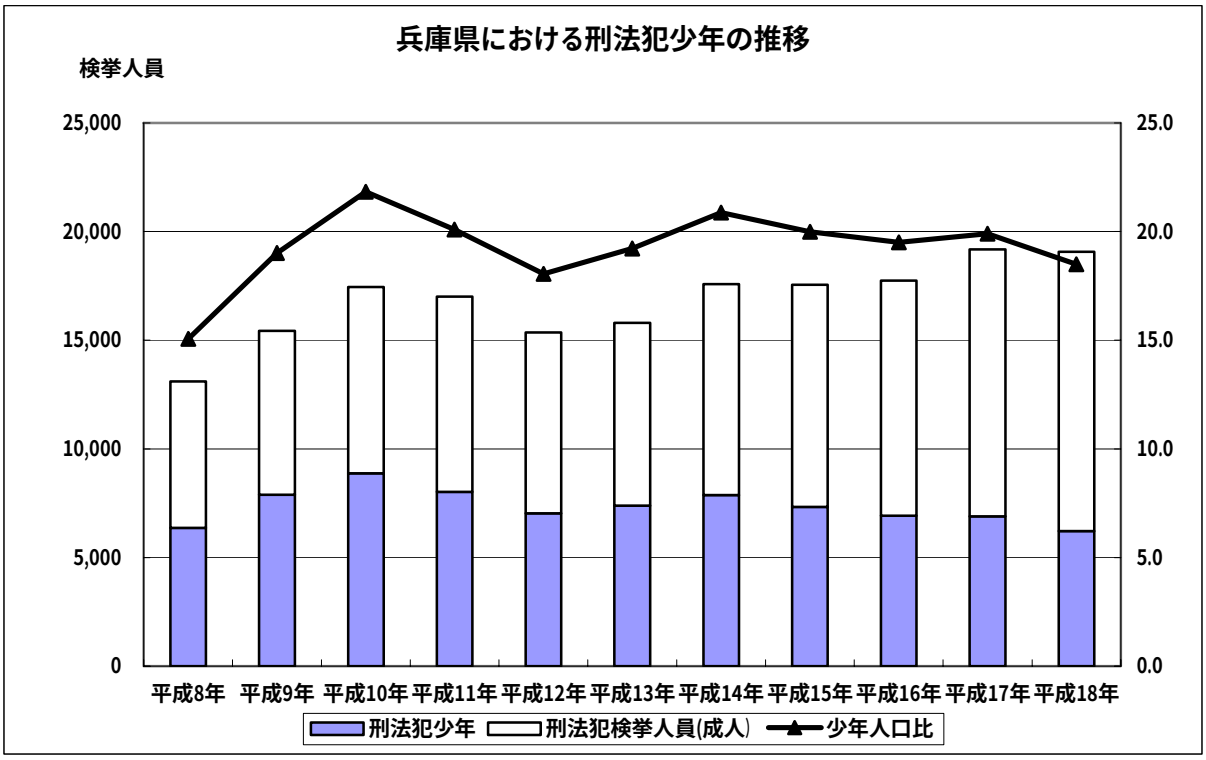

参考２　第10回県民意識調査結果（抜粋）

(1) 調査の概要

ア　調査の目的

本調査は、県民の価値観や行動志向、行政への評価・要望など、県民生活の基本的な意識の経年変化を大きな潮流として捉えることにより、政策形成、施策運営の基礎資料を得るため、年次テーマを「地域を舞台にした県民主体の地域づくり」とし、地域ぐるみ安全対策事業等の県民主体の地域づくり手法をめぐる県民の意識やニーズ、参加意欲等を調査したものである。

イ　調査年月日

平成16年11月中旬～12月中旬の約１ヶ月間

ウ　発表

平成17年４月

(2) 地域の安全に関する調査結果のまとめ

○　犯罪被害への『不安』は70.2%と７割に及ぶ。
○　「自分が被害にあった」「家族が被害にあった」ともに乗り物盗が最も多い。「近所の人が被害にあった」は空き巣が最も多い。
○　地域の安全･安心確保に不十分なものとして､「防犯灯･防犯カメラの設置」(54.5%)に続き､「地域の見回りの強化」「地域の犯罪・防犯情報の提供」があげられている。
○　地域の安全・安心確保のため、以前からしているのは「声かけ(あいさつ)運動」であり、今後してみたいのは「地域の犯罪・防犯情報の提供」となっている。

(3) 地域の安全に関する調査結果

ア　犯罪被害に対する不安

居住地域において､犯罪被害に遭うのではないかという不安感を感じている人は､「不安である」は20.5%と５人に１人に相当し､「やや不安である」は49.7%と半数に及び、両者を合わせた『不安』は70.2%と７割を占めている。

一方､「まあ安心している」は22.5%､「安心している」は2.5%で、両者を合わせた『安心』は25.0%と４人に１人の割合である。

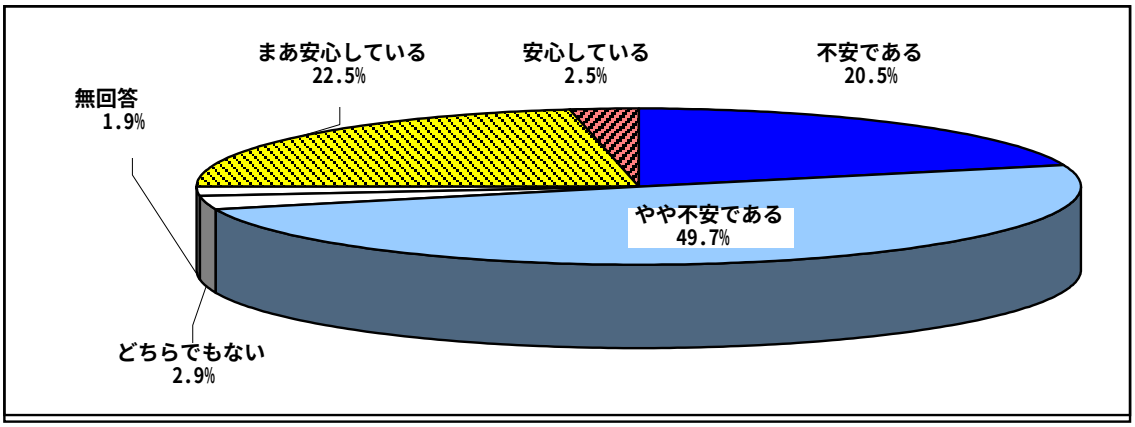

イ　自分の身近で犯罪被害にあった経験

過去５年間に居住地域で、街頭犯罪や侵入犯罪などの被害に遭った人の中で、乗り物盗が12.4%と最も多く、また、家族が被害に遭った人も乗り物盗が13.9%と最も多い。

一方、近所の人が被害にあったことがあるのは空き巣が39.5%と最も多い。

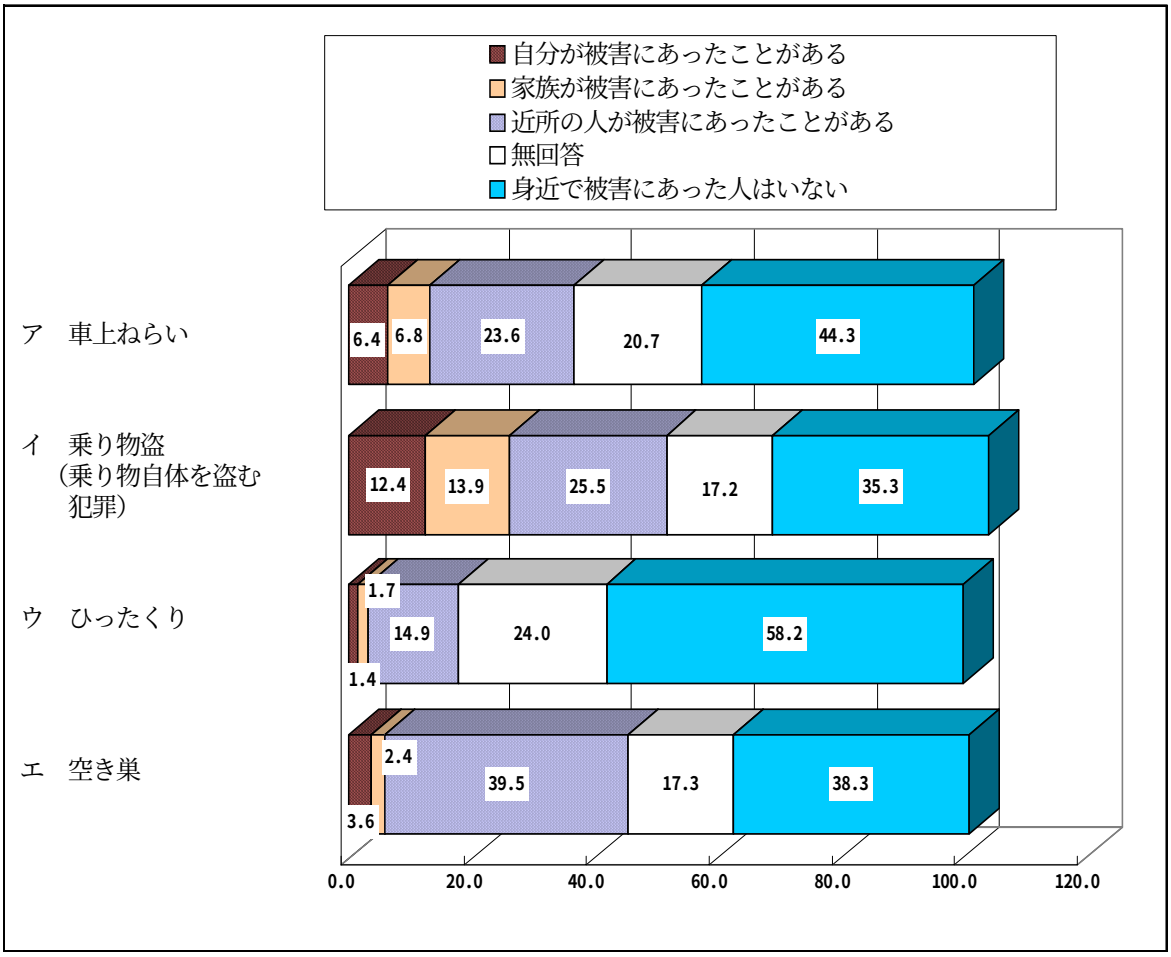

ウ　地域の安全・安心確保に向けて不十分な点

地域の安全・安心を確保するために、現状では、特にどのような点が不十分か、

３つあげてもらうと、「防犯灯や防犯カメラの設置」が54.5%と最も多く、次いで、「地域の見回りの強化」(46.8%)、「地域の犯罪・防犯情報の提供」(45.5%)が続き、以下、「防犯に配慮した公園・街路・住宅などの整備」(35.3%)、「留守時におけるご近所同士の見守り」(32.1%)、「地域住民による自主防犯活動への支援」(24.8%)となっている。

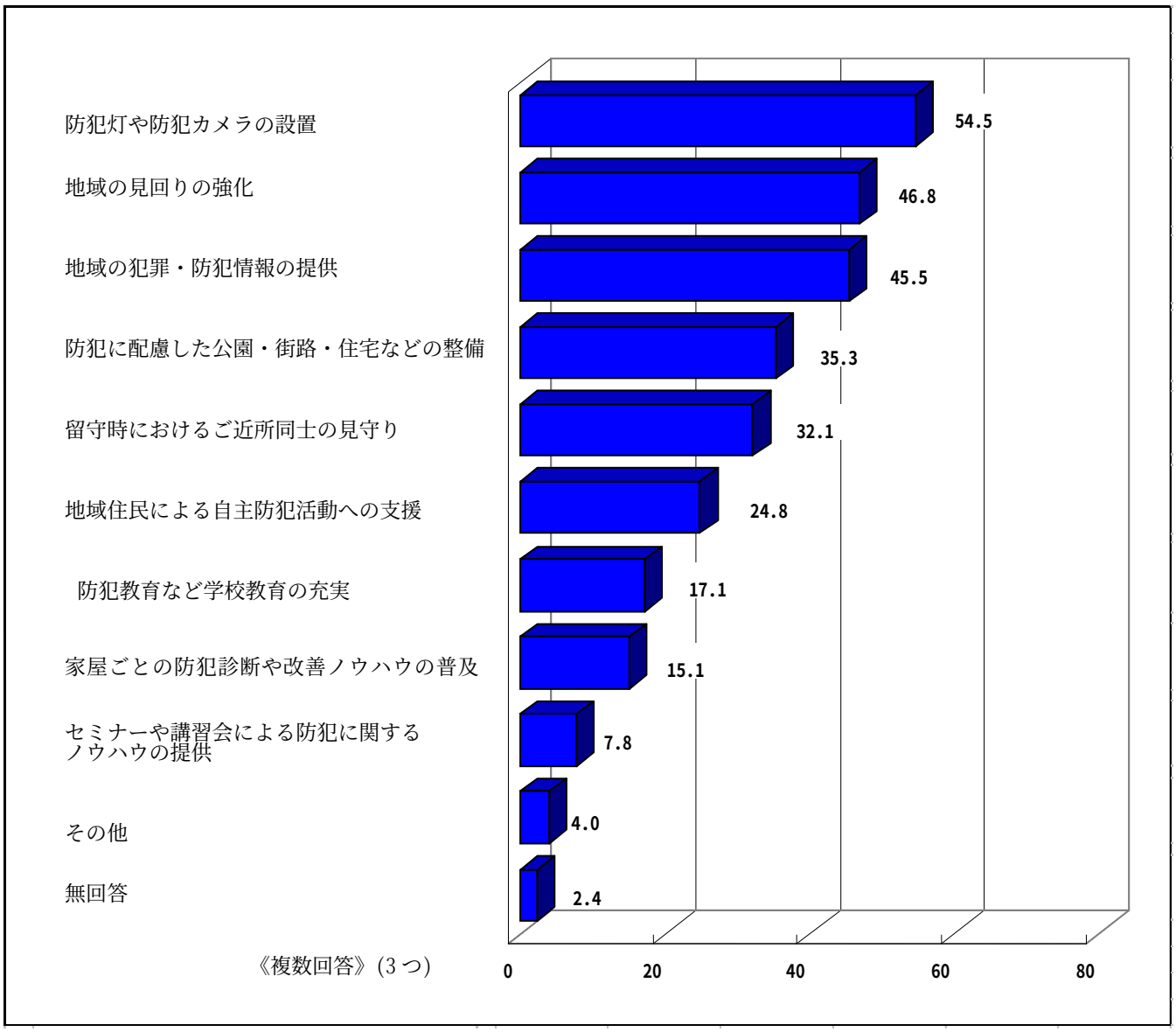

エ　地域の安全・安心確保のための取組

地域の安全・安心を確保するために、現在取り組んでいることや今後取り組んでみたいことについて、防犯パトロール、通学路の監視による子どもの見守り活動など７項目について聞くと、「以前からしている」こととしては、声かけ(あいさつ)運動が41.3%と最も多く、次いで門灯の一晩中の点灯の34.4%となっている。

一方、「今後してみたい」こととしては、地域の犯罪・防犯情報の提供が44.4%と最も多く、次いで防犯セミナー・講習会への参加が 41.9%と続いている。

参考３　「犯罪機会論」に基づく防犯対策

犯罪の発生を防ぐためには、犯罪を企てようとする者に対して、犯行に都合の悪い状況をつくり出し、その行為を断念させることが効果的といわれており、こうした考え方を「犯罪機会論」という。

従来、欧米諸国では、犯罪者が犯行に及んだ原因を究明し、その原因を取り除くことにより犯罪を防止していこうとする「犯罪原因論」による対策が行われていたが、こうした取組では犯罪を減少させることができなかったことから、1980年代に入り、犯罪性が低い者でも犯罪の機会があれば犯罪を実行し、犯罪性が高い者でも犯罪機会がなければ犯罪を実行しないという「機会なければ犯罪なし」という「犯罪機会論」が提唱されるようになった。

つまり、犯行に都合の悪い状況を作り出し、犯罪を断念させることが犯罪抑止に効果的であるという考え方である。

なお、犯罪機会論に基づく防犯対策のうち、ソフト的手法が、住民、団体、警察などによる「パトロール等の活動」であり、ハード的手法が、防犯に配慮した建物や街路等の物理的環境の設計による犯罪予防である「防犯環境設計」（ＣＰＴＥＤ（セプテッド：Crime Prevention through Environmental Design））である。

（参考：「防犯環境設計」の４原則）

● **対象物の強化**

犯罪の被害対象になることを回避するため、犯罪の誘発要因を除去するとともに、対象物を強化する。

（具体例）
- 建物に侵入しにくいように頑丈な錠や窓ガラス等を使う
- 器物破損の被害を回避するために強固な材料を使用する

● **接近の制御**

犯罪者の侵入経路を制御し、物理的・心理的に犯行機会を断念、減少させる。

（具体例）
- 建物の窓等、侵入口に接近できないよう侵入足場を取り除く
- 通過車両が住宅地の中を通り抜けられないようにする

● **監視性の確保**

周囲からの見通しを確保して、犯罪企図者が近づきにくい環境を創出する。

（具体例）
- 窃盗等を防ぐために外部から店舗内の見通しをよくする
- 園内の犯罪を予防するために、住棟の側面に窓をつける

● **領域性の強化**

居住者が「わがまち意識」を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動を活発に行い、犯罪の起こりにくい領域を確保する取組が大切です。

（具体例）
- コミュニティ活動により部外者が侵入しにくい環境をつくる
- 住宅やその周辺の維持管理活動を向上させる

※ **防犯環境設計の４原則のイメージ**

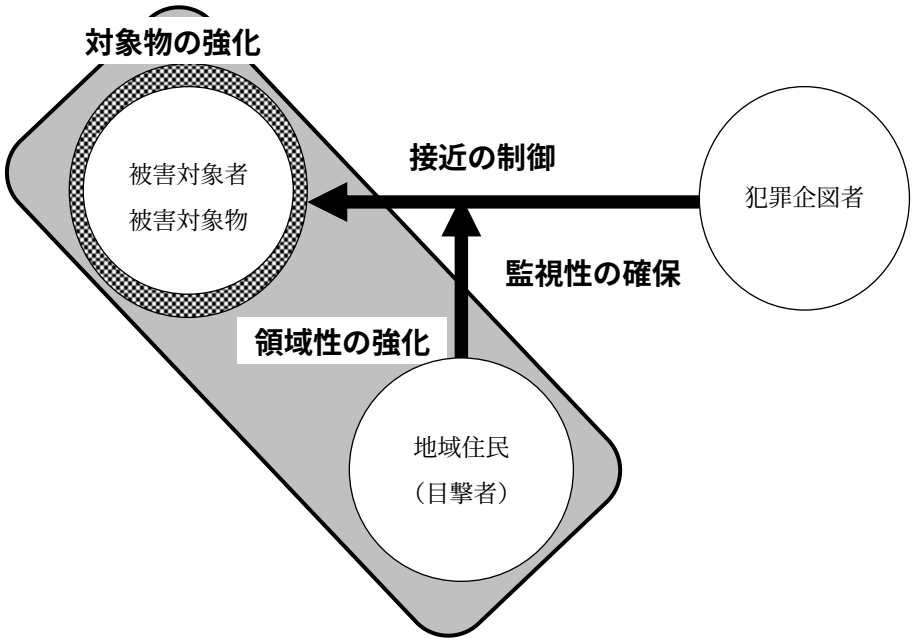

参考４　地域安全まちづくり条例（全文）

地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第３号）

目次

前文
第１章　総則（第１条－第６条）
第２章　地域安全まちづくり活動（第７条－第10条）
第３章　地域安全まちづくり活動への支援（第11条－第16条）
第４章　雑則（第17条）
附則

安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現は、すべての県民の願いであり、私たちの生活は、安全で安心な地域社会という基盤の上に営まれなければならない。

しかしながら、近年、様々な社会情勢の変化を背景として、街頭、住居等の県民生活に身近なところで発生する犯罪が多発しており、こうした状況を踏まえ、これまで行われてきた防犯協会等のボランティア団体による取組に加え、地域の安全は住民自らの力で確保しようとする県民の主体的な意思に基づく取組が各地で展開されつつある。

兵庫県では、これまでも様々な県民運動を提唱し、県民による多様な地域づくり活動を支援してきたほか、安全で安心な都市基盤の整備に努めるなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

また、阪神・淡路大震災においては、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等が相互に助け合い、連携する豊かな地域社会こそが、安全で安心な県民生活を支えていることを改めて認識した。

これらの貴重な経験や活動を踏まえ、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、人と人、人と地域のきずなを一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしの実現に向けた活動に取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、地域社会を構成する様々な主体の相互の連携による活動を通じて安全で安心な兵庫を実現するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（基本理念）

第１条　県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成（以下「地域安全まちづくり」という。）は、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他の団体及び事業者（以下「県民等」という。）が、地域社会において相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）に取り組むことにより、推進されなければならない。

（県民の役割）

第２条　県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、一人ひとりが日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

２　県民は、子どもが他者への思いやりの心をはぐくみ、社会の一員としての規範意識を持って生活を営むことができるよう、子どもに対し、自ら模範となる行動を示すとともに、家庭、地域社会及び学校、児童福祉施設その他子どもの教育等を行う施設（以下「学校等」という。）において、その健全育成に努めるものとする。

３　県民は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（地縁団体等の役割）

第３条　地縁団体、ボランティア団体その他の団体（以下「地縁団体等」という。）は、基本理念にのっとり、地域社会の安全を確保する観点から、地域安全まちづくり活動を企画し、県民及び事業者の参画を得て、推進するよう努めるものとする。

２　地縁団体等は、基本理念にのっとり、必要に応じて、地域安全まちづくり活動に取り組む県民及び事業者に対する助言等を行うよう努めるものとする。

３　地縁団体等は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第４条　事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、自ら及び県民等の安全が確保されるよう努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域社会に貢献する観点から、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

２　事業者は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県の責務）

第５条　県は、基本理念にのっとり、地域安全まちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

２　県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域安全まちづくりに関する市町の施策を尊重するとともに、市町に対する情報の提供、技術的助言その他の支援に努めるものとする。

３　県は、地域安全まちづくりが県民の自発的かつ自律的な意思に基づき行われるべきものであることにかんがみ、これが地域の多様性及び県民の多様な価値観を尊重して推進されるよう配慮するものとする。

（県民等、県及び市町の相互の連携）

第６条　県民等及び県は、地域安全まちづくりの推進に当たっては、第２条から前条までに規定するそれぞれの役割又は責務を踏まえ、相互に連携するよう努めるものとする。

２　県及び市町は、地域安全まちづくりに関する施策の実施に当たっては、相互に連携し、当該施策が効果的に実施されるよう努めるものとする。

３　県民等、県及び市町は、相互に連携して、地域安全まちづくりの総合的な推進を図るための体制を整備するものとする。

第２章　地域安全まちづくり活動

（地域安全まちづくり活動）

第７条　県民は、相互に連携し、地域の実情に応じて、防犯に関する知識及び技術の習得、建物、車両等の適正な管理、地域内の巡回その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

２　地縁団体等は、次に掲げる活動その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

(1) 県民相互又は県民と事業者との連携による取組を促進するための地域安全まちづくり活動に関する企画及び地域安全まちづくり活動への参画の促進

(2) 講習会の開催等による県民及び事業者に対する防犯意識の啓発、防犯に関する情報の提供並びに知識及び技術の普及

３　事業者は、従業者に対する防犯に関する知識及び技術の普及等の教育、建物、車両等の適正な管理その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

（子ども、高齢者等の安全確保）

第８条　子どもの保護者、地縁団体等及び学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校の設置者等」という。）は、次に掲げる活動に取り組むよう努めなければならない。

(1) 学校等及び通学又は通園の用に供される道路並びに子どもが利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における巡回活動その他の子どもの安全を確保するための活動

(2) 子どもが自身の安全を確保することができるようにするための教育

(3) 子どもの他者への思いやりと規範意識をはぐくむ教育

２　学校の設置者等及び通学路等を設置し、又は管理する者は、その施設における防犯のための設備の設置その他の子どもの安全を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。

３　地縁団体等は、高齢者、障害者、女性その他の犯罪による被害の防止のために配慮を要すると認められる者（以下「高齢者等」という。）の安全を確保するため、高齢者等及びその関係者に対し、防犯に関する知識及び技術の普及並びに意識のかん養に努めなければならない。

（防犯に配慮した施設の管理等の取組）

第９条　住宅、店舗その他の施設（以下「住宅等」という。）を所有し、又は管理する者は、当該住宅等の構造、設備、管理の方法等を当該住宅等及びその周辺における犯罪の防止に配慮したものとするよう努めなければならない。

２　空地を所有し、又は管理する者は、当該空地を犯罪の防止に配慮して適切に管理するよう努めなければならない。

３　事業者は、事業所ごとに、防犯のための設備の維持及び管理、従業者に対する防犯に関する指導その他事業所における犯罪を防止するための活動を行う者として、防犯責任者を置くよう努めなければならない。

４　深夜（午後11時から翌日の午前５時までの間をいう。以下同じ。）において物品販売業その他の営業を営む者は、当該営業に係る店舗（以下「深夜営業店舗」という。）への防犯のための設備の設置、深夜における従業者の勤務体制の整備その他の措置を講ずることにより、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪の防止に配慮するよう努めなければならない。

５　飲食店、小売店舗その他の店舗の集積する区域（以下「繁華街」という。）において、店舗、駐車場その他の施設を所有し、若しくは管理する者又は事業を行う者は、地縁団体等、県及び市町と協働して、当該繁華街において、違法な広告物の掲示、建物等に対する落書き、違法な駐車等の犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化の推進に努めなければならない。

（防犯に配慮した基盤の整備）

第10条　住宅又は住宅団地を整備しようとする者は、当該住宅又は住宅団地を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めなければならない。

２　道路、公園、駐車場その他の施設（以下「道路等」という。）を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めなければならない。

３　自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、当該自動車等の盗難その他の犯罪を防止するための制度、装置その他の措置の普及に努めなければならない。

第３章　地域安全まちづくり活動への支援

（地域安全まちづくり活動への支援）

第11条　県は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 地域安全まちづくり活動に必要な情報を提供し、及び地域安全まちづくり活動に関する相談に応ずること。

(2) 地域安全まちづくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。

(3) 地域安全まちづくり活動に必要な技術的助言を行うこと。
(4) 地域安全まちづくり活動を支える人材の確保及び資金の調達を支援すること。
(5) 地域安全まちづくり活動に関して著しい功績があった者を表彰すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか、地域安全まちづくり活動を支援するために必要な施策

2　知事、教育委員会及び公安委員会は、前項の施策を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図るものとする。

（推進計画の策定）

第12条　知事は、前条第１項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2　知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第１条第１項に規定する地域安全まちづくり審議会の意見を聴くものとする。

3　知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4　前２項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（指針の策定）

第13条　知事は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる指針を策定するものとする。

(1) 第８条第１項第１号及び第２項に規定する子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針
(2) 第９条第１項及び第10条第１項に規定する犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針
(3) 第９条第４項に規定する犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針
(4) 第10条第２項に規定する犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

2　前条第２項から第４項までの規定は、前項の指針について準用する。

（地域安全まちづくり推進員の設置）

第14条　知事は、地域安全まちづくり活動に取り組む県民の中から、地域安全まちづくり推進員（以下「推進員」という。）を委嘱するものとする。

2　推進員は、県民等による地域安全まちづくり活動の推進を図るため、率先して地域安全まちづくり活動に取り組むほか、県民等、県及び関係機関の連携及び協働に関する調整を行うものとする。

（犯罪被害者等に対する支援）

第15条　県は、国及び犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）による被害を受けた者等（以下「犯罪被害者等」という。）を支援する活動を行う機関又は団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の犯罪被害者等に対する支援に努めるものとする。

（その他の地域安全まちづくり施策）

第16条　第11条から前条までに定めるもののほか、県は、地域安全まちづくりに関する県民の意識の啓発、防犯に配慮した公共施設の整備その他の地域安全まちづくり施策を実施するものとする。

第４章　雑則

（補則）

第17条　この条例の施行に関して必要な事項は、知事、教育委員会及び公安委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（附属機関設置条例の一部改正）

（省略）

参考５　地域安全まちづくり審議会の構成及び審議経過

(1) 地域安全まちづくり審議会委員名簿

氏　　名	役　　職　　名	企画部会	備　考
足　立　理　秋	兵庫県町村会会長（神河町長）		
池　田　志　朗	兵庫県経営者協会会長	○	
井　上　眞理子	京都女子大学現代社会学部教授	○	会長代理
岡　　修　一	兵庫県小学校長会会長	○	
木　谷　和　宏	特定非営利活動法人日本ｶﾞｰﾃﾞｨｱﾝ･ｴﾝｼﾞｪﾙｽ理事		
國　松　孝　次	財団法人犯罪被害救援基金常務理事		
齋　藤　悦　子	西宮市六軒自治会会長		
坂　本　津留代	神戸市西区井吹台自治会連合会会長		
白　川　武　夫	兵庫県連合自治会会長		
瀬　渡　章　子	奈良女子大学生活環境学部教授	○	
高　田　光　雄	京都大学大学院工学研究科教授	○	
林　　春　男	京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授		
細　谷　豊　司	芦屋市浜町自治会代表		
村　井　佐和子	神戸地域教育推進会議副会長		
矢　田　立　郎	兵庫県市長会会長（神戸市長）		
山　下　　淳	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授	○	会長
山　田　康　子	弁護士		
計	**17名**	**６名**	

(2) 諮問

諮問第17号

地域安全まちづくり審議会

推進計画及び指針について（諮問）

地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第３号）第12条第１項及び第13条第１項の規定に基づき、地域安全まちづくり活動を支援する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進計画及び地域安全まちづくり活動を支援するための指針を定めたいので、同条例第12条第２項及び第13条第２項の規定により諮問します。

平成18年５月26日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

(3) 審議体制

区　　分	役　　割	開催回数
地域安全まちづくり審議会（全体会）	地域安全まちづくり条例に基づき設置する附属機関で、推進計画及び指針の決定又は変更、その他地域安全まちづくりに関する重要事項について審議する。	３回
企画部会	審議会の所掌事務を分掌し、技術的・専門的な審議を機動的に行うために設置した部会	４回

(4) 審議経過

開　催　日	区　分	審　議　の　内　容
平成18年５月26日(金) 14:30～16:30	第１回 全体会	・会長の選任について ・審議会の運営について ・諮問（推進計画及び指針について）
平成18年６月20日(火) 10:00～12:00	第１回 企画部会	・指針の概要について ・指針骨子素案について
平成18年７月19日(水) 19:00～21:00	第２回 企画部会	・指針の概要について ・指針骨子案について
平成18年８月11日(金) 18:30～20:30	第３回 企画部会	・指針骨子案について ・推進計画骨子素案について
平成18年10月6日(金) 15:00～17:00	第２回 全体会	・推進計画及び指針（中間報告案）について
平成18年12月18日(月) 15:00～17:00	第４回 企画部会	・推進計画案について
平成19年１月26日(金) 15:00～17:00	第３回 全体会	・答申案について

参考６　用語解説

○　青色防犯パトロール

自動車にいわゆる青色回転灯を装着して防犯パトロールを行うこと。

県・市町・地域安全活動を目的に設立された法人など、一定の要件を有する者について、県警察が適当と証明した場合は、自動車に道路運送車両法の保安基準に適合した青色回転灯を装備して、防犯パトロールを行うことができる。

平成18年12月15日現在で、県内で50団体158台が青色防犯パトロールを実施している。

○　イモビライザー

電子的な照合システムによって、専用のキー以外では自動車のエンジンが始動できない盗難防止システムのこと。

○　ＳＮＳ

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。人と人とのつながりを促進・サポートするための登録制、招待制などの会員制サービス、あるいはそういったサービスを提供するWebサイトのこと。

○　ＬＳＡ

公営のシルバーハウジングや民間の高齢者向け優良賃貸住宅に派遣される生活援助員をいう。高齢者の生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等の役割を担う。

○　グッドライダー・防犯登録

全二輪車を対象とする防犯登録制度のこと。盗難の防止及び被害発生後の早期回復を目的に導入されたもので、兵庫県二輪車安全普及協会が主体となり、平成10年11月から登録を開始している。

○　警察署による情報配信システム

33警察署において、それぞれ独自に構築したメールを利用した犯罪情報の配信システム。県内全域の情報を配信する県警本部のひょうご防犯ネットと比較して、地域に密着したよりきめ細かい情報を発信している。

○　高校生地域貢献事業トライやる・ワーク

全県立高等学校の１年生を対象に、地域社会の一員としての自覚と態度を養うため、クラス・グループ単位で地域社会に貢献する活動を実施する事業。

○　子どもを守る110番の家

子どもが誘拐、暴力、痴漢など、何らかの被害に遭い又は遭いそうになって助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭に連絡するなど、地域ぐるみで子どもの安全を守るための子どもの緊急避難場所をいう。

○　サードナンバー

自動車の盗難予防とナンバーの偽・変造防止対策として、（財）大阪陸運協会が全国に先駆けて平成15年２月から実施した制度。

リヤーウインドーの内側にナンバープレートと同じ登録番号を表示したステッカーを貼付することにより、窃盗犯人がナンバーを取り替えてもサードナンバーと異なるため、不正発見が容易となる。

なお、サードナンバーは、本来のナンバープレート（前後）に次ぐ第３のナンバーという意味で名付けられた。

○　**自然学校**

全公立小学校５年生を対象に、５泊６日の日程で、豊かな自然の中で様々な活動を実施することで、心身ともに調和の取れた子どもの育成を図ろうとする事業。

○　**情報モラル教育**

子どもたちがインターネットを利用する上において求められるルールやマナーを身につけ、安全な環境で，主体的に情報に接する態度を育成しようとする教育をいう。

○　**スーパー防犯灯**

事件、事故の発生時に緊急通報ボタンを押すことによって赤色回転灯が点灯し、非常ベルが鳴って周囲に緊急事態を知らせるとともに、インターホンにより警察官との通話が可能になる。

また、防犯カメラが設置されていることから、現場周辺における犯罪等の発生状況を確認することも可能となる。

○　**地域に学ぶトライやる・ウィーク**

全公立中学校２年生を対象に、地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した１週間の様々な体験活動を通して「生きる力」の育成を図ろうとする事業。

○　**特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）**

行政、企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。こうした組織に法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法（いわゆるＮＰＯ法）が平成10年に成立。福祉、まちづくり、環境、地域安全など、様々な分野で活動を行っている。

○　**日本司法支援センター**

平成18年10月に業務を開始した法的トラブルの解決に役立つ情報提供を行う機関。通称「法テラス」。兵庫県内には神戸市に兵庫地方事務所が、尼崎市と姫路市に支部がある。神戸では週２回、犯罪被害者の担当相談員が置かれている。

○　**人間サイズのまちづくり賞**

まちづくり基本条例に基づく表彰制度。安全、安心、魅力あるまちづくりの推進に寄与する優れたまちなみ、建築物や顕著な功績のあったまちづくり活動団体等を表彰するもの。

○　**犯罪被害者等給付金**

故意による犯罪行為（殺人や傷害など）により、死亡した被害者の遺族や身体に重い障害を残した被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づいて、国が給付金を支給する制度。

○　**ひょうごアドプト**

アドプト制度は、1985年にアメリカテキサス州で道路に散乱するごみ対策として始められた。道路等の公共施設の一部の区域、空間を「養子」とみなして、地域住民、企業等が「里親」となり、「養子」となった施設を保守管理していく仕組み。

○　**ひょうご地域安全まちづくり活動賞**

先駆的な地域安全まちづくり活動に取り組んだ者、永年地域安全まちづくり活動を継続している者等を表彰するもの。

○　**ひょうご県民ボランタリー活動賞**

県民ボランタリー活動を継続し、こころ豊かな地域コミュニティーづくり等に貢献のあった個人・団体を表彰するもの。

○　**ひょうご防犯ネット**

子どもが被害者となる事件や事故等の身近な情報をパソコン、携帯電話のメール機能により

配信するシステムである。
　なお、携帯電話やパソコンの操作に不慣れな高齢者など幅広い層に利用してもらうため、ケーブルテレビへの配信を開始するなど、使いやすさにも配慮している。

○　防犯設備アドバイザー

　(社)日本防犯設備協会の防犯設備士登録者で、ＮＰＯ法人兵庫県防犯設備協会理事長と兵庫県警察本部生活安全部長との連名により、委嘱された者をいう。
　防犯設備アドバイザーは、金融機関・コンビニエンスストアなど、犯罪に遭いやすい店舗やビル・住宅等の設備の防犯診断や防犯指導等を行う。

○　まちづくり防犯グループ

　平成16～19年度にかけて、兵庫県が進めている地域の自主防犯組織。自治会（町内会)、防犯協会、ＰＴＡ、婦人会などの防犯活動を行っている団体で構成される。
　平成19年2月9日現在で2,062グループが結成され、県内全自治会の約76％（7,837自治会）が参加し、防犯パトロールや子どもの登下校時の見守り、防犯研修会開催など、多様な活動を行っている。

○　よい子ネット・ようちえんネット

　よい子ネットは平成16年５月から兵庫県保育協会が、ようちえんネットは平成16年11月から兵庫県私立幼稚園協会が、運用を開始した情報配信システム。
　ともに保護者に対して、声かけ事案や防犯情報を発信しており、兵庫県警察本部ではこれらのシステムと連携して、様々な情報発信を行っている。

○　割れ窓理論

　軽微な犯罪も徹底的に取り締まることで凶悪犯罪を含めた犯罪を抑止できるとする理論。アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリングが考案し、ニューヨーク市のジュリアーニ市長がこの理論を応用した治安対策に効果を発揮して広く知られるようになった。
　建物やビルの窓ガラスが割られてそのまま放置しておくと、その建物は管理されていないと認識され、割られる窓ガラスが増える。建物やビル全体が荒廃し、それはさらに地域全体が荒れていくというもの。「ブロークン・ウィンドウ理論」、「破れ窓理論」ともいう。

資料２

地域安全まちづくり推進計画の進捗状況について
（主なもの）

平成20年３月７日

兵庫県県民政策部

地域安全まちづくり推進計画（第３「推進方策」）

１　地域安全まちづくり活動の支援（第１の柱立て）

(1) 県民意識の高揚（行動１）

（取組の方向）
　地域安全まちづくりに対する県民意識の高揚を図るため、地域の犯罪情勢や防犯対策に関する情報を提供して啓発を行うほか、学習機会の充実を図ります。
　また、犯罪被害者等がおかれている現状と支援の必要性について、県民の理解の促進を図ります。

ア　犯罪情報・防犯情報の提供

　地域安全まちづくりに対する意識を高めるため、地域の犯罪発生状況や防犯対策を中心に、地域の情報を定期的に提供するほか、テレビ・ラジオ・県広報誌等、各種メディアを通じた広報啓発の一層の充実に努めます。
　特に昨今、不審者による声かけ事案等が増加していることを踏まえ、地域の身近な情報をより早く得ることができるよう、携帯電話等の情報ツールを活用した情報発信を推進します。

〈主な取組〉

○　地域安全まちづくり活動の普及啓発（県民政策部）
　犯罪の起こりにくいまちづくりにあたって効果的な活動内容を盛り込んだ「地域安全まちづくり活動マニュアル」を広く普及啓発するとともに、県内外の先進的な活動事例の紹介を充実するなど、活動の活性化に向けた支援を行います。

○　消費生活に関する情報の提供・啓発（県民政策部）
　悪質商法等の消費者被害を未然に防止するため、「ひょうご発 生活情報リポートＡらいふ」を発行するなど、消費生活に関する知識の普及啓発に努めるほか、生活科学センター等における講座・学習会等の充実を図ります。

○　各種広報媒体の活用と内容の充実（県民政策部・企画管理部・警察本部）
　地域の犯罪･防犯情報を分かりやすく解説した「防犯活動通信」「防犯ニュース」をはじめ、テレビ・ラジオ・インターネット・携帯電話等幅広い広報媒体を活用して、内容の充実した情報発信を行います。
　また、パソコンや携帯電話がなくても、緊急情報を確実に伝達できるよう、市町と連携して、同報系防災行政無線、ＣＡＴＶ、コミュニティＦＭ等、多様な伝達手段の整備とその活用に努めます。

【活動指標：防犯活動通信の発行部数】

（平成 17 年度）		（平成 20 年度）
２，３００部	⇒	１０，０００部

地域安全まちづくり推進計画の進捗状況（主なもの）

取組	各種広報媒体の活用と内容の充実
現状	① まちづくり防犯グループに犯罪情報や防犯活動情報を伝えるため「防犯活動通信」を、年４回程度発行している。 内　容：地域で子どもを守るために 振り込め詐欺の被害に遭わないために ひったくり被害に遭わないために 地域安全まちづくり活動のポイント 地域安全まちづくり活動事例の紹介　　等 ② 防災行政無線やCATVなど多様な情報伝達手段の整備を促進している。 ③ 県警ホームページへの「子どもハザードマップ」の掲示、犯罪情報を掲載した「地域安全ニュース」の配布などを行っている。
活動指標	実績　　15,580部（平成20年２月現在）
課題	① 全県一律の情報にとどまっており、地域の実情に応じた情報の提供ができていない ② 同報系防災行政無線の整備が、整備費等の理由から進んでいない市町がある。 ③　地域住民、自治体、事業所等に対して、必要な犯罪情報、防犯情報等を適宜適切に提供する必要がある。
今後の取組	① 地域の実情に応じた情報を提供するため、送付方法の見直しや、新たな情報発信方法を検討する。 ② 未整備市町に、計画的な整備促進を働きかける。 ③ 様々な媒体を活用して、犯罪情報、防犯情報をタイムリーに情報提供できるように努める。

○　携帯電話等を活用したタイムリーな情報提供（警察本部）

ひょうご防犯ネット(※)や警察署単位で整備した独自の情報配信システム(※)の普及を図り、一人でも多くの県民に、地域の犯罪・防犯情報をタイムリーに提供します。とりわけ、ひょうご防犯ネットについては、欲しい情報の選択機能や地図情報機能を付加するなど、より使いやすいものへ発展させます。

また、よい子ネット・ようちえんネット(※)など、民間団体が構築したシステムと連携し、子どもを狙った犯罪や声かけ事案などの適切な情報提供に努めます。

取組	携帯電話等を活用したタイムリーな情報提供
現状	パソコンや携帯電話のメール機能を活用して、子どもを対象とした不審者による声かけやつきまとい事案などの犯罪情報や防犯情報を配信する「ひょうご防犯ネット」、地域に密着した情報を警察署単位で発信する配信システムなどにより、タイムリーな情報発信に努めている。 【ひょうご防犯ネット】 発信する情報： ① 子どもを対象とした不審者による声かけ、つきまとい事案 ② ひったくり、路上強盗等重要又は特異な事件 ③ 各種防犯対策 ④ 防犯に関する県警の施策 発信時間帯：午前７時頃～午後10時頃 発信先：受信登録者 登録者数　78,553人（平成20年１月31日現在）
課題	「ひょうご防犯ネット」の登録促進を図る必要がある。
今後の取組	各種広報媒体を活用して、「ひょうご防犯ネット」の周知徹底を図るとともに、県民の意見を参考にして、県民のニーズに沿った身近で必要な情報配信により、自主防犯意識の高揚に努める

イ　自主防犯意識の高揚

県民一人ひとりが自主的に防犯への備えを行い、「自分の安全は自ら守る」との意識の定着を図り、地域ぐるみの活動への参加につなげるため、街頭キャンペーン等の各種イベントのほか、シンポジウム、講習会等の開催やインパクトのあるポスター等の作成・配付を通じて県民意識の高揚に取り組みます。

また、県内各地域で様々な活動を行うグループを紹介するなど、仲間づくりを応援します。

〈主な取組〉

○　防犯意識の普及啓発（県民政策部・警察本部）

全国地域安全運動期間中（10月11日～10月20日）に、県、警察、(社)兵庫県防犯協会連合会の共催により、防犯に取り組む活動団体が一堂に会する県民大会を開催します。

また、毎月25日の防犯の日を中心に、各警察署において街頭防犯キャンペーン等を積極的に実施するほか、各種ポスター、パンフレット等の作成・配付を通じて防犯に対する県民の意識醸成を図ります。

また、地域団体・事業者団体・行政機関によるネットワークを構築し、先進的・効果的な活動事例等の情報交換等を通じて、協働して地域の防犯に取り組もうとする機運を高めます。

取組	防犯意識の普及啓発
概要	① 県警本部・県防犯協会連合会との共催による地域安全兵庫県民大会の開催、ひょうご防犯まちづくり推進協議会と協働した街頭キャンペーンやセミナーの開催などをしている。 【地域安全兵庫県民大会】 全国地域安全運動期間中（10月11日～20日）に開催。 防犯活動団体が一堂に会して、情報交換などを行う。 【ひょうご防犯まちづくり推進協議会】 協働して、地域社会の犯罪抑止機能を向上させる県民運動を展開するために地域団体、事業者団体等、県下107団体で構成。 ② 関係機関とのネットワークを組み、効果的な活動事例の情報提供や、防犯講習会を実施している。
課題	①事業者による活動の活性化と地域団体等との連携が求められる。 活動を持続できるよう、グループの自立を支援していく必要がある。 ② 地域住民、自治体、事業所等との連携をより強化して普及啓発を図る必要がある。
今後の取組	① 地域団体、事業者等に対する定期的な情報提供や、双方の活動事例を調査、発表することで、防犯意識の高揚に努める。 市町、警察、事業者団体等と連携し、幅広く一般県民に対する情報発信・研修を行い、防犯意識の普及啓発に努める。 ② 関係機関のネットワークを構築し、タイムリーな情報提供や、参加・体験型防犯教室等の開催を通じて、自主防犯意識の高揚を図る。

○　**防犯教室・講習会の開催（県民政策部・警察本部）**

犯罪に遭わないためのノウハウや簡単な護身術などを習得できる、参加、体験型の防犯教室や地域安全まちづくりセミナー等の各種講習会を県内各地で開催し、県民の参加機会の拡大を図ります。

○　**仲間づくりに役立つ情報の提供（県民政策部）**

ひょうごボランタリープラザが運営する地域づくり活動情報システム「コラボネット」を活用して、地域安全まちづくり活動を行う団体等が自ら取り組む活動内容を登録し、インターネットで情報を発信することにより、活動ノウハウの共有や仲間づくりを応援します。

また、ボランタリー活動の各種支援機関をネットワーク化した「ひょうごボランタリー活動支援ネット」や支援機関のキーパーソンをネットワーク化した「サポーターズネット」による活動支援体制を強化します。

このほか、県民運動情報誌「ネットワーク」や「県民運動Ｅ-news」のホームページ掲載等による情報提供を行います。

○　**防犯教材の貸し出し（警察本部）**

地域安全まちづくり活動を行う団体等を支援するため、(社)兵庫県防犯協会連合会・単位防犯協会を通じて、防犯ビデオ、ＤＶＤ等の啓発教材の貸し出しを積極的に実施します。

○　**かぎかけ運動の推進（警察本部）**

啓発チラシの作成、配布や街頭キャンペーンの実施など、多様な手法を活用して、県民への「かぎかけ」の呼びかけを行い、盗難被害防止を図ります。

ウ　犯罪被害者等に対する理解促進

災害が誰にでも降りかかるように、犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族）になることも特別なことではない社会状況にあることから、社会の例外的な存在ではない犯罪被害者等が置かれている現状と支援の必要性について、県民の理解の促進を図ります。

〈主な取組〉

○　相談体制の充実（県民政策部・健康生活部・警察本部）

警察本部に設置する被害者こころの電話(フリーダイヤル)や面談等を通じて、医師・弁護士の紹介、臨床心理士等によるカウンセリングや付添い等の支援を行うほか、健康福祉事務所において、精神科医師及び保健師等によるこころのケア相談を行います。

また、知事部局にも、犯罪被害者等の総合的な相談窓口を設置し、日本司法支援センター(※)とも連携し、被害者等のニーズに応じて、関係機関に迅速かつ適切につなぐ役割を果たすほか、医療関係専門職等を対象にした犯罪被害者等の課題別研修や犯罪被害者支援担当者への研修等を通じて、被害者支援に携わるにふさわしい優秀な人材の育成に努めます。

○　県民への被害者支援施策の周知と理解促進（県民政策部・警察本部）

テレビ・ラジオ・広報誌やインターネット等、各種広報媒体を通じて、相談窓口や犯罪被害者等給付金(※)等の支援制度の周知を図るほか、犯罪被害者等が置かれている現状と支援の必要性について、県民への理解促進を図ります。

また、万一犯罪被害者等となった場合には、各種支援制度や刑事手続きの流れ等を記載した「被害者の手引き」を被害直後に交付するなど、迅速な対応に努めます。

○　民間による被害者援助活動の充実（県民政策部・警察本部）

阪神・淡路大震災をはじめ、須磨連続児童殺傷事件、明石歩道橋事故、ＪＲ福知山線脱線事故等の大規模な災害や事件において、当事者相互の助け合いや地域団体・ボランティアグループ等による草の根の活動が犯罪被害者等援助に大きな役割を果たしてきたことを踏まえ、民間被害者援助団体が開催するシンポジウム・研修会への講師派遣や啓発キャンペーンなどへの協力を行うほか、ひょうごボランタリー基金助成を活用した財政支援や活動経費への助成を通じて、犯罪被害者等を援助する活動が充実し、広く社会的認知が得られるよう応援します。

○　被害者支援に関わる関係機関の連携（県民政策部・警察本部）

犯罪被害者等基本法（平成17年４月施行）や犯罪被害者等基本計画（平成17年12月策定）の趣旨を踏まえた支援施策が前進するよう、民間団体、国、市町、県（知事部局、警察本部）が相互に連携し、協働して取り組む体制を充実します。

取組	**① 相談体制の充実** **② 民間による被害者援助活動の充実**
現状	① 県警本部「被害者こころの電話」や県下健康福祉事務所での「こころのケア相談」などの各種相談窓口において、被害者からの相談に対応している。 ② 民間の支援団体である「ひょうご被害者支援センター」が行う活動に関する財政支援（19年度　1,000千円）や、啓発キャンペーン等への協力、電話相談員等の養成講座への講師派遣による人材育成などを行っている。 【ひょうご被害者支援センター】 全国被害者支援ネットワークに加盟する県下唯一の団体。 「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を目指している。 事業内容：電話や面談による相談 裁判傍聴などの直接支援、 自助グループへの支援 被害者支援に関する広報、啓発
課題	① 相談窓口情報の整理や周知、相互の連携が図られていない。支援者のスキルアップを図る必要がある。 ② 補助金支出以外の支援を検討する必要がある。 ボランティア等の養成を促進し、体制を整備し、「犯罪被害者等早期援助団体」への早期指定を目指す必要がある。
今後の取組	① 関係機関や窓口情報を整理したガイドブックを作成し、配布するなど、関係機関の連携した窓口情報の発信や情報提供の充実を図るとともに、「被害者支援連絡協議会」ネットワークを活用した連携強化を図る。 ② 民間支援団体との協働事業の展開や情報提供を通じて、援助活動を充実させる。 「犯罪被害者等早期援助団体」指定に向けた財政的、人的基盤の確立を継続的に協力、援助する。

(2) 地域ぐるみの活動の促進（行動２）

（取組の方向）
県民、事業者、地縁団体等による自主的な地域安全まちづくり活動の気運が高まり、さらにその交流の輪が広がることで、活動が活性化するよう応援します。
また、そうした活動のキーマンとなる人材を養成します。

ア　地域における自主防犯組織の結成・活動促進

「地域の安全は地域自らが守る」との考え方のもと、地域における自主的な活動の促進を図るため、自治会等の地域団体に対して自主防犯組織の結成を呼びかけ、地域の実情に応じて創意工夫に富んだ活動が展開されるよう支援します。

〈主な取組〉

○　まちづくり防犯グループ(※)の結成・活動促進（県民政策部・警察本部）
地域の自主防犯組織である「まちづくり防犯グループ」の結成に際して、立ち上げ経費の助成や防犯活動用品の支給を行うほか、犯罪・防犯情報や先進的な活動事例等の各種情報を提供するほか、専門家による出前講座等を通じて、活動が地域に定着し、継続した取組となるよう支援します。

【活動指標：まちづくり防犯グループの結成数】

（平成 17 年度）		（平成 19 年度）
１，４６７団体	→	２，７００団体

○　地域住民による自主防犯活動の促進（警察本部）
自治会等の地域コミュニティにおける防犯活動のきっかけづくりや活性化をねらいとした啓発活動である「ご近所の防犯運動」、地域住民と交番・駐在所との架け橋となる「地域ふれあいの会」による活動の一層の促進を図ります。
また、自動車に青色回転灯を装着してパトロールを行う取組（青色防犯パトロール(※)）が円滑に進むよう、防犯情報の提供などの支援を行います。

○　地域安全安心ステーションモデル事業の推進（警察本部）
警察庁が所管する事業として、地域住民が自主的に管理・運営する施設であって防犯活動の拠点として機能し得る公民館等を「地域安全安心ステーション」と位置づけ、そこを中心として行われる防犯パトロール等の活動に対して、物品の貸与などの支援を行います。

取組	まちづくり防犯グループの結成・活動促進
現状	県下全域での「まちづくり防犯グループ」の結成を支援するため、グループ立ち上げ経費の助成や防犯活動用品の支給を行うとともに、防犯活動情報や先進事例情報の提供、専門家による出前講座、各警察署からの犯罪情報の提供や合同パトロールなどを行った。 助成対象経費：グループの立ち上げや、活動の充実・高度化のための経費など。 活動区域内の自治会数に応じて助成。 防犯活動用品：帽子、ジャンパー、ベストなど。活動区域の世帯数に応じた点数の範囲内で、希望する用品を支給。 【まちづくり防犯グループ】 単位自治会区域や複数の自治会の区域を活動区域とする自主防犯組織。登下校時の見守り活動や夜間の防犯パトロール、地域での声かけ（あいさつ）運動などに取り組むところが多い。
活動指標	実績　2,351団体（平成20年2月29日現在）
課題	助成金交付と活動用品支給は平成19年度で終了する。引き続き、地域の実情に応じた支援施策を検討する必要がある。警察からのグループへの支援について一部不十分なところがあるので、支援方法を検討する必要がある。
今後の取組	各市町や事業所、関係機関と連携して防犯グループを支援していく体制を構築するため、県民局を通じ、地域の実情に応じた対策を市町と共に推進していく。

イ　自主防犯組織間の交流と連携の促進

地域に点在する自主防犯組織が相互に連携し、活動範囲の面的な拡がりや活動の重点化を通じて、より効果的な取組が展開されるよう応援します。

〈主な取組〉

○　地域安全活動連携推進事業の展開（県民政策部）

概ね小学校区程度のコミュニティ区域内において、まちづくり防犯グループ等がネットワークを形成し、先進的な活動事例を情報交換するなど、地域安全まちづくり活動の協働実施を応援する地域安全活動連携推進事業を展開します。

【活動指標：地域安全活動連携推進事業によるネットワーク数】

（平成 17 年度）		（平成 19 年度）
な　し	→	８３０　ﾈｯﾄﾜｰｸ

取組	地域安全活動連携推進事業の展開
現状	概ね小学校区域程度のコミュニティ区域内で、「まちづくり防犯グループ」を中心とした防犯活動団体どうしのネットワークづくりや、協働した取組を強化するため、会議や情報伝達の仕組みづくり等に活用できる助成金を支出している。 助成対象：①同一又は隣接する小学校区等の複数のまちづくり防犯グループの連携 ②ひとつの小学校区域全域を活動区域とする単一のまちづくり防犯グループ 助成期間：初回の申請から３年間 （18年度～20年度、又は19年度～21年度） 助成金額：コミュニティ区域全域を活動対象とする場合　５万円 同　の一部を活動対象とする場合　３万円
活動指標	実績　465ネットワーク（平成20年2月29日現在）
課題	新規助成は平成19年度で終了する。引き続き、地域の実情に応じた支援施策を検討する必要がある。
今後の取組	各市町と連携して防犯グループ、連携組織等を支援していく体制を構築するため、県民局を通じ、地域の実情に応じた対策を市町と共に推進していく。

○　県民交流広場事業の展開（県民政策部）

概ね小学校区単位の身近な地域を舞台に、県民一人ひとりが地域防犯や子育て、環境・緑化をはじめとする多彩な分野での地域づくり活動に取り組むことができるよう、活動の場づくりなどへの支援を通じて、元気と安心のコミュニティづくりをめざす県民交流広場事業を展開します。

○　仲間づくりに役立つ情報の提供（県民政策部）【再掲】

ひょうごボランタリープラザが運営する地域づくり活動情報システム「コラボネット」を活用して、地域安全まちづくり活動を行う団体等が自ら取り組む活動内容を登録し、インターネットで情報を発信することにより、活動ノウハウの共有や仲間づくりを応援します。

また、ボランタリー活動の各種支援機関をネットワーク化した「ひょうごボランタリー活動支援ネット」や支援機関のキーパーソンをネットワーク化した「サポーターズネット」による活動支援体制を強化します。

このほか、県民運動情報誌「ネットワーク」や「県民運動Ｅ-news」のホームページ掲載等による情報提供を行います。

取組	県民交流広場事業の展開
現状	概ね小学校区における身近な地域で、地域防犯、子育てなど多彩な分野での実践活動等に取り組むことができるよう、活動の場の整備と活動の立ち上げに要する経費の助成を行うとともに、広場同士のネットワーク化等の支援を行っている。 【県民交流広場事業】 実施主体：地域推進委員会（自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、ＮＰＯ等が参画する住民組織。まちづくり協議会等の既存組織でも可） 助 成 額：１小学校区あたり、整備費10,000千円以内 活動費 3,000千円以内 採択期間：平成18年度～22年度 実施状況：平成19年度までに、266地区(270校区)で事業展開されている 取組事例： ○ 「子どもの安全マップ」を作成するなど、これまでも子どもを対象とした活動に力を入れていたが、県民交流広場事業を活用して、子ども達も訪れやすい小学校の余裕教室を地域の拠点として整備。住民提案による「いきいきｻﾛﾝ」、「こどもまつり」などの交流活動を新たに始めたり、地域で議論したまちの将来像について市に提言する等の取り組みを行っている。（宝塚市小浜地区） ○ 住民間の交流が希薄化してきたことが地域の課題の一つとなっていたが、県民交流広場事業を活用して公民館を改修。「安全・安心なまち」をｽﾛｰｶﾞﾝに、地域全体で子ども達を見守るため、地区の大人達により定期的に下校時の防犯ﾊﾟﾄﾛｰﾙ活動を実施し、子ども達との結びつきを深めるなど「顔の見える地域づくり」を推進している。（洲本市中川原地区）
課題	地域ぐるみの合意形成に時間を要することや、活動の継続に向けた、地域の実情に応じた支援が必要である。
今後の取組	地域での合意形成を支援するアドバイザーの派遣や、広場のネットワーク化による活動の広がりへの支援、県民局による地域へのきめ細かなフォローアップを行う。

ウ　様々な主体による活動の促進

地域安全まちづくり活動の担い手は、自治会（町内会）、ＰＴＡ、婦人会等のいわゆる地縁団体をはじめ、事業者や特定非営利活動法人(※)など、多種多様であることから、こうした様々な活動主体が取組の輪に加わることができるよう、それぞれの主体の実情に応じた支援に努めます。

〈主な取組〉

○　活動に必要な財政的基盤の充実（県民政策部）

地域安全などの活動展開に必要な資金を自前で調達できるよう、活動に取り組む団体の運営が継続的に成り立つノウハウの蓄積を支援します。そのため、地域づくり活動応援事業を推進するほか、ひょうごボランタリー基金助成等を有効に活用し、各主体の活動に応じた適切な支援を行います。

【活動指標：地域づくり活動応援事業累計助成対象件数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
１，４５０団体	→	３，３９０団体

○　ＮＰＯと行政の協働事業の促進（県民政策部）

ひょうごボランタリープラザにおいて、地域における福祉、子育て、地域安全などの様々な課題を、ＮＰＯと行政が協働で解決していくため、取り組むべき課題とその方策について情報交換、協議を行うＮＰＯと行政の協働会議を積極的に実施します。

また、ボランタリー基金の活用により、ひょうごボランタリープラザにおいて、ＮＰＯと行政の協働事業に対して助成を行います。

○　関係機関・団体との防犯ネットワークの構築（警察本部）

郵便局、消防署、新聞販売店等の事業所、各種団体等と連携し、事業活動にあわせてパトロールを実施し、不審者（物）を発見した際に110番通報する取組を拡充します。

また、県域単位の事業所等防犯ネットワーク会議、地域単位の防犯講習会等を開催して、防犯に関する情報交換を行うなど、関係機関・団体との連携強化に努めます。

取組	活動に必要な財政的基盤の充実
現状	【地域づくり活動応援事業】 自治会や婦人会等の地域団体が提案する、地域をよりよくする様々な取組の企画に対して、県民局毎に「こころ豊かな美しい地域推進会議」を通じて、地域特性に応じて助成している。 助 成 額： （活動枠）地域団体の創意工夫による地域特性を生かした取組　500千円／団体 （広域活動枠）市町域を超える地域団体の連合組織などの広域団体による取組　1,000千円／団体 助成件数：平成18年度　448件 平成19年度　414件 【ひょうごボランタリー基金による助成】 グループ・団体等による草の根の活動からＮＰＯによる中間支援活動まで、多様な活動内容に対して助成する。 助 成 額：140,000千円 主な助成メニュー：県民ボランタリー活動助成、行政・ＮＰＯ協働事業助成、チャレンジ事業助成
活動指標	実績　2,312団体（平成19年度）
課題	県民局再編を視野に入れた、地域の実情に応じた、より効果的な事業展開に向けた検討が必要である。自律的な活動への支援やネットワーク化への支援が必要である。
今後の取組	市町との連携、役割分担を図りながら、地域づくり活動を効果的に支援していく。

エ　地域のリーダーたる人材の養成

地域安全まちづくり活動の定着、発展には、その原動力となる強いリーダーシップを有する人材が必要です。そのため、率先して活動に取り組み、活動の継続と定着を図る中心的存在であるリーダーを養成します。

また、将来的には、高齢者の増加に対応して、地域安全まちづくりに関する講座を総合的、体系的に学習できる機会を設ける等、高齢者の活動の裾野を広げるとともに、カリキュラムの充実も検討します。

〈主な取組〉

○　地域のリーダーを養成する研修機会の提供（県民政策部）

防犯活動の進め方のノウハウを有するリーダーの養成講座や、地域づくり活動を実践しているリーダーを対象とした研修により、さらなる技術力と実践力の能力の向上を図ります。

○　地域安全まちづくり推進員の設置（県民政策部）

自ら率先して地域安全まちづくり活動に取り組み、活動を先導するとともに、警察署等の関係機関との連絡調整を担うボランティアである地域安全まちづくり推進員を設置します。また、推進員が日常の活動で抱える悩み（リーダーシップの発揮や組織運営等）を解決するための情報を交換し、能力の向上を図る場を設け、地域のリーダーとしての資質向上を図ります。

【活動指標：地域安全まちづくり推進員委嘱者数】

（平成 17 年度）		（平成 19 年度）
な　　し	⇒	２，５００人

取組	地域安全まちづくり推進員の設置
現状	小学校区などのコミュニティ区域において、犯罪を防止するための活動や犯罪につながるおそれがある環境を改善する活動のリーダー役として「地域安全まちづくり推進員」を委嘱し、情報提供や資質向上の場を提供している。 【地域安全まちづくり推進員】 選任方法：まちづくり防犯グループの小学校区単位等のネットワークから１連携組織あたり3名を目途に推薦を受ける。 任　　期：３年 役　　割：〇地域安全まちづくり活動の先導 〇活動グループの連携・協働の調整 〇活動グループの地域間交流の企画・実施 〇警察等関係機関との連絡調整 県からの支援： 〇「活動の手引き」の交付 〇研修会の実施 〇犯罪情報・防犯活動情報の提供 〇ボランティア保険への加入 〇所轄警察署からの情報提供
活動指標	実績　681人（平成20年3月4日現在）
課題	地域によって推進員の人数に偏りがある。
今後の取組	市町等へ働きかけを行い、推進員を確保するとともに、地域の実情に応じて、推進員が関係機関と連携して活動できるよう支援する。

オ　活動に貢献した個人・団体への表彰

地域安全まちづくり活動の模範となる個人あるいは団体を評価、表彰することを通じて、活動に対する意欲の高揚を図ります。

〈主な取組〉

○　各種表彰制度の適切な運用（県民政策部・県土整備部・警察本部）

ひょうご地域安全まちづくり活動賞（※)、警察本部長感謝状などの地域の安全活動を対象とした各種表彰制度により、地域の安全に貢献した個人・団体を顕彰し、活動意欲のさらなる向上を図ります。さらに、ひょうご県民ボランタリー活動賞（※)、人間サイズのまちづくり賞(※)などの、広くまちづくり活動や地域活動を対象とした各種表彰制度も地域安全のために積極的に資することにより、地域の安全に対する県民の意識の一層の高揚を図ります。

取組	各種表彰制度の適切な運用
現状	【ひょうご地域安全まちづくり活動賞】 地域安全まちづくり活動を対象とした知事表彰。 特　色：活動年数だけでなく、活動内容に重点を置いて評価し、被表彰者を決定している。 対　象：地域安全まちづくり活動に継続して取り組み、犯罪の未然防止などに顕著な功績があったと認められる個人又は団体 表彰枠：個人、団体併せて概ね20件以内。 実　績：平成18年度　個人　７名、団体　14団体 平成19年度　個人　５名、団体　13団体 ＜広くまちづくり活動や地域活動を対象とした表彰制度＞ 【ひょうごボランタリー活動賞】 県民ボランタリー活動を対象とした知事表彰。 対　象：様々な分野で県民ボランタリー活動を実践されている個人及び団体で、次の要件のいずれかを満たす者 ○先駆的、先導的に県民ボランタリー活動を継続し、その功績が顕著で他の模範となるもの ○永年にわたり県民ボランタリー活動を継続し、こころ豊かな地域コミュニティづくり等に多大な貢献をしたもの 表彰枠：概ね個人20件、団体・グループ30件 実　績：平成18年度　個人19件、団体33件 平成19年度　個人20件、団体32件
課題	被推薦者・団体をさらに広げていく必要がある。
今後の取組	より広く事業者団体や学校、地域団体に呼びかけを行うなど、評価されるべき活動の抽出を行う。

２　子ども、高齢者等の安全確保の支援（第２の柱立て）

(1) 地域で取り組む見守り活動の推進（行動３）

（取組の方向）
　地域ぐるみで子ども・高齢者等を見守ろうとする取組の機運を醸成するとともに、問題が発生した場合に即応できる体制を整備します。
　また、子どもの健全育成にふさわしい環境づくりを応援します。

ア　地域協働による子どもの安全確保

　子どもが被害者となる凶悪な犯罪が全国で相次いで発生したことに加え、不審者による声かけ事案等も増加しており、子どもが１日の大半を過ごす学校や通学路等における安全対策が求められていることから、学校、保護者、地域住民が連携し、地域協働による取組を促進します。

〈主な取組〉

○　子どもの安全を確保するための指針の普及啓発（県民政策部・企画管理部・健康生活部・教育委員会）
　学校、通学路等における子どもの安全確保を図るため、学校・保護者・地縁団体等が活動をする際のガイドラインとなる「子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針」について、広く県民への普及啓発を行い、各主体が有機的に連携して子どもの安全確保に取り組もうとする機運の醸成を図ります。

○　登下校時における子どもの見守り活動の推進（県民政策部）
　現在、自主防犯組織である「まちづくり防犯グループ」の約６割が子どもの登下校時の見守り活動を実施しているが、さらに多くのグループがこうした活動に取り組むよう、活動事例の紹介等を通じて啓発を行います。

○　ひょうごハート・ブリッジ運動の推進（県民政策部）
　大人が子どもへの声かけや見守りを行う「ひょうごハート・ブリッジ運動」を推進し、地域が主体となった青少年育成、非行防止の機運を高めます。

○　子育て応援ネットの推進（健康生活部）
　地域の女性団体・青少年関係団体等が小学校区ごとにネットワークを組み、子育て家庭応援推進員を中心に、子どもの見守り、声かけ、子育て相談などの子育て家庭応援運動を展開する中で、虐待や問題行動等のＳＯＳをキャッチし、関係機関につなぐ活動を各地域で推進します。

【活動指標：子育てネットワーク数】

（平成 17 年度）		（平成 19 年度）
７３０　ﾈｯﾄﾜｰｸ	⇒	全小学校区 において立ち上げ

○　**高齢者による子ども見守り活動の充実（健康生活部）**

高齢者の知識・経験を活かした社会参加活動への期待が高まる中、老人クラブが取り組む地域における見守り活動や子育て支援活動を支援します。

○　**ユニバーサル社会づくり実践モデル地区の推進（県土整備部）**

障害の有無や年齢等に関わりなく、地域社会において誰もが主体的に生き、社会の支え手となることのできるユニバーサル社会を構築するため、市町の申請に基づいてモデル地区を指定し、市町が住民・事業者と協働して行う道路や施設のバリアフリー化や放置自転車の撤去運動、声かけ運動など、高齢者、障害者等への社会活動への参画を進めるハード・ソフト両面の取組を支援します。

○　**地域ぐるみの学校安全体制の整備（教育委員会）**

防犯の専門家である地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）を県内の小学校に配置し、学校や通学路等の巡回指導や評価を行い、学校安全ボランティア（スクールガード）への指導を行うなど、市町教育委員会や各学校と連携して、学校危機管理対策を推進します。

○　**子どもを守る110番の家(※)の効果的運用（警察本部）**

地域住民、事業所等と連携して、通学路等における子どもの安全拠点となる「子どもを守る110番の家（店・車）」について、「活動マニュアル」の作成を働き掛けるほか、研修会やタイムリーな情報提供を行うなどにより、制度の活性化を図ります。

○　**子どもの安全を守る設備等の整備（警察本部）**

学校等において不審者侵入事案等が発生した際、被害拡大防止のため学校等と警察署を結ぶ「県警ホットライン」や学校等に波及するおそれのある事案が発生した際に近隣校へ通報する「学校緊急通報制度」等を活用し、学校、通学路等における子どもの安全確保を図ります。

イ　子どもの健全育成に適した環境づくり

「地域の子どもは地域で守り育てる」との考え方のもと、地域住民の温かい眼差しを受けながら、子どもが犯罪等に巻き込まれることなく、安全に安心して成長できる環境づくりに努めます。

取組	地域ぐるみ学校安全体制の整備
現状	保護者や地域住民の協力のもと、実践的な事例に対応できる学校安全ボランティアを活用した効果的な安全体制を整備し、地域との連携を重視した学校安全に関する各種取組を行っている。 (1)学校安全ボランティア（スクールガード）の養成・研修 (2)防犯の専門家（スクールガード・リーダー）による小学校や通学路の巡回指導・評価や学校安全ボランティアに対する指導 (3)学校安全のためのモデル地域による実践的な取組の推進 【スクールガード・リーダー（地域学校安全指導員）】 配置人数：66人（33市町） 内　　容：学校の巡回指導・評価 地域の学校安全ボランティア（スクールガード）の指導
課題	スクールガード・リーダー間の連携と情報の共有
今後の取組	引き続き、スクールガード・リーダー連絡協議会の開催、学校安全ボランティアの養成・研修、スクールガード・リーダーの巡回による学校安全ボランティアの指導等を通じて、地域全体で幼児児童生徒の安全を見守る体制の整備を図る。

〈主な取組〉

○　**青少年を守り育てる県民スクラム運動の展開（県民政策部）**

複雑・多様化する青少年問題に対応するため、地域、学校、事業者、行政などの関係者が対応策などを協議する青少年育成スクラム会議を開催するとともに、青少年愛護活動推進員や青少年愛護活動推進協力員、青少年補導委員等との連携により図書類等収納自動販売機、図書販売店、カラオケハウス等の環境総点検活動を行うなど、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進します。

【活動指標：青少年育成スクラム加盟店数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
９８，０２３店	⇒	１００，０００店

○　**ひろば事業の展開（県民政策部・健康生活部）**

子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて、子育ての不安や悩みを解決し、お互いに情報交換できる拠点として、保育所、幼稚園や児童館などに開設している「まちの子育てひろば」、公園、空地、学校の校庭などを活用して、地域団体等と協働しながら、子どもたちが自由な発想でのびのびと遊べる「子どもの冒険ひろば」、商店街の空き店舗や公民館、自治会館などを活用して学校帰りの中・高校生などが気軽に立ち寄り、仲間と交流できる「若者ゆうゆう広場」を開設して子どもや若者の居場所づくりを進め、地域全体で見守る環境を整備します。

【活動指標：子どもの冒険ひろば数】

（平成 17 年度）		（平成 19 年度）
２００カ所	⇒	３６０カ所

【活動指標：若者ゆうゆう広場数】

（平成 17 年度）		（平成 20 年度）
３０カ所	⇒	６０カ所

取組	ひろば事業の展開
現状	① 子育て中の親子が集う「まちの子育てひろば」 ② 児童や中・高校生などが集う「子どもの冒険ひろば」「若者ゆうゆう広場」 など、活動の「場」づくりのモデル事業を県下各地で行い、地域での自主的な取組を支援している。 【まちの子育てひろば】 子育て中の親子が気軽に安心して集い、子育ての不安や悩みを解決し、お互いに情報交換出来る拠点として、保育所や幼稚園、児童館などで実施 設置数：1,841箇所（平成19年12月末現在） 【子どもの冒険ひろば】 子ども達が自由な発想でのびのびと遊びながら、たくましく生きる力を育むため、地域団体等と協働して実施。公園、空き地、学校の校庭などを活用。 設置数： 369箇所（平成19年12月末現在） 【若者ゆうゆう広場】 若者が気軽に立ち寄り、くつろいだ雰囲気の中で交流することで人間関係を紡ぎ、社会性を育むことができる「若者の居場所づくり」として、ＮＰＯ等と協働して実施。公共施設や空き店舗などを活用。 設置数： 47箇所（平成19年12月末現在）
活動指標	＜子どもの冒険ひろば数＞ 実績 369箇所（平成19年12月末現在） ＜若者ゆうゆう広場数＞ 実績 47箇所（平成19年12月末現在）
課題	①活動が地域で定着するよう、自主的な取組を支援する必要がある。 ②補助期間終了を見据えた地域定着化の取組を促進する必要がある。
今後の取組	①市町と連携した支援の充実を図る。 ②情報誌の発行や広場関係者の交流促進、ひろばを支える人材の養成等を通じて、地域に根付いた運営に結びつけていく。

○　**学校・家庭・地域連携のしくみの構築（教育委員会）**

すべての公立小中学校で、授業その他学校活動のありのままを保護者や地域住民に公開し、学校を身近に体感してもらうオープンスクールを展開します。

また、ＰＴＡ活動に地域住民が参画するＰＴＣＡ活動、地域の教育課題解決に向けた県民による地域教育推進会議の開催などを通じて、子どもの安全確保などの課題解決に向けた学校、家庭、地域の相互連携の機運を高めます。

さらに、社会的な問題となっているいじめについては、子どもたちが主体的にその解消に向けて取り組む中で、いじめを許さない集団づくりや、家庭や地域との連携方策等について実践的な研究を行い、成果の普及を図ります。

【活動指標：ＰＴＣＡ活動支援事業地区別研究大会延参加者数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
２０，０００人	⇒	１００，０００人

【活動指標：地域教育推進会議延参加者数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
５，０００人	⇒	２５，０００人

○　**ひょうご放課後プラン事業「子ども教室型」の推進（教育委員会）**

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子ども教室を創設し、放課後や週末等に、社会教育施設や学校施設等を活用して、地域の大人の参画を得ながら、子どもたちが様々な体験活動や交流活動ができる取組を行います。

○　**少年サポートセンターの運営（警察本部）**

地域における少年の健全育成活動の拠点として、街頭補導、少年相談、非行防止教室、子どもの防犯教室などを行う少年サポートセンターを県内12箇所で運営します。

○　**「出会い系サイト」への対応（警察本部）**

非行防止教室などの機会をとらえ、「出会い系サイト」の危険性を訴えるとともに、これらの有害情報から子どもを守るため、「フィルタリング」の普及、促進を行います。

また、「出会い系サイト」に係る福祉犯の検挙を徹底し、被害児童の保護、立ち直り支援を行います。

ウ　家庭等における安全の確保

高齢者が犯罪に巻き込まれることなく、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしを続けることができるよう、見守り活動を推進します。

また、家庭などにおける児童虐待やＤＶ、高齢者虐待に対処するため、市町との連携のもと、こうした問題に即応できる体制の充実を図ります。

〈主な取組〉

○　高齢者の見守り活動の展開（健康生活部）

民生委員やＬＳＡ（※）等によるひとり暮らしや寝たきりの高齢者に対する声かけや安否確認等の活動をより一層緊密に実施します。

また、こうした民生委員等による見守りから警察へとつなぐ虐待防止ネットワークを構築し、県民総合相談センターや各県民局において高齢者虐待に関する相談を行うなど、高齢者のより一層の安全確保を図ります。

【活動指標：民生委員による１人当り活動日数】

（平成 17 年度）		（平成 19 年度）
１２５　日	⇒	１３５　日

○　児童虐待家庭に対する効果的な援助の実施（健康生活部）

子どもや家庭の問題を背景とした深刻な児童虐待事案に対して、より適切に対応できるよう、児童相談の第一義的な窓口となる市町の相談職員に対する研修や連絡会議等を通じた技術的支援や助言を行います。

また、地域における「子育て応援ネット」による見守り等との連携を図るとともに、専門機関であるこども家庭センターの機能を充実し、地域市町や関係機関と連携して対象児童家庭に対する効果的な援助を行います。

- 児童虐待の早期発見・対応
- 児童虐待家庭再生の指導支援とフォローアップ
- 市町児童家庭相談に対する技術的な助言と援助
- 児童虐待24時間ホットライン（休日・夜間等も24時間対応）の設置運営

取組	児童虐待家庭に対する効果的な援助の実施
現状	専門機関であるこども家庭センターを中心に、児童相談の第一義的な窓口である市町の相談担当職員への研修を行ったり、地域で子育て家庭を応援する「子育て応援ネット」との連携など、児童虐待の早期発見及び児童及び家庭への効果的な援助を実施している。 【こども家庭センター】 設置場所：県下4箇所（中央（明石市）、西宮、姫路、豊岡） 機　　能： (1)児童虐待防止対策 ① 相談対応 ② 市町が設置する「要保護児童対策地域協議会」への支援 ③ 児童虐待家庭への家族再生指導 ④ 児童虐待等対応専門アドバイザーの設置 ⑤ 児童虐待24時間ホットラインの設置　　など (2)　地域の児童福祉対策 ① 子ども虐待防止キャンペーンなど地域連携強化事業 ② ひきこもり等児童福祉対策　　など 【子育て応援ネット】 小学校区単位程度で、地域の団体やグループがネットワークを組んで、子育て家庭への見守りや声かけなどの「子育て応援県民運動」を行うとともに、虐待や問題行動などのＳＯＳサインをキャッチして、迅速に専門機関へつなぐ取組。
課題	児童虐待を早期発見し対応するため、市町をはじめ民間団体等との緊密な連携が不可欠である。
今後の取組	専門機関であるこども家庭センターが市町、民間団体等への研修を行う。また、関係機関が連携し、児童虐待防止普及啓発活動を実施する。

○　ＤＶ対策の推進（健康生活部・県土整備部）

「兵庫県配偶者等からの暴力（ＤＶ）対策基本計画」に基づき、女性家庭センターの体制強化、民間シェルターに対する財政的支援等の課題に取り組みます。

また、住宅の確保が困難な自立意欲のあるＤＶ被害者に対して、恒久住宅へ移行するまでの間の利用を認める一時入居住宅（ステップハウス）を一定数確保するほか、ＤＶ被害者の緊急一時保護を行う社会福祉施設や民間シェルター等の委託先の確保、県営住宅におけるＤＶ被害者の優先入居を実施します。

【活動指標：ＤＶ被害者の緊急一時保護委託施設数】

（平成 17 年度）		（平成 20 年度）
１４　　施設	→	２０　　施設

取組	ＤＶ対策の推進
現状	配偶者から暴力を受けた女性を緊急、一時的に保護するために、女性家庭センターによる一時保護と併せて、緊急時対応用に婦人寮、民間シェルター等に一時保護を委託している。 また、住宅が確保できるまでの間、一時入居できる県営住宅を確保するとともに、抽選時の優先抽選（30%優先）を設定している。 【ＤＶ対策】 ○　相　　談：休日・夜間のＤＶホットライン、ＤＶ法律相談、家庭問題相談員の配置など ○　一時保護：一時保護所での保護と自立支援員等によるこころのケア、民間シェルターでの保護など ○　自立支援：県営住宅での一時入居や婦人保護施設への入所、臨床心理士によるこころのケアなど ○　推進基盤：関係機関の連携を図るネットワーク会議の開催など
活動指標	実績　18施設（平成20年1月末現在）
課題	引き続き、施設数の充実が必要である。
今後の取組	平成20年度に、新たに２箇所の緊急一時保護委託施設を確保する。

○　**高齢者介護等に携わる人材の養成（健康生活部）**

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成18年４月１日施行）を踏まえ、関係する専門職種の資質向上や養介護施設における虐待防止等の取組を推進するための研修機会の充実を図ります。

○　**高齢者を対象とした防犯情報の提供（警察本部）**

振り込め詐欺、悪質リフォーム詐欺など、高齢者が被害に遭いやすい犯罪の手口や具体的な防犯対策に関する情報について、市町、関係行政機関等と連携した広報啓発に努めます。

○　**防犯ブザーの貸し出し（警察本部）**

痴漢、ひったくり等の犯罪被害に遭いやすい女性や子どもを守るため、県内交番、駐在所、駅の痴漢等被害相談所において防犯ブザーの貸し出しを積極的に実施します。

(2) 安全に関する対応能力の向上（行動４）

（取組の方向）
子ども・高齢者・女性等が、犯罪をはじめ、近年大きな問題となっているいじめ問題など、日常生活において抱える様々な課題を気軽に相談できる体制を整備するとともに、自らの身を守るための術を身につけることができるよう、学習機会の充実を図ります。

ア　気軽に相談できる場づくり

子どもや高齢者等が、犯罪その他様々な悩み事の解決や、非行等に係る子どもの立ち直りを支援するため、専門家や専門機関が連携して、相談者のニーズに応じた効果的な相談体制を整備します。

〈主な取組〉

○　ひょうごユースケアネットの運営（県民政策部）
関係機関・家庭・地域が連携して、不登校やひきこもりなど、青少年の心の問題に取り組むため、シンポジウムをはじめ、保護者や関係者の交流学習会などを行います。

○　地域ＳＮＳを活用した相談・情報交換の場の提供（県民政策部）
地域ＳＮＳ（※）を活用して、インターネット上で子育てや介護等の同じ悩みを持つ人が気軽に語り合い、情報交換する場を提供します。

○　くらしの安全安心サポート体制の強化（県民政策部）
生活科学センター等で、消費者からの商品やサービスに関する疑問や悪質商法等の苦情相談に迅速・的確に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、製品事故や食の不安に対する相談窓口を整備します。

○　子どもの悩みを受け止める相談窓口の開設（教育委員会）
児童生徒や保護者の様々な悩み事に対応するため、臨床心理士、カウンセラー等が個々のケースに応じた適切な指導・助言を行う「ひょうごっ子悩み相談」に加え、いじめ問題をいつでも相談できる「ひょうごっ子いじめ相談２４時間ホットライン」を設置し、いじめの早期発見・早期解決を図ります。

取組	くらしの安全安心サポート体制の強化
現状	消費生活相談員等が、生活科学センター等で商品やサービスに関する疑問や悪質商法等の苦情相談、製品事故や食の不安に対する相談に対応している。 相談件数：平成18年度　18,828件 平成19年度　16,642件（平成20年１月末現在） 【消費生活相談員】 各生活科学センター等で消費生活相談や食の安全・安心に関する相談、製品事故に関する相談に対応している。 配置人員：県下６箇所（神戸、東播磨、姫路、西播磨、但馬、淡路）、12名
課題	県と市町の役割分担が図れていない。 消費生活相談の内容が、高度・複雑化しており、県・市町単独での対応は困難になっている。
今後の取組	20年度より神戸生活創造センター生活科学部と生活科学研究所を統合し、兵庫県及び市町の消費生活行政の中核センターとなる生活科学総合センターを設置。高度、複雑化する消費生活の諸問題に機動的、効果的に対応していく。

○　こころの相談支援事業の実施（教育委員会）

児童生徒の不登校・問題行動等の課題を解決するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを全公立中学校・中等教育学校に配置するほか、高校生の問題行動の多様化・深刻化に対応するため、キャンパスカウンセラーをすべての県立高等学校に配置します。

また、小学校における問題行動等の増加に対応するため、スクールカウンセラーを小学校に拠点配置するなど、児童と保護者の心の相談や教職員に対する相談支援を行います。

取組	こころの相談支援事業の実施
現状	いじめや暴力行為、不登校等の問題行動等に対応するため、児童生徒や高校生の心の相談に応じ、教職員への支援を行う「心の専門家」であるスクールカウンセラー等を、小学校等に配置している。 小学校：拠点小学校として位置づけている公立小学校30校にスクールカウンセラーを配置 中学校：全公立中学校等　271校にスクールカウンセラーを配置 高等学校：全県立高等学校にキャンパスカウンセラー（臨床心理士等）を配置
課題	小学校での不登校や不登校傾向の児童が増加している。 教員のカウンセリングマインドを高めるための研修を継続的に行っていく必要がある。
今後の取組	小学校への配置校数を60校に増やしていく。 生徒の問題行動の多様化、深刻化に対応するため、キャンパスカウンセラーや教員による教育相談を充実させる。

○　**様々な課題から学校をサポートする体制の充実（教育委員会）**

いじめ、不登校、暴力行為など、児童生徒の問題行動等への未然防止及び早期対応、早期解決を図るため、様々な専門性を有する職種が連携して、学校への多面的な支援を行う「学校支援チーム」（学校・警察ＯＢ、精神科医、心のケア担当相談員（臨床心理士）、児童生徒の安心づくりコーディネーター（社会福祉士等））を各教育事務所に設置し、複雑・多様化する課題の解決を図ります。

○　**犯罪等各種事案への相談対応（警察本部）**

いじめや不登校をはじめ、万引き等の非行問題に女性の少年相談専門員が対応する「少年相談室（ヤングトーク）」、性犯罪、痴漢、ストーカーなどの被害に対し、女性警察官が相談受理に当たる「レディースサポート交番」、主要駅構内に設置する「痴漢等被害相談所」や「ストーカー相談電話」など、事案に応じたきめ細かい相談対応を行います。

イ　自らを守る術を身につける学習機会の提供

子どもや高齢者等が自らの安全を守るための術を身につけることができるよう、知識や技能の習得機会の提供に努めます。

〈主な取組〉

○　**悪質商法等の被害防止対策の推進（県民政策部）**

地域で身近な消費者問題に取り組む「くらしのクリエーター」や地域団体と協働して、悪質商法に関する情報提供や地域住民への声かけ運動等を展開します。

また、悪質商法等による消費者被害を未然に防止するため、生活科学センター等において、講座・セミナーなどの啓発事業等を実施するとともに、悪質事業者に対する指導を強化します。

取組	悪質商法等の被害防止対策の推進
現状	くらしのクリエーターや各種団体と協働で、高齢者をはじめ地域住民への声かけを実施しているほか、講座・セミナー等の開催、不当な取引行為を行う悪質な事業者に対する事業者指導の強化により、悪質商法による被害の未然防止・拡大防止を図っている。 【くらしのクリエーター】 消費生活に関する様々な相談への対応や啓発・情報収集、発信を通じて、新しいライフスタイルづくりをめざした活動の輪を拡げる、地域のキーパーソン。 設置人数：146人（平成20年２月29日現在） 【講座・セミナーの開催】 悪質商法等の被害を未然・拡大防止するための講座・セミナーを生活科学センターや出前講座で開催。 平成19年４月～12月　　323回 【事業者指導】 特定商取引法や消費生活条例に基づき、不当な取引行為を行った事業者に改善・指導を実施 平成19年４月～20年２月　21件
課題	消費者問題は年々、高度・複雑化しており、悪質商法等の被害を防止するために対策の強化が必要である。
今後の取組	地域での声かけ運動を引き続き行うとともに、20年度に開設する生活科学総合センターで、高度・複雑化する消費生活の諸問題に機動的・効果的に対応していく。

○　**子ども・高齢者の危機回避能力の向上（教育委員会・警察本部）**

子どもの安全確保に向けた「子どもを守る110番の家（店）」の周知を図るためのウォーク・ラリーの実施、地域安全マップの作成、子ども、高齢者等を対象とした参加・体験型の防犯教室や防犯訓練の積極的な開催等を通じて、子ども、高齢者等が自らを守る術を身に付けることができるよう支援します。

また、子どもに対する声かけ事案等の発生状況を地図上に表示した「子どもハザードマップ」を公表して、注意喚起を図ります。

【活動指標：「子どもを守る110番の家（店）」の周知を図るためのウォーク・ラリーの小学校全クラス実施率】

（平成 17 年度）		（平成 19 年度）
８２．９％	⇒	１００％

○　**少年サポートセンターの運営（警察本部）【再掲】**

地域における少年の健全育成活動の拠点として、街頭補導、少年相談、非行防止教室、子どもの防犯教室などを行う少年サポートセンターを県内12箇所で運営します。

また、非行防止教室等の機会をとらえ、「出会い系サイト」の危険性を啓発するとともに、被害児童の保護や立ち直り支援を行います。

(3) 豊かなこころの育成（行動５）

（取組の方向）

少年犯罪の多発を踏まえ、地域ボランティア、事業者等の協働による青少年の非行防止活動を応援するほか、青少年の道徳観、公共心、他者への思いやりなど、豊かなこころを育みます。

また、青少年の規範意識向上に重要な役割を果たす家族や家庭の絆を深める取組を応援します。

ア　非行防止活動の推進

地域のボランティア、関係団体、事業者等と連携して、青少年の健全な育成を阻害する有害な環境を改善し、非行防止に効果的な環境づくりを行います。

〈主な取組〉

○　青少年を守り育てる県民スクラム運動の展開（県民政策部）【再掲】

複雑・多様化する青少年問題に対応するため、地域、学校、事業者、行政などの関係者が対応策などを協議する青少年育成スクラム会議を開催するとともに、青少年愛護活動推進員や青少年愛護活動推進協力員、青少年補導委員等との連携により図書類等収納自動販売機、図書販売店、カラオケハウス等の環境総点検活動を行うなど、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進します。

【活動指標：青少年育成スクラム加盟店数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
９８，０２３店	→	１００，０００店

○　青少年愛護条例の周知、運用（県民政策部）

地域協働による青少年の健全育成と保護を目的とした社会環境の整備を進めるため、県民に対する啓発活動のほか、事業所に対する調査、指導により、青少年愛護条例の周知徹底及び適切な運用を図ります。

[平成18年における主な改正点]

◎　有害情報等への対応強化

- 表紙、包装箱上の性的描写による有害図書類の包括指定
- 自動販売機管理者を設置場所と同一市区町在住者に限定

◎　青少年の深夜（午後11時～翌午前５時）外出の抑制

- 深夜営業者に施設・敷地内の青少年に帰宅を促す努力義務
- 個室、区画席を持つカラオケハウス等への深夜立入禁止

◎　非行につながる行為への対応強化

古物買受け制限対象からの「書籍除外」規定の削除

取組	青少年愛護条例の周知、運用
現状	青少年を取り巻く環境総点検活動による指導や、これに応じない業者への立ち入り調査などを行う。 アダルト雑誌等を収納する自動販売機が、ピーク時に528台あったが、平成19年９月でなくなり、環境浄化が進んでいる。 青少年愛護条例に基づく取組例： ア　有害興業・有害図書類等の指定と青少年の観覧、青少年への販売の禁止等 イ　有害図書類、有害がん具類等の自動販売機への収納禁止 ウ　自動販売機による図書類、がん具類等の販売の届出 エ　個室を設け、深夜遊技営業を行う施設への立入制限 オ　条例の周知徹底と立入調査及び業者指導
課題	有害図書類の区分陳列、深夜立入禁止の掲示が進んでいるものの、未実施の店舗への重点的な指導が必要である。
今後の取組	市町、青少年補導委員との連携を強化し、有害環境の把握に努める。

○　**青少年補導センター活動の推進（県民政策部）**

青少年の非行、不良行為の防止及び相談活動に取り組む青少年補導センター及び県青少年補導委員連合会の活性化を図るための研修事業等を推進します。

○　**薬物の乱用防止対策の推進（健康生活部）**

薬物乱用を許さない社会づくりを推進するため、地域に密着した啓発活動を展開します。とりわけ、薬物に対する若年層の理解を深めるため、大学生による薬物乱用防止啓発活動を実施するなど、啓発効果の高い活動を展開します。

○　**少年非行総合対策「少年マナーアップ兵庫」活動の推進（警察本部）**

少年の規範意識の向上を図るとともに、地域社会における非行防止への取組機運の醸成に向けて情報発信活動を強化するなど、関係機関、団体等と協働した地域ぐるみの非行防止活動を強化します。

・　少年マナーアップ強化日（毎月10日）における少年警察ボランティア等との合同補導活動の実施
・　青少年補導センター等に対する情報発信活動の推進
・　少年補導職員で構成している劇団「麦の穂」「みちびき」等の学校への派遣による寸劇形式の公演を通じた啓発活動の実施

○　**少年サポートセンターの運営（警察本部）【再掲】**

地域における少年の健全育成活動の拠点として、街頭補導、少年相談、非行防止教室、子どもの防犯教室などを行う少年サポートセンターを県内12箇所で運営します。

また、非行防止教室等の機会をとらえ、「出会い系サイト」の危険性を啓発するとともに、被害児童の保護や立ち直り支援を行います。

イ　学校、家庭等における道徳観等の育成

兵庫の特色を生かした環境体験、自然体験等の多様な体験学習を推進するとともに、規範意識、倫理観、他者を思いやる心などを培う道徳教育を通じて、次代を担う子どもたちの道徳観、公共心を育みます。

また、家族や家庭をめぐる事件が社会問題となっている現状を踏まえ、家族のきずなの再構築を図るとともに、大人自身が一人の親、社会人として、子どもの模範となる行動をとるよう啓発に努めます。

〈主な取組〉

○　**青少年いきいき体験事業の展開（県民政策部）**

青少年団体等のノウハウを活用した体験学習事業や農山漁村への体験留学など、青少年に多様な体験の機会を提供することにより、集団生活や団体行動を通じて青少年自身が規律や協調性を育むよう努めます。

○　**環境学習拠点施設の機能強化（県民政策部・健康生活部）**

多様な環境学習、教育の場として、播磨科学公園都市に自然エネルギーの活用など地球温暖化対策の理解を深める「エコハウス（仮称）」の整備を進め、体験型の環境学習を展開するとともに、姫路市家島町のいえしま自然体験センターをリニューアルして自然体験活動や環境学習のプログラムの充実を図るなど、環境学習の拠点づくりを進めます。

○　**集団生活による若者の自立支援の推進（県民政策部・教育委員会）**

不登校などの青少年が寮生活をしながら、人や自然とのふれあい体験を通じて、自分づくりや生きがい探しができるよう支援する「神出学園」や但馬の地域や自然とふれあう体験と集団活動を通じて自主・自律の精神や人間相互の関係について正しい理解を養い、学校生活に適応できるよう支援する「但馬やまびこの郷」を運営し、こころ豊かな青少年の育成を図ります。

○　**家族の絆を深める取組の展開（県民政策部）**

県民一人ひとりが自らの家族・家庭についてのあり方等を考えたり、家族一緒に体験を共有しようとする機運を醸成するため、様々な主体（地域団体・ＮＰＯ・企業・学校・マスコミ・行政等）の参画による推進母体の設立を支援し、官民あげて県民の主体的な取組を推進します。

取組	家族の絆を深める取組の展開
現状	平成19年度から「こころ豊かな美しい兵庫推進会議」を推進母体に、地域団体・ＮＰＯ・大学・企業等の多様な団体が参画し、「ひょうご家庭応援県民運動」を展開している。県として、これを側面から支援している。 「ひょうご家庭応援県民運動」の取組： ○ 「家族の日」運動の取組の普及、推進 ○ ひょうご家庭応援ネットワーク会議の開催 ○ ひょうご家庭応援県民大会の実施
課題	参画している各団体等と連携、協力し、家庭応援県民運動を一人ひとりの県民、県下各地域に広く普及、浸透させていくことが必要である。 また、近年、家庭における教育力の低下等から、家庭をめぐる様々な問題が顕在化しており、家族のきずなを深め、家庭力を高めるためには、親自らが親として成長していくことへの支援が必要である。
今後の取組	推進会議及び家庭応援団を構成する624団体からなる家庭応援ネットワークが県下の各地域で取り組む「ひょうご家庭応援県民運動」の推進を、側面から支援する。 親としての様々な知識や家族・地域社会の一員として守るべき規範等を学ぶ機会の提供、地域全体で多世代が共に支え合って暮らす「地域三世代同居」の推進などに取り組み、家庭力の向上を図っていく。 地域・家庭の伝統行事普及推進事業については、引き続き実施する。

○　**私学における社会体験活動推進事業の展開（企画管理部）**

地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を実施することにより、地域に学び、他人を思いやる心情を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」を育むため、私立中学校をはじめとした私学が実施する社会体験活動への助成を行います。

○　**多様な環境学習機会を提供するひょうごグリーンスクールの展開（健康生活部・農林水産部・県土整備部・教育委員会）**

人間形成の基礎が培われる発達段階において、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する豊かな心を身につけるため、すべての小学校３年生を対象に、自然にふれあう体験型環境学習を行うほか、水稲・野菜の栽培などの農作業体験、自分たちの住む町の河川・道路・港湾・下水道などの社会基盤見学など、多様な環境学習機会の提供を通じて、子どもたちの豊かな心を培います。

- 小学３年生を対象とした体験型環境学習（環境体験事業）の実施
- 生活ごみの削減やヒートアイランド現象に関する学習機会の提供
- 身近な里山林の活用による森林体験学習の実施
- 水稲、野菜の栽培作業等のいきいき農作業体験の実施
- 土木事務所と学校の連携による社会基盤学習の実施
- 学校における環境教育を推進するための実践推進校の指定

【活動指標：全小学校における体験型環境学習の実施率】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
な　し	⇒	１００％

○　**ひょうごっこグリーンガーデン推進事業の展開（健康生活部）**

幼児期において驚きや感動を通じて生命の不思議さやつながりを体感できるよう、幼稚園、保育所の児童に対して、植物栽培、動物飼育、田畑・農園での農体験などの多様な自然体験を促します。

また、のじぎく兵庫国体マスコット「はばタン」を活用し、紙芝居やクイズ等による環境学習を通じた支援を行います。

○　**グリーンサポートクラブ推進事業の展開（健康生活部）**

次代を担う幼児、児童・生徒を対象にした環境学習のプロデューサーやコーディネーターとしての役割が期待される地域団体・ＮＰＯ関係者等の能力を養成するため、シンポジウム形式による交流会や体験学習セミナーを開催するほか、環境学習に関する情報発信、環境学習を展開するためのボランティア「ひょうごグリーンサポーター」の募集や活動への支援を行います。

○　**道徳教育実践推進アクションプランの展開（教育委員会）**

道徳教育のさらなる充実を目指して、「『地域教材の開発』指導資料」を活用し、地域に根ざした教材による実践的な取組を展開します。

・　道徳教育推進協議会の開催
・　道徳教育推進モデル地域の指定
　郷土を題材とした自作教材作成とそれを活用した道徳の時間の充実や、家庭・地域との協働による道徳的実践力を育む指導のあり方等を研究
・　道徳教育実践研修の実施
　教員研修による実践的な指導力の向上

○　**発達段階に応じた子どもたちの豊かな心の育成（教育委員会）**

小・中・高校それぞれの子どもたちの発達段階に応じて、自然学校(※)、地域に学ぶトライやる・ウィーク(※)、高校生地域貢献事業―トライやる・ワーク―(※)等の体験活動を推進します。

また、自他の命を大切にすることは、時代を超えても変わらないものであることを理解させるため、子どもたちの発達段階に応じて、命の大切さを実感させる教育プログラムの普及・活用を図ります。

○　**情報モラル教育(※)サポートプランの推進（教育委員会）**

教職員等を対象に、インターネットの適正な利用などのフォーラム、研修会を開催し、情報モラルを子どもたちに適切に指導できるよう、その普及啓発を推進します。

取組	発達段階に応じた子どもたちの豊かな心の育成
現状	子ども達の年齢に応じた、自然や地域での様々な体験活動を行う。 【自然学校】 豊かな自然の中での活動を通じて心身共に調和のとれた子どもの育成を図るため、全公立小学校5年児童を対象に実施している。 【地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」】 地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を通して「生きる力」の育成を図るため、全公立中学校２年生を対象に実施している。 【高校生地域貢献事業－トライやる・ワーク－】 地域社会の一員としての自覚と態度を育むために、全県立高等学校１年生を対象に実施している。
課題	① 自然学校での体験活動をその場限りの活動で終わっている懸念がある。 ② 原点を踏まえた活動の深化、事前・事後指導の充実、生徒と地域のつながりの深化を図る必要がある。 ③ 地域社会のニーズを踏まえた取組をさらに推進することが必要である。
今後の取組	① 自然学校を終えた後の学習や生活に生かせるよう、活動内容の充実を図るため自然学校評価検証委員会の検討を踏まえた、リーフレット等の作成・配布を行う。 ② 事前・事後指導の充実や「地域コミュニティ構築」に向けた取組の充実を図る。 ③ 地域社会との連携を密にしながら、高校生自身が企画する活動をより推進する。

3　防犯に配慮した施設の管理・整備の支援（第３の柱立て）

(1) 防犯に配慮した施設の管理等の取組（行動６）

（取組の方向）
　強盗、空き巣等の犯罪からの安全確保を図れるよう、住宅・店舗等の所有、管理者への情報提供のほか、犯罪抑止に有効と考えられる快適な生活環境づくりに取り組む県民・事業者等を応援します。

ア　施設の安全管理

　住宅、店舗その他の施設の所有、管理者に対して、その構造、設備、管理方法等に関する情報提供等の支援を行います。
　また、割れ窓理論(※)の考え方にあるとおり、快適な生活環境の保持は、犯罪の抑止にも大きな効果があることから、地域住民と事業者の連携・協働による施設管理や不法投棄対策を支援します。

〈主な取組〉

○　住宅及び住宅地の防犯指針の普及啓発（県民政策部・県土整備部）
　住宅・住宅地に関する防犯上の配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針」について、広く住宅・住宅地を整備しようとする者及び所有・管理者への普及啓発を行い、防犯性の高い構造、設備を有する住宅の普及や防犯上配慮すべき事項の周知を図ります。

○　深夜営業店舗の防犯指針の普及啓発（県民政策部・警察本部）
　深夜営業店舗に関する防犯上の配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針」について、深夜（午後11時～翌午前５時）に物品販売業を営む事業者等への普及啓発を行い、防犯性の高い深夜営業店舗とするために配慮すべき事項の周知を図ります。

○　防犯カメラの普及啓発（県民政策部・警察本部）
　公共空間に設置する防犯カメラの効果的事例を紹介するなど、その普及啓発に努めます。また、防犯カメラは、防犯対策として有効な一方、プライバシーへの配慮などその適正な管理運用が求められることから、設置・管理者の参考となるガイドラインの策定を検討します。

○　**事業所における防犯対策の推進（県民政策部・警察本部）**

事業所における防犯対策の確立を図るため、事業所ごとに防犯訓練・教育、防犯設備の管理等を実施する「防犯責任者」の設置を促進します。

【活動指標：防犯責任者設置事業所数】

（平成 17 年度）		（平成 20 年度）
な　し	→	５，０００事業所

○　**不法投棄を許さない地域づくりの推進（健康生活部）**

郵便局、ＪＡ、宅配業者と協定を締結し、不法投棄の早期発見や通報体制を強化していくほか、地域住民との合同パトロール、監視カメラの貸出等を通じて、地域ぐるみによる不法投棄対策を推進します。

○　**県民等とのパートナーシップによる維持管理の推進（県土整備部）**

県が管理する道路、河川、海岸等の公共物において、一定区間ごとに美化清掃活動に取り組む参加団体（住民や企業）と管理者が「ひょうごアドプト(※)」に基づき、合意書を締結（養子縁組（アドプト））する取組について、担当地区の清掃美化、草刈り、植栽などに取り組む参加団体名などを表示する看板の設置やボランティア保険の付与のほか、軍手やゴミ袋の支給などの支援を行います。

また、快適な生活環境の創出に取り組むことにより、地域への愛着心を深めるとともに、新たなコミュニティの形成を促進し、いきいきとした地域づくりを目指します。

取組	事業所における防犯対策の推進
現状	事業者による自主的な防犯責任者の設置を呼びかけるとともに、防犯責任者の活動に対する支援を行っている。 また、強盗事件等のおそれがある金融機関、深夜営業店舗等に対して、警察が講習会等を開催し、職員の防犯意識の高揚や防犯設備の充実強化に努めている。 事業所防犯責任者の役割： ① 防犯点検・防犯改修（改善）の実施 ② 警察署等の関係機関との連携 ③ 地域社会の安全確保への貢献 ④ 事業所内の防犯体制の整備
活動指標	実績　7,375事業所（平成20年２月29日現在）
課題	県に設置を届けた事業所数は計画以上に伸びたが、一部の事業者に偏っている。 事業所と地域とが連携した取組を進める必要がある。 防犯設備の整備・拡充、従業員教育の徹底を図る必要がある。
今後の取組	事業所防犯責任者について、旅館、ホテルなど、業種の拡大に努める。 積極的な研修会等の開催により、危機意識の醸成と防犯意識の高揚に努める。

○　**防犯優良マンション供給の推進（県土整備部・警察本部）**

(財)兵庫県住宅建築総合センター、(社)兵庫県防犯協会連合会、特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会の協働により、防犯優良マンションを認定する制度を創設し、広く普及を図ることを通じて防犯上優れたマンションの供給を促進します。

【活動指標：防犯優良マンションの延べ認定件数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
な　し	⇒	１５０　件

○　**県民まちなみ緑化事業の推進（県土整備部）**

県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組むしくみとして、地域団体、ＮＰＯなどが協働して、学校、公園、空地などで実施する緑化、土石採取跡地や廃自動車置き場等の修景緑化などに要する経費を助成し、都市地域における環境の改善を図ります。

○　**関係機関・団体との防犯ネットワークの構築（警察本部）【再掲】**

郵便局、消防署、新聞販売店などの事業所等と連携し、事業活動の際にパトロールを行い、不審者（物）を発見した際に110番通報する取組を支援します。

また、県域単位の事業所等防犯ネットワーク会議、地域単位の防犯講習会等を開催して、防犯に関する情報交換を行うなど、関係機関・団体との連携強化に努めます。

○　**優良防犯機器の普及促進（警察本部）**

防犯設備アドバイザー(※)と連携して､防犯教室､防犯設備展を開催するなど、防犯カメラや防犯ガラス・錠などの優良建物部品等の普及促進を図ります。

取組	防犯優良マンション供給の推進
現状	【兵庫県防犯優良マンション認定制度】 　書類審査において計画内容が認定基準に適合すると認められた場合、計画適合の通知。 　現地検査において計画適合通知の内容に適合すると認められた場合、認定証及び認定プレートの交付。 　認定基準：共用部分、専用部分、自主防犯体制の確立などに基準を定めている 　認定期間：５年間
活動指標	実績　１件（認定件数）（平成20年２月29日現在）
課題	認定制度が十分に周知されていない。
今後の取組	会議等において資料を配付したり、関係団体の広報媒体において周知を行うなど、認定制度の普及啓発に努める。

イ　繁華街の環境浄化対策の推進

繁華街を健全で魅力あふれるものとするため、客引きや青少年の健全育成に有害な店舗の営業者等に対する指導・改善を強化するとともに、地域住民、市町と連携して、迷惑駐輪、違法看板等の犯罪を誘発するおそれのある環境の浄化に取り組みます。

〈主な取組〉

○　青少年を守り育てる県民スクラム運動の展開（県民政策部）【再掲】

複雑・多様化する青少年問題に対応するため、地域、学校、事業者、行政などの関係者が対応策などを協議する青少年育成スクラム会議を開催するとともに、青少年愛護活動推進員や青少年愛護活動推進協力員、青少年補導委員等との連携により図書類等収納自動販売機、図書販売店、カラオケハウス等の環境総点検活動を行うなど、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進します。

【活動指標：青少年育成スクラム加盟店数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
９８，０２３店	⇒	１００，０００店

○　青少年愛護条例の周知、運用（県民政策部）【再掲】

地域協働による青少年の健全育成と保護のための社会環境の整備を進めるため、県民に対する啓発活動のほか、事業所に対する調査、指導により、青少年愛護条例の周知徹底及び適切な運用を図ります。

[平成18年における主な改正点]

◎　有害情報等への対応強化
- 表紙、包装箱上の性的描写による有害図書類の包括指定
- 自動販売機管理者を設置場所と同一市区町在住者に限定

◎　青少年の深夜（午後11時～翌午前５時）外出の抑制
- 深夜営業者に施設・敷地内の青少年に帰宅を促す努力義務
- 個室、区画席を持つカラオケハウス等への深夜立入禁止

◎　非行につながる行為への対応強化

古物買受け制限対象からの「書籍除外」規定の削除

○　商店街等における共同施設の整備（産業労働部）

阪神・淡路大震災により、多大な影響を受けている商店街・小売市場が建設する共同施設への助成制度として、特に防犯面の課題を解決するため、共同で設置する防犯カメラをメニューに加え、その経費の一部を助成します。

○　**屋外広告物対策の推進（県土整備部）**

主要道路や駅周辺の違反広告物を撤去する「違反広告物はがし隊」など、美しい地域づくりに向けた地域住民の主体的な活動を支援します。

【活動指標：違反広告物はがし隊認定数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
５０　団体	→	１４０　団体

○　**迷惑防止条例の周知、運用（警察本部）**

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（いわゆる迷惑防止条例）に基づき、繁華街・歓楽街における悪質な客引き等の迷惑行為に対する取締りを強化し、県民の平穏で健全な生活環境の保持を図ります。

[平成18年における主な改正点]

◎　**客引き行為等の禁止行為の拡大**

・　相手を特定した呼びかけ、ビラ配付や写真提示を行う客引き

・　相手を特定せずに呼びかけ、ビラ等を配付する誘引行為

・　客引きや誘引を行う目的でのたたずみ、うろつく行為

◎　**風俗営業、性風俗営業等の従業員やＡＶ女優のスカウト行為等の禁止**

◎　**公安委員会規則で指定する地域における中止命令の発出**

客引き等を行う目的で、相手方を待つ行為

○　**スーパー防犯灯の効果的な運用（警察本部）**

繁華街における防犯対策を推進するため、街頭緊急通報システムであるスーパー防犯灯(※)について、設置効果の適切な評価検証を行いつつ、青色誘導灯の付設を検討するとともに、効果的な運用に努めます。

○　**官民協働によるまちの再生（警察本部）**

健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街とするため、行政機関・事業者・地域住民等が参画した協議会を推進母体として、迷惑駐輪に対する啓発、環境浄化啓発バナーの掲示、違法看板撤去など、官民協働による安全・安心まちづくりを一体的に推進します。

取組	迷惑防止条例の周知、運用
現状	「改正迷惑防止条例」を周知するパンフレットを作成し、風俗営業者等に配布するとともに、風俗営業所等への立入指導を通じて、迷惑防止条例の周知を図っている。 また、客引き等の迷惑行為に対する取締を強化している。
課題	迷惑防止条例が十分に周知されていない。また、取締等の強化により、客引き行為者は減少したものの根絶に至っていない。
今後の取組	風俗営業所等に対する立入等を通じて、迷惑防止条例の周知徹底を図るとともに客引き等の迷惑行為に対する取締を継続して実施する。

(2) 防犯に配慮した基盤の整備（行動７）

（取組の方向）
犯罪の防止に配慮したまちづくりを進め、県民・事業者等による同様の取組を促進するほか、まちの基盤整備の参考となる情報を広く普及啓発します。
また、犯罪被害に遭いにくい製品・制度の普及を図ります。

ア　まちの基盤整備

犯罪の防止に配慮したまちづくりを進めるため、道路、公園、住宅など、計画的なまちの基盤整備を進めるほか、このようなまちづくりに際して参考となる情報を広く普及啓発するなど、官民協働による取組の機運醸成を図ります。
また、割れ窓理論(※)の考え方にあるとおり、快適な生活環境の保持は、犯罪の抑止にも大きな効果があることから、住民主体によるまちづくりへの支援を推進します。

〈主な取組〉

○　住宅及び住宅地の防犯指針の普及啓発（県民政策部・県土整備部）【再掲】
住宅・住宅地に関する防犯上の配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針」について、広く住宅・住宅地を整備しようとする者及び所有・管理者への普及啓発を行い、防犯性の高い構造、設備を有する住宅の普及や防犯上配慮すべき事項の周知を図ります。

○　道路・公園・駐車（輪）場の防犯指針の普及啓発（県民政策部・県土整備部）
道路等に関する防犯上の配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」について、広くこれらの施設の設置・管理者への普及啓発を行い、防犯性の高い構造、設備を有する道路等の普及や防犯上の注意事項の周知を図ります。

○　防犯灯整備の啓発（県民政策部）
犯罪の防止に配慮したまちづくりを展開するため､特に犯罪等が発生しやすく、危険と考えられる箇所における防犯灯の整備が進むよう、道路、公園等の防犯指針の普及啓発に努めます。

○　**防犯優良マンション供給の推進（県土整備部）【再掲】**

(財)兵庫県住宅建築総合センター、(社)兵庫県防犯協会連合会、特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会の協働により、防犯優良マンションを認定する制度を創設し、広く普及を図ることを通じて防犯上優れたマンションの供給を促進します。

【活動指標：防犯優良マンションの延べ認定件数】

（平成 17 年度）		（平成 21 年度）
な　し	⇒	１５０　　件

○　**防犯まちづくりの推進（県土整備部）**

児童、生徒等の通学時の安全確保を図るため、通学路として指定されている箇所について、歩道・自転車歩行車道の整備を重点的に進めるほか、防犯に配慮した公園の整備や県営住宅のエレベーターかご内に防犯カメラを設置するなど、防犯に配慮した都市基盤整備を計画的に推進します。

○　**スーパー防犯灯の効果的な運用（警察本部）【再掲】**

繁華街における防犯対策を推進するため、街頭緊急通報システムであるスーパー防犯灯(※)について、設置効果の適切な評価検証を行いつつ、青色誘導灯の付設を検討するとともに、効果的な運用に努めます。

イ　防犯に配慮した製品等の普及

自動車、原付等の乗物・自動販売機・錠前など、犯罪被害の対象となりやすい製品の製造・販売業者等に対して、被害に遭いにくい製品や制度の普及に取り組むよう働きかけを行い、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

〈主な取組〉

○　**防犯カメラの普及啓発（県民政策部・警察本部）【再掲】**

公共空間に設置する防犯カメラの効果的事例を紹介するなど、その普及啓発に努めます。また、防犯カメラは、防犯対策として有効な一方、プライバシーへの配慮などその適正な管理運用が求められることから、設置・管理者の参考となるガイドラインの策定を検討します。

○　**事業者との連携による取組の推進（警察本部）**

金融機関、コンビニエンスストア、錠前等の業種ごとに協議会を開催するなど、防犯に関する情報交換や対策を進めます。

取組	防犯まちづくりの推進
現状	① 通学路に指定されている箇所への歩道等の整備 ② 植栽や照明などに配慮した公園の整備 ③ 県営住宅内エレベーターへの防犯カメラ設置など
課題	① 特定交通安全施設等整備事業実施計画の策定。 ② 既存公園の改良に係る予算措置が必要である。 ③ 維持管理費用の負担やプライバシーの問題等の理由から、団地内の協議が整わないことがある。
今後の取組	① 特定交通安全施設等整備事業実施計画に基づき、取り組んでいく。 ② 指針に沿う整備や管理に努めていくとともに、市町に対しては今後とも担当者会議等での指針の説明を行うとともに、取組状況を確認しながら指導を行っていく。 ③ 団地内協議が整ったところから申請に基づいて整備する。

○　**乗物盗対策の推進（警察本部）**

自動車、原付等の乗物盗対策として、サードナンバー(※)、グッドライダー防犯登録(※)、自転車防犯登録制度等の普及啓発を促進するとともに、イモビライザー(※)等の盗難対策として有効な製品等に関する情報の提供を行います。

○　**優良防犯機器の普及促進（警察本部）【再掲】**

防犯設備アドバイザー(※)と連携して、防犯教室、防犯設備展を開催するなど、防犯カメラや防犯ガラス・錠などの優良建物部品等の普及促進を図ります。

取組	乗物盗対策の推進
概要	陸運協会、二輪車普及協会等と連携し、サードナンバー、グッドライダー防犯登録等の乗物盗に配慮した制度の普及啓発に努めている。 「サードナンバー」：リヤウィンドー内側に、ナンバープレートと同じ登録番号を表示したステッカーを貼付することで、窃盗犯人がナンバープレートを取り替えても、サードナンバーと異なることから発見が容易になる。 交付台数：　41,093枚（平成19年12月末現在） 「グッドライダー防犯登録」：全二輪車を対象とした防犯登録制度。 オートバイ使用者が「交通安全宣言」をすることで交通事故を抑止するとともに、車両に防犯登録シールを貼ることで、盗難抑止や早期の以外回復を図っている。 登録台数：　59,213台（平成19年12月末現在）
課題	利用者の防犯意識の高揚、盗難防止機器等の普及促進及び駐車（輪）場への防犯設備等の設置が必要である。
今後の取組	駐車（輪）場の管理者等に対して、防犯カメラ等の設置の働きかけ、利用者の防犯意識の高揚を図るための広報啓発活動、盗難防止機器等の普及促進を図る。

資料３

地域安全まちづくり推進計画

施策展開の3本柱	7つの行動 《アクション7》		主なもの
Ⅰ 地域安全まちづくり活動の支援	《行動1》 県民意識の向上	ア 犯罪情報・防犯情報の提供	・各種広報媒体の活用と内容の充実 ・携帯電話等を活用したタイムリーな情報提供
		イ 自主防犯意識の高揚	・防犯意識の普及啓発
		ウ 犯罪被害者等に対する理解促進	・相談体制の充実 ・民間による被害者援助活動の充実
	《行動2》 地域ぐるみの活動の促進	ア 地域における自主防犯組織の結成・活動促進	・まちづくり防犯グループの結成・活動促進
		イ 自主防犯組織間の交流と連携の促進	・地域安全活動連携推進事業の展開 ・県民交流広場事業の展開
		ウ 様々な主体による活動の促進	・活動に必要な財政的基盤の充実
		エ 地域のリーダーたる人材の養成	・地域安全まちづくり推進員の設置
		オ 活動に貢献した個人・団体への表彰	・各種表彰制度の適切な運用
	《行動3》 地域で取り組む見守り活動の推進	ア 地域協働による子どもの安全確保	・地域ぐるみ学校安全体制の整備
		イ 子どもの健全育成に適した環境づくり	・ひろば事業の展開
		ウ 家庭等における安全の確保	・児童虐待家庭に対する効果的な援助の実施 ・ＤＶ対策の推進
Ⅱ 子ども、高齢者等の安全確保の支援	《行動4》 安全に関する対応能力の向上	ア 気軽に相談できる場づくり	・くらしの安全安心サポート体制の強化 ・こころの相談支援事業の実施
		イ 自らを守る術を身につける学習機会の提供	・悪質商法等の被害防止対策の推進
	《行動5》 豊かなこころの育成	ア 非行防止活動の推進	・青少年愛護条例の周知、運用
		イ 学校、家庭等における道徳観等の育成	・家族の絆を深める取組の展開 ・発達段階に応じた子どもたちの豊かな心の育成
Ⅲ 防犯に配慮した施設の管理・整備の支援	《行動6》 防犯に配慮した施設の管理等の取組	ア 施設の安全管理	・事業所における防犯対策の推進 ・防犯優良マンション供給の推進
		イ 繁華街の環境浄化対策の推進	・迷惑防止条例の周知、運用
	《行動7》 防犯に配慮した基盤の整備	ア まちの基盤整備	・防犯まちづくりの推進
		イ 防犯に配慮した製品等の普及	・乗物盗対策の推進

資　料　3

[推進計画の進捗状況　一覧表]

1　地域安全まちづくり活動の支援（第1の柱立て）

(1)県民意識の高揚　（行動　1）

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現　状	推進計画上の活動指標		課　題	今後の取組	⑳予算額（千円）	⑲予算額（千円）
				計　画	現　状				
ア　犯罪情報・防犯情報の提供									
地域安全まちづくり活動の普及啓発	県民政策部	地域安全課	効果的な活動内容を紹介する「地域安全まちづくり活動マニュアル」を作成。まちづくり防犯グループや防犯協会、市町などに配布し、周知に努めている。 （作成部数　15,000部）	－	－	活発な活動を持続できるよう、グループの自立を支援していく必要がある。	参考となる先進的な事例を紹介する「活動事例集」を発行、配布し、活動見直しの契機とする。 また、市町、警察署、防犯協会等と連携し、より多くの県民に対して啓発を行っていく。	－	－
			県警本部、県防犯協会連合会との共催により、防犯グループ等の活動団体が集う県民大会を開催している。	－	－	参加者の拡大に向けた取組が必要である。	推進協議会会員団体が行うイベント等の機会を活用して、啓発活動を行う。	400	400
			ひょうご防犯まちづくり推進協議会と協働して地域安全まちづくりセミナーを開催し、地域住民の地域安全まちづくりへの参画を促進している。 また、ふれあいの祭典において、防犯関連ブースを設けるなど、広く一般県民向けに、地域安全まちづくりを啓発するためのキャンペーン活動を展開している。	－	－			900	1,000
消費生活に関する情報の提供・啓発	県民政策部	消費生活課	悪質商法等の消費者被害を未然に防止するため、「ひょうご発　生活情報リポートAらいふ」等を通じて消費生活に関する知識の普及啓発に努めるとともに、生活科学センター等における講座・学習会等を実施している。	－	－	悪質商法等の被害を防ぐためには、消費生活相談等を基に、最新の情報をタイムリーに県民に情報提供することが必要である。	「消費生活情報誌Aらいふ」等の紙媒体による情報提供に加え、小・中・高等学校への消費生活情報メールの配信、新聞・テレビを活用した情報発信等、様々な媒体による情報提供に努めるとともに、市町、各種団体等からの要請に基づく出前講座を実施する。	670	870
各種広報媒体の活用と内容の充実	県民政策部	地域安全課	まちづくり防犯グループに対し「防犯活動通信」を発行している。	「防犯活動通信」発行部数 平成17年度 2,300部 →　平成20年度　10,000部	15,580部 （H20.2月現在）	全県一律の情報にとどまっており、地域の実情に応じた情報の提供ができていない。	送付方法の見直しや、新たな情報発信方法を検討する。	－	－
	企画管理部	防災情報課	市町に対して、防災行政無線やCATV、コミュニティFM、有線放送等、住民に対する多様な情報伝達手段の整備促進を図っている。	－	－	同報系防災行政無線については、緊急時等における極めて重要な情報伝達手段であるが、整備費等の事由により、整備が進んでいない市町がある。	同報系防災行政無線が未整備の市町に対して、計画的な整備促進を働きかける。	－	－
	警察本部	生活安全企画課	メールを活用して、県民に犯罪情報、防犯情報等を配信する「ひょうご防犯ネット」をはじめ、県警ホームページを活用した子どもハザードマップの掲載、犯罪発生実態に応じた地域安全ニュースの作成・配布、パブリシティ放送やスポット放送など、各種広報媒体を活用した防犯情報等の提供により、県民の自主防犯意識の高揚に努めている。	－	－	地域における自主防犯活動の促進を図るためには、地域住民、自治体、事業所等に対して、必要な犯罪情報、防犯情報等を適宜適切に提供する必要がある。	パソコン、携帯電話のメール、ホームページ等を活用したタイムリーな情報発信活動を拡充するとともに、各種広報媒体を活用した犯罪情報、防犯情報等の提供に努める。	－	－
携帯電話等を活用したタイムリーな情報提供	警察本部	生活安全企画課	メールを活用して県民に犯罪情報、防犯情報を配信する「ひょうご防犯ネット」については、システムの高機能化、配信時間の拡大を図るなど、タイムリーな情報発信に努めている。	－	－	県民に対して、「ひょうご防犯ネット」の登録促進を図る必要がある。	各種広報媒体を活用して、「ひょうご防犯ネット」の周知徹底を図るとともに、県民の意見を参考にして、県民のニーズに沿った身近で必要な情報配信により、自主防犯意識の高揚に努める。	6,819	6,399

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現　状	推進計画上の活動指標 計　画	推進計画上の活動指標 現　状	課　題	今後の取組	⑳予算額（千円）	⑲予算額（千円）
イ　自主防犯意識の高揚									
防犯意識の普及啓発	県民政策部	地域安全課	地域安全まちづくりの推進母体である、ひょうご防犯まちづくり推進協議会と協働して、キャンペーンやセミナー等を展開している。	－	－	事業者による活動の活性化と地域団体等との連携が求められる。	地域団体、事業者等に対する定期的な情報提供と、双方の活動事例を調査、発表などにより、防犯意識の高揚に努める。	900［再掲］	1,000［再掲］
			県警本部、県防犯協会連合会との共催で、防犯協会関係者や防犯グループ等が集う県民大会を開催した。 （開催日）　全国地域安全運動期間中	－	－	県民一人ひとりに働きかけを行うとともに、持続可能な活動となるよう、グループの自立を支援していく必要がある。	市町、警察、事業者団体等と連携し、幅広い一般県民に対する情報発信、研修等を通じて防犯意識の普及啓発に努める。	400［再掲］	400［再掲］
	警察本部	生活安全企画課	毎月25日の防犯の日の活動のほか、県警ホームページ等各種広報媒体を活用した犯罪情報、防犯情報等の提供、防犯講習会の開催等あらゆる機会を通じて県民の自主防犯意識の高揚に努めている。	－	－	地域住民、自治体、事業所等との連携をより強化して普及啓発を図る必要がある。	関係機関等によるネットワークを構築し、犯罪発生状況に応じたタイムリーな犯罪情報、防犯情報の提供や参加・体験型の防犯教室等の開催を通じて、自主防犯意識の高揚に努める。	－	－
防犯教室・講習会の開催	県民政策部	地域安全課	地域での活動リーダーである推進員を対象に、県民局単位で研修を行っている。	－	－	地域の防犯上の課題に対応した内容とする必要がある。	市町と連携して、地域事情に応じた内容の研修となるよう努める。	2,000	2,091
			地域安全まちづくりセミナーを開催し、地域住民の地域安全まちづくりへの参画を促進している。	－	－			900［再掲］	1,000［再掲］
	警察本部	生活安全企画課	子ども、女性、高齢者等地域住民に対して、犯罪発生状況や防犯対策等について講習会を開催し、自主防犯意識の高揚に努めている。	－	－	参加者、地域特性に応じた講習会を繰り返し行う必要がある。	自治体、教育委員会等と連携し、犯罪発生状況に応じた講習会の開催に努める。	－	－
仲間づくりに役立つ情報の提供	県民政策部	参画協働課	ひょうごボランタリープラザのホームページ上で地域づくり活動情報システム「コラボネット」により団体情報を発信するとともに、「ひょうごボランタリー活動支援ナビ」により「ヒト」・「モノ」・「資金」等の募集・支援情報を掲載している。	－	－	特になし。	登録制度の普及啓発を行い、一層の登録促進を図る。	3,555	4,451
防犯教材の貸し出し	警察本部	生活安全企画課	県下各地で開催されている参加・体験型の防犯教室、講習会、街頭キャンペーン実施時に、防犯ビデオ、ＤＶＤのほか、防犯建物部品や優良防犯機器を活用している。	－	－	日々進歩している最新の防犯教材を活用した防犯教室等を開催する必要がある。	兵庫県防犯協会連合会や兵庫県防犯設備協会、兵庫県錠前技術者防犯協力会等と連携し、最新の防犯建物部品等を活用した参加・体験型の防犯教室や展示会等を開催し、防犯意識の高揚に努める。	－	－
かぎかけ運動の推進	警察本部	生活安全企画課（犯罪抑止対策室）	県下各警察署において、街頭キャンペーンの開催、啓発ちらしの作成、配布等啓発活動を実施している。	－	－	郡部地域におけるかぎかけ意識を向上させる必要がある。	無施錠による被害率等具体的数値を示すなど、効果的な啓発活動を展開する。	－	－
ウ　犯罪被害者等に対する理解促進									
相談体制の充実	県民政策部	地域安全課	地域安全課を知事部局における犯罪被害者支援の総合的窓口とし、各種相談窓口等の整理を実施している。	－	－	知事部局における各種相談窓口の情報を適切に提供できていない。	各種相談窓口を明らかにした、被害者向けガイドブックを作成する。	－	－
	健康生活部	障害福祉課	県下25健康福祉事務所において、こころのケア相談窓口を設置している。	－	－	犯罪被害者の相談窓口として周知が十分に図られていない。 犯罪被害者に関する支援者のスキルアップを図る必要がある。	関係機関と連携し、窓口に関する情報発信を行う。 相談機関における犯罪被害者支援に関する情報提供の充実を図る。	11,245	15,449

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現　状	推進計画上の活動指標		課　題	今後の取組	⑳予算額（千円）	⑲予算額（千円）
				計　画	現　状				
	警察本部	警務課	被害者支援の拠点として、カウンセラーを配置、相談専用電話を設置した被害者支援センターを警察本部庁舎外に設置し、委嘱相談員によるカウンセリング制度を実施している。	－	－	相談窓口を有する関係機関相互の連携を図る必要がある。	「被害者支援連絡協議会」ネットワーク等を活用した関係機関相互の連携強化を図る。	－	－
県民への被害者支援施策の周知と理解促進	県民政策部	地域安全課	犯罪被害者支援団体に対し、県の現状施策や、各市町の担当窓口を紹介している。	－	－	県民向けの意識啓発の前提となる、県・市町職員の被害者支援に対する理解が十分に図れていない。	広く一般の被害者のニーズを調査し、適切な支援が行える体制づくりに努めるほか、県・市町職員への研修を行い、連携した県民向けの意識啓発を推進する。	－	－
	警察本部	警務課	「被害者の手引き」、パンフレットの配付、ポスターの掲示、県警ホームページへの掲載等により犯罪被害給付制度等の周知を図っている。	－	－	犯罪被害者等の置かれている状況や、それを踏まえた施策実施の重要性について、県民の理解を深めていく必要がある。	犯罪被害者週間、地域安全運動等あらゆる機会を活用して、被害者等の体験談や手記を取り入れた広報啓発活動等を積極的に展開し、県民の理解を深め、犯罪防止につなげていく。	－	－
民間による被害者援助活動の充実	県民政策部	地域安全課	民間の支援団体である「ひょうご被害者支援センター」が行う被害者援助活動の広報啓発に要する経費の一部として、1,000千円を補助した。	－	－	補助金以外の支援を検討する必要がある。	民間団体との共同事業の展開や、情報提供等を通じて、被害者援助活動を充実させる。	900	1,000
	警察本部	警務課	民間支援団体が主催するシンポジウム、フォーラム、街頭キャンペーン等に対する協力援助を実施している他、電話相談員等の養成講座に講師を派遣し人材の育成を図っている。	－	－	被害者支援に関わるボランティア等の養成を促進し、体制の整備を図り、「犯罪被害者等早期援助団体」として早期に公安委員会の指定を目指す。	「犯罪被害者等早期援助団体」としての指定に向けた財政的、人的基盤の確立を継続的に協力援助する。	－	－
被害者支援に関わる関係機関の連携	県民政策部	地域安全課	「兵庫県被害者支援連絡協議会」に参画し、県警や神戸市との連携を図っている。 また、庁内連絡会議を開催し、県庁内各課室が連携した施策展開を図っている。	－	－	神戸市以外の各市町との連携が図れていない。	市町担当者を対象とした研修を実施するなど、被害者支援への理解を促進し、市町と連携した実効ある施策展開を図る。	－	－
	警察本部	警務課	「兵庫県被害者支援連絡協議会」（55機関・団体で構成）及び各地域単位の被害者支援連絡協議会（44協議会）を設置して運用している。	－	－	各支援連絡協議会の活性化を図り、総合的な支援を実施する必要がある。	協議会の参画機関を見直し、被害者の多様なニーズに応えられるよう連携を図る。	－	－

1　地域安全まちづくり活動の支援（第1の柱立て）

(2)　地域ぐるみの活動の促進　（行動　2）

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現　状	推進計画上の活動指標		課　題	今後の取組	⑳予算額（千円）	⑲予算額（千円）
				計　画	現　状				
ア　地域における自主防犯組織の結成・活動促進									
まちづくり防犯グループの結成・活動促進	県民政策部	地域安全課	まちづくり防犯グループの結成を支援するため、立ち上げ経費の助成や防犯活動用品の支給を行った。 専門家が要請に応じて行う出前講座を実施した。	まちづくり防犯グループ結成数 平成17年度1467団体 → 平成19年度2,700団体	2,351団体（H20. 2.29現在）	結成支援（助成金の交付）が平成19年度で終了するので、今後の支援施策を検討する必要がある。	各市町と連携して、防犯グループを支援していく体制を構築するため、県民局を通じ、地域の実情に応じた対策を市町と共に推進していく。	－	42,504
	警察本部	生活安全企画課	各警察署を通じて、まちづくり防犯グループに対する犯罪情報等の提供や合同パトロールの実施等各種支援を行っている。	－	－	県下全域において、まちづくり防犯グループが多数結成されているが、すべてのグループに対する支援が十分でないことから、支援方法を検討する必要がある。	県や各市町、事業所、関係機関団体と連携して、防犯グループを支援していく体制を構築するとともに、地域の実情に応じた対策を推進していく。	－	－
地域住民による自主防犯活動の促進	警察本部	生活安全企画課	防犯講習や防犯訓練、防犯会議等あらゆる機会を通じて「ご近所の防犯運動」への参加を地域住民に働き掛けるとともに、青色防犯パトロールの実施団体に対する積極的な防犯情報の提供を実施している。	－	－	「ご近所の防犯運動」や「青色防犯パトロール」を活性化し、継続させるための施策を検討する必要がある。	各市町等と連携して、「ご近所の防犯運動」や「青色防犯パトロール」による効果的事例を紹介するなど、地域住民に対して、その有効性を訴える。	－	－
		地域企画課	地域の問題を解決するため、地域住民のボランティア組織である「地域ふれあいの会」（県下199会、3，500人）と連携して、防犯、交通安全、少年非行防止等を目的とした合同パトロールや危険箇所の点検などを推進している。	－	－	運用実態を検証してみると、活動内容などに地域間での格差がやや認められる。活動の活性化を図る必要がある。	年度当初の総会等会議への積極的な出席等により、委員の改選、活発な活動等に対する要望を行い、各会の活性化を促進していく。	4,917	6,624
地域安全安心ステーションモデル事業の推進	警察本部	生活安全企画課	現在、県下で8地区が指定されており、対象団体に対して、防犯パトロールや通学路の警戒に役立つ物品を無償貸与するとともに犯罪情報等の提供や合同パトロールを実施するなどにより積極的に支援している。	－	－	ステーション事業を推進することにより地域に根付いた自主防犯活動を継続させる必要がある。	実施団体に対する継続的な支援を実施する。	－	－
イ　自主防犯組織間の交流と連携の促進									
地域安全活動連携推進事業の展開	県民政策部	地域安全課	日常の生活圏である概ね小学校区域内で、まちづくり防犯グループ等の連携を強化するため、助成金を支出して、連携を応援している。	地域安全活動連携推進事業によるネットワーク数 平成17年度0 → 平成19年度 830ネットワーク	465ネットワーク（H20. 2.29現在）	連携推進の新規助成が平成19年度で終了するので、今後の支援施策を検討する必要がある。	各市町と連携して、防犯グループ、連携組織等を支援していく体制を構築するため、県民局を通じ、地域の実情に応じた対策を市町と共に推進していく。	27,494	41,500
県民交流広場事業の展開	県民政策部	生活創造課	概ね小学校区における身近な地域を舞台に、地域防犯、子育てなど多彩な分野で、実践活動・交流、生涯学習、情報収集・発信などに取り組むことができるよう、活動の場の整備と活動の立ち上げに要する経費の助成を行うとともに、広場のネットワーク化等を支援 平成19年度までに266地区（270校区）で事業展開されている	－	－	地域ぐるみでの合意形成に時間を要することや、活動の継続に向けた支援が必要である	地域での合意形成を支援するコミュニティ応援隊（アドバイザー）の派遣や広場のネットワーク化による活動の広がりへの支援の他、県民局による地域へのきめ細かなフォローアップを行う	1,914,390	3,051,192

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現　状	推進計画上の活動指標		課　題	今後の取組	⑳予算額（千円）	⑲予算額（千円）
				計　画	現　状				
仲間づくりに役立つ情報の提供【再掲】	県民政策部	参画協働課							
ウ　様々な主体による活動の促進									
活動に必要な財政的基盤の充実	県民政策部	参画協働課	地域社会の共同利益の実現を図るため、地域団体が提案する、地域をよりよくする様々な取り組みの企画に対して、各県民局ブロックごとに助成を行う。	地域づくり活動応援事業累計助成対象件数 平成17年度 1,450団体　→ 平成21年度 3,390団体	累計実績 平成19年度 2,312団体（採択時）	・県民局再編を視野に入れたより効果的な事業展開に向けた検討 ・自律的な活動への支援 ・ネットワーク化への支援	市町との連携、役割分担を図りながら、地域づくり活動を効果的に支援していく。	57,700	100,000
ＮＰＯと行政の協働事業の促進	県民政策部	参画協働課	「行政・ＮＰＯ協働事業助成」により、ＮＰＯと行政が協働して取り組む事業に対して助成している。	－	－	特になし。	より広く制度を利用していただけるよう周知を図る。	18,000	18,000
関係機関・団体との防犯ネットワークの構築	警察本部	生活安全企画課	街頭で業務に従事する機会の多い事業所等との通報制度を構築し、地域の連帯と自主防犯意識の高揚に努めている。	－	－	情報の共有化と連携の強化が必要である。	定期的な会議、研修会を開催し、防犯に関するノウハウの提供、情報の共有化、連携の強化に努めていく。		
エ　地域のリーダーたる人材の養成									
地域のリーダーを養成する研修機会の提供	県民政策部	地域安全課	地域安全まちづくりの推進母体である、ひょうご防犯まちづくり推進協議会と協働して、地域安全まちづくりセミナーを開催している。	－	－	全県を対象に１ヶ所で開催しているため、遠方のリーダーの参加が得られにくい。	各県民局単位での実施など、研修のあり方を検討する。	900 【再掲】	1,000 【再掲】
			県民局単位で地域安全まちづくり推進員の研修会を開催し、県警や行政との連携や、活動のあり方等について研修を実施している。	－	－	推進員の委嘱数を拡大し、これらの推進員が相互に連携して取り組むきっかけとなるような研修内容とする必要がある。	市町等を通じて、グループのリーダー等に働きかけを行い、推進員の委嘱を進めるとともに、効果的な研修内容となるよう検討を進める。	2,000 【再掲】	2,091 【再掲】
地域安全まちづくり推進員の設置	県民政策部	地域安全課	地域での推薦を受けて、地域での防犯活動を先導するリーダーである地域安全まちづくり推進員を委嘱した。	地域安全まちづくり推進員委嘱者数 平成17年度 0人　→　平成19年度　2,500人	681人 （H20. 3. 4現在）	地域によって推進員の人数に偏りがあるため、県下でバランスよく委嘱できるよう、働きかけを行う必要がある。	市町等へ働きかけを行い、推進員の確保と、地域の実情に応じ、推進員が各機関と連携して活動を行えるように支援する。	2,000 【再掲】	2,091 【再掲】
オ　活動に貢献した個人・団体への表彰									
各種表彰制度の適切な運用	県民政策部	地域安全課	「地域安全まちづくり活動賞」として、地域で模範となる地域安全まちづくり活動に取り組む個人や団体を表彰している。 平成18年度：個人　7人、団体　14団体 平成19年度：個人　5人、団体　13団体	－	－	被推薦者・団体に広がりが見られない。	より広く事業者団体や学校、地域団体に呼びかけを行うなど、評価されるべき活動の抽出を行う。	256	256
	県民政策部	参画協働課	「ひょうご県民ボランタリー活動賞」として、永年にわたり様々な分野でボランタリー活動を実践されている個人や団体を表彰している。 平成18年度：個人　19人、団体　33団体 平成19年度：個人　20人、団体　32団体	－	－	被推薦者・団体をさらに広げていく必要がある。	引き続き、ボランタリー活動を実践されている個人、団体を広く表彰していく。	100	118
	県土整備部	都市政策課	「人間サイズのまちづくり賞」として、地域のまちづくり活動への貢献が顕著な団体等を表彰している。 平成18年度：4団体 平成19年度：5団体	－	－	被推薦者・団体に広がりが見られない。	より広く事業者団体や学校、地域団体に呼びかけを行うなど、評価されるべき活動の抽出を行う。	360	246
	警察本部	生活安全企画課	警察本部長感謝状等により、地域の安全に貢献した個人・団体を表彰している。 本部長感謝状： 平成18年３件 平成19年２件	－	－	警察署長による「まちづくり防犯グループ」への表彰が低調である。	自主防犯活動に従事している個人・団体を幅広く表彰する。	－	－

2　子ども、高齢者等の安全確保の支援　（第2の柱立て）

(1)　地域で取り組む見守り活動の推進　（行動　3）

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現　状	推進計画上の活動指標		課　題	今後の取組	⑳予算額（千円）	⑲予算額（千円）
				計　画	現　状				
ア　地域協働による子どもの安全確保									
子どもの安全を確保するための指針の普及啓発	県民政策部	地域安全課	「指針」を周知するパンフレットを作成し、まちづくり防犯グループや学校関係者等に配布した。	－	－	指針の内容が十分に周知されていない。	地域団体、学校関係者、事業者団体の会合等で資料を配付するなど普及に努めるとともに、必要に応じて見直しを実施する。	－	－
	健康生活部	児童課	パンフレットを民生委員･児童委員の研修会等で配布した。	－	－		民生委員･児童委員の会合等で資料を配付するなど普及に努める。	－	－
	教育委員会	教育企画課	作成したパンフレットを、「地域教育フォーラム」（10教育事務所ごとに開催）において配布した。 また、県下の全公立学校教員及び教育機関等に配布した平成19年度「指導の重点」に、「子どもの安全確保するための活動及び措置に関する指針」の概要を掲載した。	－	－		地域教育フォーラム等において資料を配付するなど普及に努める。	－	－
	教育委員会	体育保健課	防犯教室講習会及びスクールガード養成講習会の参加者に「指針」の配布及び説明を行った。	－	－		引き続き、防犯に係る各種研修会などにおいて、「指針」の紹介を行う。	－	－
登下校時における子どもの見守り活動の推進	県民政策部	地域安全課	まちづくり防犯グループに対して、防犯活動通信やセミナーなどを通じて、効果的な子どもの見守り活動の実施を促した。	－	－	活動に継続して取り組むことができるよう支援する必要がある。	効果的な活動事例を紹介することにより、活動意欲の高揚、他の地域への波及を図る。	－	－
ひょうごハート･ブリッジ運動の推進	県民政策部	青少年課	大人が子どもへの声かけや見守りを行う「ひょうごハート･ブリッジメンバーズ」の登録数56,422名	－	－	メンバーズの登録数を増加させるだけでなく、メンバーズの自発的な活動を促す必要がある。	各種研修会等への参加を呼びかけ、メンバーズの資質向上を図る。	－	－
子育て応援ネットの推進	健康生活部	少子対策課	身近な地域で、地域女性団体ネットワーク会議の構成団体18団体等が連携し、子育て家庭への支援を行う「子育て応援ネット」を全県的に推進している。現在、全41市町813校区で推進母体が立ち上がり、子育て家庭応援推進員が中心となった子育て支援活動を推進している。	子育てネットワーク数 平成17年度730ﾈｯﾄﾜｰｸ → 平成19年度　全小学校区において立ち上げ	子育てネットワーク数 平成19年度(12月末) 813ネットワーク（41市町815校区中）	立ち上げ未了校区がある。 活動に継続して取り組むことができるよう支援する必要がある。	立ち上げ未了校区がある市町について、個別に協議を行い、全校区の立ち上げを推進する。 活動事例の情報提供等を通じて活動を推進する。	12,662	12,455
高齢者による子ども見守り活動の充実	健康生活部	高齢社会課	子どもとの体験交流による子育て支援活動等の地域における見守り活動を展開する老人クラブに対し、老人クラブ活動強化推進事業により支援を行っている。	－	－	子育て支援活動に、週1回以上取り組む老人クラブがある一方、年に数回しか取り組まない老人クラブもあり、活動頻度に差がある。	役員研修等の場を活用して、効果的な活動事例を紹介することにより、活動意欲の高揚を図る。	199,548	222,920
ユニバーサル社会づくり実践モデル地区の推進	県土整備部	都市政策課	ユニバーサル社会づくり実践モデル地区の指定を通じて、子どもの見守り活動の実施を促した。	－	－	必要に応じて、事業プランに位置付けるよう指導する必要がある。	モデル地区の指定を受けた市町において、住民等との協働において、見守り活動等を実施する。	6,975	10,300
地域ぐるみ学校安全体制の整備	教育委員会	体育保健課	保護者や地域住民の協力のもと、実践的な事例に対応できる学校安全ボランティアを活用した効果的な安全体制を整備し、地域との連携を重視した学校安全に関する各種取組を行っている。 (1)学校安全ボランティア（スクールガード）の養成･研修 (2)防犯の専門家（スクールガード･リーダー）による小学校や通学路の巡回指導･評価や学校安全ボランティアに対する指導(19年度33市町) (3)学校安全のためのモデル地域による実践的な取組の推進（19年度姫路市）	－	－	スクールガード･リーダー間の連携と情報の共有	引き続き、学校安全ボランティアの養成･研修、スクールガード･リーダーの巡回による学校安全ボランティアの指導等を通じて、地域全体で幼児児童生徒の安全を見守る体制の整備を図る。	41,923	37,045

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現　状	推進計画上の活動指標		課　題	今後の取組	⑳予算額（千円）	⑲予算額（千円）
				計　画	現　状				
子どもを守る110番の家の効果的運用	警察本部	生活安全企画課	子どもが被害に遭い又は会いそうになった時の緊急の避難場所として、地域住民、事業所、関係機関・団体等と連携し、地域ぐるみの子どもの安全対策に努めている。	－	－	空き屋、不在がちな家にステッカーが貼られたままになっているなど、その機能の低下や形骸化が認められることから、地域ごとに検証する必要がある。	実施主体と連携し、通学路、公園等の必要な箇所に指定されているか、空き屋や不在の家となっていないかなどを検証し、必要に応じた見直しを図っていく。	－	－
子どもの安全を守る設備等の整備	警察本部	生活安全企画課	学校緊急通報制度や県警ホットライン等子どもを対象とした犯罪発生時における通報制度の充実に努めている。	－	－	学校関係者等に対して、学校緊急通報制度や県警ホットライン設置の趣旨等について徹底を図る必要がある。	教育委員会等と連携した防犯訓練等を開催し、不審者侵入時における迅速な対応が出来るよう学校関係者に対して、学校緊急通制度や県警ホットラインについて周知徹底を図る。	－	－
イ　子どもの健全育成に適した環境づくり									
青少年を守り育てる県民スクラム運動の展開	県民政策部	青少年課	複雑・多様化する青少年問題に対応するため、地域、学校、事業者、行政等が、対応策を協議する青少年育成スクラム会議を開催するとともに、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進する。	青少年育成スクラム加盟店数 平成17年度 98,023店　→ 平成21年度 100,000店	青少年育成スクラム加盟店数 平成18年度 97,419店	青少年の問題行動が、インターネット関連、深夜はいかい等多岐にわたり、新たな業界・企業との協力関係を構築する必要がある。	インターネット関連事業者等の業界への参画を求める。	1,894	2,357
ひろば事業の展開	県民政策部	青少年課	モデルとなるひろば（広場）を県内各地で開設・運営。	子どもの冒険ひろば数 平成17年度 200か所　→　平成19年度　360か所	子どもの冒険ひろば数 平成19年12月末現在　369か所	補助期間終了を見据えた地域定着化の取り組みを促進する必要がある。	情報誌の発行や広場関係者の交流促進、ひろばを支える人材の養成等を通じて、地域に根付いた運営に結び付けていく。	33,078	42,244
				若者ゆうゆう広場数 平成17年度 30か所　→　平成20年度　60か所	若者ゆうゆう広場数 平成19年12月末現在　47か所			7,812	11,500
	健康生活部	少子対策課	地域ぐるみでの子育てを支援するため、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを話し合ったりお互いの情報交換等ができる「まちの子育てひろば」の活動を推進している。	－	－	活動が地域で定着するよう、自主的な取り組みを支援する必要がある。	市町と連携した支援の充実を図る。	60,545	108,758
学校・家庭・地域連携のしくみの構築	教育委員会	教育企画課	「地域の子どもたちは地域ではぐくむ」ことを目指して、地域教育推進会議を開催し、地域の教育課題の研究・協議・情報交換を行うとともに、実践活動として、地域住民への啓発活動を実施したり、子どもたちの体験活動等の機会を提供している。	地域教育推進会議延参加者数 平成17年度 5,000人　→　平成21年度 25,000人	29,243人 (平成18年度末現在)	県民による地域教育実践活動を促進する必要がある。	地域住民への啓発活動や子どもたちの体験活動等の機会の提供により、地域ぐるみで子どもたちをはぐくむ取組の輪を広げていく。	9,150	11,580
		社会教育課	ＰＴＡを核として、地域住民の参画・協働により、地域ぐるみの子ども声かけ運動、登下校における子どもの安全を守る防犯運動、安全・安心の子どもの居場所づくりを進めている。	PTCA活動支援事業地区別研究大会延参加者数 平成17年度 20,000人　→ 平成21年度 100,000人	60,000人 （H20.1.1現在）	活動を担う地域住民の輪を拡げていく上で継続して支援する必要がある。	地区別研究大会を通して効果的な活動事例を紹介し、他のＰＴＡへの普及を図る。	9,836	17,861

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現　状	推進計画上の活動指標		課　題	今後の取組	⑳予算額（千円）	⑲予算額（千円）
				計　画	現　状				
ひょうご放課後プラン事業「子ども教室型」の推進	教育委員会	社会教育課	子ども教室の実施に際しては、子どもたちの安全管理を図る者を配置し、安全・安心の確保を行っている。	－	－	安全管理員やボランティア指導者の安全管理に関する資質は、一定水準を維持することが求められる。	県による安全管理員研修を実施するなど、資質の向上を図る。	80,047	80,166
少年サポートセンターの運営	警察本部	少年育成課	県下12ヶ所のサポートセンターに、警察官のほか、少年の取扱についての経験と技術を有する専門的職員である少年補導職員を配置し、学校、児童相談所等の関係機関と連携しながら、街頭補導活動、少年相談の受理などの活動を推進している。	－	－	街頭補導活動のほか、少年の立直り支援活動を更に充実・強化し、少年の非行防止対策の徹底を図る必要がある。	地域の実情に応じた非行防止対策のほか、環境浄化活動などの社会参加活動を通じた少年の立直り支援活動を積極的に推進し、地域の中核となって少年の非行防止活動を推進する。	75,963	101,865
「出会い系サイト」への対応	警察本部	少年育成課	非行防止教室、街頭キャンペーンなどにおいて、少年及び保護者に対してフィルタリングの導入を働きかけている。 また、児童買春などの福祉犯取締りを強化し、被害少年の発見・保護活動に努めている。	－	－	フィルタリングの活用が定着していない。	非行防止教室等を積極的に開催し、少年及び保護者に対する啓発活動を推進するほか、各種会議、広報媒体を効果的に活用し、フィルタリングの活用についての働きかけを行う。 また、他府県警察及び警察署間での合同・共同捜査を積極的に推進するなど、悪質福祉犯の取締りを徹底する。	－	－
ウ　家庭等における安全の確保									
高齢者の見守り活動の展開	健康生活部	社会援護課	民生委員による1日あたりの活動日数は、平成17年度125日であったが、平成18年度は129日と、前年度と比較して4日間増加した。	民生委員による1人あたり活動日数 平成17年度125日　→　平成19年度　135日	民生委員による1人あたり活動日数 平成18年度129日	国の制度の枠組みとして、民生委員活動は奉仕の精神に基づいた無報酬の活動であることから、活動内容の向上はともかく、指標である活動日数の向上に直接的に結びつきにくい。	今後も見守り活動の一翼を担うよう研修会等を通じて啓発していく。	200,162	237,961
		高齢社会課	(1)市町における各見守り資源による地域ぐるみの活動への支援を行う。 公営住宅について、ＬＳＡの配置拡充を市町へはたらきかける。 (2)高齢者虐待の早期発見・防止のため、民生委員等の関係機関や住民による虐待防止ネットワークを構築し、各市町、地域包括支援センターに高齢者虐待相談窓口を設置、随時相談に応じている。	－	－	(1)市町により各見守り資源の連携機能が不十分であり、取組状況に差が見られること。 財源不足、他の一般住宅との均衡等からＬＳＡの拡充が進まない。 (2)高齢者虐待について関係機関、住民に十分認識されていない。	(1)市町における各見守り資源の連携・ネットワーク形成の支援を行う。 効果的な活動事例などを紹介することにより取組の支援を行う。 (2)関係機関、住民への普及・啓発を継続しつつ地域での虐待防止・対応ネットワークの構築を支援していく。	－	－
児童虐待家庭に対する効果的な援助の実施	健康生活部	児童課	専門機関であるこども家庭センターを中心に、児童虐待の早期発見及び児童及び家庭への効果的な援助を実施している。	－	－	児童虐待を早期発見し対応するため、市町をはじめ民間団体等との緊密な連携が不可欠である。	専門的機関であるこども家庭センターが市町、民間団体等への研修を行う。また、関係機関が連携し、児童虐待防止普及啓発活動を実施する。	26,106	21,828
ＤＶ対策の推進	健康生活部	児童課	平成20年1月末において緊急一時保護委託施設を18ヵ所確保し、ＤＶ被害者の状況に応じ、一時保護委託を行っている。	DV被害者の緊急一時保護委託施設数 平成17年度14施設　→　平成20年度　20施設	平成20年1月末現在 18施設	引き続き、施設数の充実が必要である。	平成20年度に新たに2ヵ所の緊急一時保護委託施設を確保する。	2,114	4128
	県土整備部	住宅管理課	・住宅が確保できるまでの間、一時入居できる県営住宅の確保 ・県営住宅の抽選における優先（30%優先抽選）	－	－	特になし。	現施策の継続実施。	－	－
高齢者介護等に携わる人材の養成	健康生活部	高齢社会課	専門職の資質向上及び、住民、関係機関、養介護施設従事者等を対象に高齢者虐待にかかる普及・啓発を実施している。	－	－	高齢者虐待に関する認識の共有が必要。	介護専門職、及び施設職員等を対象に高齢者虐待への対応を含めた資質向上を目的とした研修の充実を図る。	700	1,000

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現　状	推進計画上の活動指標		課　題	今後の取組	⑳予算額（千円）	⑲予算額（千円）
				計　画	現　状				
高齢者を対象とした防犯情報の提供	警察本部	生活安全企画課	振り込め詐欺、悪質商法、ひったくり等高齢者を対象とした犯罪の発生実態に応じて、各種広報媒体を活用した防犯情報等の提供により、防犯意識の高揚に努めている。	－	－	多くの高齢者は、パソコンや携帯電話を利用しないことから、他の広報媒体を利用した防犯情報提供の充実を図る必要がある。	防災行政無線、ケーブルテレビ、新聞折り込みチラシ等高齢者でも利用しやすい広報媒体を活用し、発生実態に応じた犯罪情報、防犯情報を提供する。	－	－
防犯ブザーの貸し出し	警察本部	生活安全企画課	チカンやひったくり等の被害に遭いやすい女性や子どもを守る対策の一環として、兵庫県防犯協会連合会の協力により、県下の全交番、駐在所等に防犯ブザーを配備し、無料で貸し出しを行っている。	－	－	無料貸出制度の認知度が低く、貸出が少ないことから、同制度の普及啓発を図る必要がある。	無料貸出制度の普及啓発や女性、子どもが非常時に防犯ブザーを活用できるよう参加、体験型の防犯教室を開催し、防犯ブザーの普及に努める。	－	－

2　子ども、高齢者等の安全確保の支援　（第２の柱立て）

（2）　安全に関する対応能力の向上　（行動　4）

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現　状	推進計画上の活動指標		課　題	今後の取組	⑳予算額（千円）	⑲予算額（千円）
				計　画	現　状				
ア　気軽に相談できる場づくり									
ひょうごユースケアネットの運営	県民政策部	青少年課	県内２１の相談機関のネットワーク	－	－	青少年のインターネット問題相談等に対処できる能力向上	インターネット被害等の相談対応の充実を図る	1749	3,000
くらしの安全安心サポート体制の強化	県民政策部	消費生活課	生活科学センター等で、商品やサービスに関する疑問や悪質商法等の苦情相談、製品事故や食の不安に対する相談に対応している。	－	－	高度・複雑化する消費生活相談に対応するため、市町との役割分担を進め、県民からの相談は基本的に市町で対応し、県は高度専門的な相談への対応や市町支援に努める等、役割分担を図っていく必要がある。	２０年度より神戸生活創造センター生活科学部と生活科学研究所を統合し、兵庫県及び市町の消費生活行政の中核センターとなる生活科学総合センターを設置。高度・複雑化する消費生活の諸問題に機動的・効果的に対応していく。	28,631	35,999
子どもの悩みを受け止める相談窓口の開設	教育委員会	義務教育課	ひょうごっ子悩み相談（電話・面接）や２４時間いじめ相談ホットラインを実施し、児童生徒や保護者等からの相談を受け付けている。	－	－	インターネット上の誹謗中傷等によるいじめが中高生の中に広がっている。	ひょうごっ子悩み相談センターに、24時間いじめ相談を引き続き設置するとともに、インターネットや携帯電話を使った誹謗中傷やいやがらせなどに対応するネットいじめ相談機能を加え、総合的な相談窓口として充実する。	34,232	34,677
こころの相談支援事業の実施	教育委員会	義務教育課 高校教育課	・全公立中学校・拠点小学校（30校）にスクールカウンセラーを配置し、児童と保護者の心の相談に当たっている。 ・全県立高等学校にキャンパスカウンセラーを配置し、教育相談活動の推進を図っている。	－	－	・小学校での不登校や不登校傾向の児童が増加している。 ・教員のカウンセリングマインドを高めるための研修を継続的に行っていく必要がある。	・小学校への配置校数を６０校に増やす。 ・生徒の問題行動の多様化・深刻化に対応するため、キャンパスカウンセラーや教員による教育相談活動を充実させる。	445,938	518,071
様々な課題から学校をサポートする体制の充実	教育委員会	義務教育課	（学校支援チーム） 全教育事務所に配置し、学校だけでは対応が困難な生徒指導上の諸問題の解決を支援している。ただし、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士）は３教育事務所。	－	－	児童虐待に関する相談の増加や、子どもの不登校や暴力行為の背景に家庭の問題がある事案の増加。	スクールソーシャルワーカーの配置事務所を６教育事務所に増やす。	87,394	82,095
犯罪等各種事案への相談対応	警察本部	生活安全企画課	県民から寄せられた相談に対しては、個別の事案に応じた指導助言、防犯対策、検挙・警告措置を講じる等相談者の立場に立った真摯な対応を行っている。	－	－	迅速、的確な対応が必要である。	今後も引き続き、迅速、的確な対応、組織的かつ継続的な対応に努め、県民の理解と協力を確保する。	－	－
		少年育成課	少年育成課内に少年相談室「ヤングトーク」を設置し、専門相談員２名を配置して少年及び保護者からの相談に対応している。	－	－	他の相談機関とのネットワークを強化し、情報の共有化を図る必要がある。	相談者には、関係機関と連携しながら、適切な対応を徹底する。また、各種媒体を活用した広報に努め、利用促進を図る。	657	777
		地域企画課	レディースサポート交番に指定している19箇所の交番には、女性警察官を配置し、痴漢やストーカー等性的犯罪に対する相談を安心して行うことができる環境づくりに努めている。	－	－	被害者等の心情に配意したきめ細やかな支援活動など女性の能力や特性が生かされる部門への需要が高まっていることから、特定部門に限定することなく、適正な配置が必要である。	今後とも、女性警察官の採用を継続していくとともに、女性の特性を活かし得る職域などで配置運用を行っていくほか、一部の女性に負担が偏ることのないよう複数配置にも努め、女性の被害者等の相談に迅速かつ適切に対応していく。	－	－
		鉄道警察隊	女性を痴漢等性的犯罪の被害から守るため、ＪＲ神戸駅、三ノ宮駅及び姫路駅に「痴漢等被害相談所」を設けて、女性警察官によるきめ細かな相談業務を行っている。	－	－			－	－

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現　状	推進計画上の活動指標		課　題	今後の取組	⑳予算額(千円)	⑲予算額(千円)
				計　画	現　状				
イ　自らを守る術を身につける学習機会の提供									
悪質商法等の被害防止対策の推進	県民政策部	消費生活課	くらしのクリエーターや各種団体と協働で、高齢者をはじめ地域住民への声かけを実施しているほか、生活科学センター等で講座･セミナー等の開催、消費生活課において不当な取引行為を行う悪質な事業者に対する事業者指導の強化により、悪質商法による被害の未然･拡大防止を図っている。	－	－	消費者問題は年々高度･複雑化しており、悪質商法等の被害を防止するために対策の強化が必要。	地域での声かけ運動を引き続き行うとともに、２０年度に開設する生活科学総合センターで、高度･複雑化する消費生活の諸問題に機動的･効果的に対応。	11,754	9,335
子ども･高齢者の危機回避能力の向上	教育委員会	体育保健課	各学校において防犯に関する心構えや訓練などを実施する防犯教室の開催を推進するための講習会を行っている。	－	－	各学校における安全対応能力の向上を図るための取組を一層推進していく必要がある。	講習会を引き続き開催するとともに、内容の充実を図る。	324 (国庫支出委任事業 県費予算計上無し)	308 (国庫支出委任事業 県費予算計上無し)
	警察本部	生活安全企画課	学校、教育委員会等と連携し、子ども自身の危機回避能力を身につけさせる防犯訓練、防犯教室の開催、「子どもを守る110番の家」の周知を図るウォーク･ラリーの実施、高齢者に対する防犯教室の開催等により、自主防犯意識の高揚に努めている。	「ウォーク･ラリー」の小学校全クラス実施率 平成17年度 82.9% → 平成19年度100%	平成19年12月末21.6%	子どもの安全対策、高齢者の犯罪被害防止に向け、学校関係者、自治体、関係機関･団体等との連携を図り、地域社会が一体となった取り組みを推進する必要がある。	防犯に関する知識、ノウハウに乏しい地域住民に対して、「自分の安全は自分で守る」という意識を持たせるため、県下各地において、参加･体験型の防犯教室、防犯訓練を開催する。	－	－
少年サポートセンターの運営〔再掲〕	警察本部	少年育成課							

2　子ども、高齢者等の安全確保の支援　（第２の柱立て）

（3）　豊かなこころの育成　（行動　5）

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現　状	推進計画上の活動指標		課　題	今後の取組	⑳予算額（千円）	⑲予算額（千円）
				計　画	現　状				
ア　非行防止活動の推進									
青少年を守り育てる県民スクラム運動の展開　［再掲］	県民政策部	青少年課							
青少年愛護条例の周知、運用	県民政策部	青少年課	ピーク時（平成11年）に528台あったアダルト雑誌等を収納する自動販売機台数が、19年9月でなくなり、環境浄化が進んでいる。	－	－	有害図書類の区分陳列、深夜立入禁止の掲示が進んでいるものの、未実施の店舗への重点的な指導が必要。	市町、青少年補導委員との連携を強化し、有害環境の把握に努める。	2,498	3,821
青少年補導センター活動の推進	県民政策部	青少年課	青少年の非行、不良行為の防止及び相談活動に取り組む青少年補導センター、県青少年補導委員会連合会の活性化を図るため、補助事業、研修事業を実施。	－	－	20年度から青少年補導センター補助金が廃止。	青少年補導センター等との連携を強化し、情報提供、研修の充実を図る。	378	1880
薬物の乱用防止対策の推進	健康生活部	薬務課	県下１２地区（１０県民局、尼崎、西宮）に設置した薬物乱用防止指導員協議会に所属する薬物乱用防止指導員を中心に、地域に密着した街頭啓発活動を実施している。	－	－	県下の薬物乱用状況は、覚せい剤による検挙者が大半を占めるほか、覚せい剤や大麻、ＭＤＭＡによる検挙者のうち若年層の占める割合が大きい。	･円滑な街頭啓発活動の実施を支援するため、啓発資材を作成して配付する。 ･大学生が企画して実施する啓発活動の実施を支援することにより、同世代に対する啓発効果を高める。	2,430	2,780
			学校での薬物乱用防止啓発を更に充実するため、薬物乱用防止指導員リーダーなどによる薬物乱用防止教室が実施されている。	－	－		･引き続き、薬物乱用防止指導員リーダーの養成に努め、必要に応じて薬物乱用防止教室で使用する資材を提供する。		
少年非行総合対策「少年マナーアップ兵庫」活動の推進	警察本部	少年育成課	平成14年度から、少年非行防止総合対策「少年マナーアップ兵庫」を推進し、地域一体となった活動の推進に努めている。	－	－	少年警察ボランティアによる非行防止活動の強化を図る必要がある。	少年警察ボランティアを中核とした地域住民による非行防止活動の強化を図り、地域社会が一体となった少年マナーアップ兵庫活動を強力に推進する。	－	－
少年サポートセンターの運営　［再掲］	警察本部	少年育成課		－	－				
イ　学校、家庭等における道徳観等の育成									
青少年いきいき体験事業の展開	県民政策部	青少年課	1　「ふるさと体験留学」の実施 　主として都市部の子どもが、農山漁村へ体験留学することにより、家庭から離れた集団生活の中で、自立心や規律、他人を思いやる心を醸成（19年度限り） 2　「ひょうごっ子・いきいき体験塾」の開催 　豊富なノウハウを有する青少年団体が体験学習事業を実施することより、青少年自身が社会の中で必要となる規律や協調性を身につけるきっかけとする。	－	－	体験留学事業をモデル実施した成果の活用	「ふるさと体験留学」の要素を取り入れたﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを「ひょうごっ子・いきいき体験塾」の中で実施することにより、青少年団体のノウハウを活かしたより多彩なﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを企画・実施していく。	1,500	2,500
環境学習拠点施設の機能強化	県民政策部	青少年課	いえしま自然体験センターの機能強化は18年度で終了。	－	－	－	－		
	健康生活部	環境学習課	ひょうご環境体験館（仮称）（旧　エコハウス）については、平成２０年３月２０日（予定）の開設に向けて、現在、建設工事等を実施している。	－	－	施設の利用の促進。	指定管理者による効率的な運営と体験型の環境学習事業の展開を図る。	35,869	14,423

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現　状	推進計画上の活動指標		課　題	今後の取組	⑳予算額（千円）	⑲予算額（千円）
				計　画	現　状				
集団生活による若者の自立支援の推進	県民政策部	青少年課	不登校等により、進路が見いだせなくなった中学卒業後20歳未満の男女（80名定員）が、様々なプログラムを体験しながら、2年間共同生活を行うことにより、進路を見いだすための支援を行っている。	－	－	･企業や大学との協働 ･ノウハウの発信	神出学園が事務局となっている「ひょうごユースケアネット」において、ひきこもり青少年宿泊体験プログラムを実施することにより、神出学園の対象年齢を超えた青少年のひきこもり対策を行う。	102,677	110,633
	教育委員会	義務教育課	（但馬やまびこの郷） 不登校児童生徒を対象とした4泊5日の宿泊体験活動の他、県下8箇所での地域やまびこ教室等を実施するとともに、県下の適応教室等を繋ぐネットワークを充実する但馬やまびこの郷サテライト事業を実施している。	－	－	不登校児童生徒の増加。	引き続き、但馬やまびこの郷での各事業を推進する。	83,021	87,001
家族の絆を深める取組の展開	県民政策部	男女家庭課	昨年10月から、「こころ豊かな美しい兵庫推進会議」を推進母体に、地域団体・ＮＰＯ、大学、企業等など多様な団体が参画し、「ひょうご家庭応援県民運動」を展開している。 また、家庭応援フォーラムの開催（県民局に委託、県下10地域で開催）、地域・家庭の伝統行事普及推進事業（県連合婦人会、神戸市婦人団体協議会に委託）に取り組んでいる。	－	－	県民運動に参画している各団体等と連携・協力し、同県民運動を一人ひとりの県民、県下の各地域に広く普及、浸透させていくことが必要である。 また、近年、家庭における教育力の低下等から、家庭をめぐる様々な問題が顕在化しており、家族のきずなを深め家庭力を高めるためには、親自らが親として成長していくことへの支援が必要である。	県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深めるとともに、地域全体で家庭を支える多様な取組を進めるため、地域団体・NPO、大学、企業など624団体からなる家庭応援ネットワークが県下の各地域で取り組む「ひょうご家庭応援県民運動」の推進を、県として、側面から支援する。 また、親としての様々な知識や家族・地域社会の一員として守るべき規範等を学ぶ機会の提供、地域全体で多世代が共に支え合って暮らす「地域三世代同居」の推進などに取り組み、家庭力の向上を図っていく。 地域・家庭の伝統行事普及推進事業については、引き続き実施する。	3,131	4,133
私学における社会体験活動推進事業の展開	企画管理部	教育課	平成１９年度　５校実施（見込み）。	－	－	実施校の拡大。	各校に一層積極的な事業の取り組みを働きかけ、実施校の拡大を図る。	3,000	5,100
多様な環境学習機会を提供するひょうごグリーンスクールの展開	健康生活部	環境学習課	小学校4年生を対象としたごみ教室等を実施した。	－	－	特になし。	地域環境学習コーディネーターやひょうごグリーンサポーター等の支援によりグリーンスクールを推進する。	0	898
	農林水産部	総合農政課	市町等による小学校の「体験農園」の設置を支援し、子どもたちに、年間を通じて農作物の栽培、観察、収穫、調理・加工等の総合的な体験学習を行う場と機会を提供している。	－	－	教育委員会の環境体験事業と、実施場所や内容が重複する状況が生じたため、１９年度で事業廃止。		-	9,775
		豊かな森づくり課	森林ボランティア団体の活動を中心に環境学習の体験の森を設置するため、県下30箇所へ1,500千円を補助した。	－	－	特になし。	⑳廃止 森林ボランティア団体等の活動が成熟してきたため、自主取組みへ移行。	-	1,860
	県土整備部	技術企画課	H19年度は22校で社会基盤学習が実施された。	－	－	予算が削減されていく中でも効果的な取り組みが必要である。	引き続きH20年度も20校程度で実施予定である。	4,000	5,000
	教育委員会	義務教育課	各学校のテーマに沿って地域の自然に出かけていき、地域の人々等の協力を得ながら自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然にふれあう体験型環境学習を継続的に実施している。	全小学校における体験型環境学習の実施率 平成17年度なし　→　平成21年度　100%	平成19年度26%	全校実施を円滑に推進するための課題の検討及び検証が必要である。 全校実施に向け、地域の特性を生かしたプログラム及び実施手法についての情報提供をしていく必要がある。	環境体験地域支援委員会において実践発表会の開催及び事例集の作成等を行うことにより、地域の特性を生かしたプログラム及び実施手法について研修を深め、平成21年度の全校実施を円滑に推進する。	96,350	43,000

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現　状	推進計画上の活動指標		課　題	今後の取組	⑳予算額 (千円)	⑲予算額 (千円)
				計　画	現　状				
ひょうごっこグリーンガーデン推進事業の展開	健康生活部	環境学習課	幼稚園･保育所２００園を環境学習の実践園として指定し、自然体験等の環境学習の実施を支援した。	－	－	幼児期の環境学習を推進するため、全県展開を図る必要がある。	２０年度は、実施園数を３００園に拡大し、幼稚園･保育所での環境学習を推進する。	16,773	26,202
グリーンサポートクラブ推進事業の展開	健康生活部	環境学習課	県民局にひょうごグリーンサポートクラブ運営協議会を設置するとともに、地域環境学習コーディネーターを配置し、地域の環境学習･教育の実施を支援した。	－	－	地域での環境学習･教育を推進するため、地域の人材や資源の活用を図る。	ひょうごグリーンサポートクラブ運営協議会や地域環境学習コーディネーター等による支援を通じ、地域の環境学習･教育を推進する。	23,391	25,921
道徳教育実践推進アクションプランの展開	教育委員会	義務教育課	道徳教育推進協議会の開催、教員の実践的指導力を高める教員研修を実施している。 また、道徳教育推進モデル地域を指定し、郷土を題材とした地域教材の開発とそれを活用した道徳の時間の充実や学校･家庭･地域が一体となった道徳教育推進の在り方等を研究するとともに、取組をまとめた道徳教育実践事例集を作成し年度末に発行予定。	－	－	学校全体で道徳教育に取り組むための体制づくりを一層進め、魅力ある授業づくりや家庭･地域との連携を一層進める必要がある。	道徳教育実践事例集を活用し、魅力ある「道徳の時間」の公開を進めるとともに、地域や保護者と連携した道徳教育を推進する。 「～⑲道徳教育実践推進アクションプラン ⑳～道徳教育充実事業」	1,003	2,391
発達段階に応じた子どもたちの豊かな心の育成	教育委員会	義務教育課	（自然学校） 全公立小学校５年児童を対象として５泊６日の自然学校を実施し、自然体験活動等、様々な体験活動を通して、「生きる力」の育成に取り組んでいる。	－	－	自然学校での体験活動をその場限りの活動で終わらせず、その後の学習や生活に生かすための活動内容の工夫･改善をする必要がある。	活動内容の充実を図るため自然学校評価検証委員会の検討を踏まえた、リーフレット等の作成･配付を行う。	568,349	551,521
		義務教育課	（トライやる･ウィーク） 職場体験、農林水産体験活動など、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方を見つけることができるように支援している。	－	－	10年を機に設置した評価検証委員会からは今後、「トライやる･ウィーク」を一層充実させるための視点として以下の５点が指摘された。 ○原点を踏まえた活動の深化 ○事前･事後指導の充実 ○生徒と地域とのつながりの深化 ○教育支援システムの活性化による地域コミュニティづくりの推進 ○行政による支援の継続及び充実	事業実施10年目を迎え、「トライやる･ウィーク」評価検証委員会を設置し、体験活動が生徒たちの「生きる力」の育成に果たしてきた役割や学校･家庭･地域社会との連携の在り方等について検証を行った。その成果と課題等についての報告にもとづき、事前･事後指導の充実や「地域コミュニティ構築」に向けた取組の充実を図る。	212,780	276,355
		高校教育課	（トライやる･ワーク） 高校生地域貢献事業を全県立高等学校の１年生を中心に実施している。	－	－	地域社会のニーズを踏まえた取組をさらに推進すること。	地域社会との連携を密にしながら、高校生自身が企画する活動をより推進する。	95,760	97,440
情報モラル教育サポートプランの推進	教育委員会	教育企画課	子どもたちにインターネットなど情報機器を利用する際のモラルやマナーを身につけさせる教育を推進するため、情報モラルの指導の普及に関するフォーラム等を開催した。	－	－	情報モラル教育を一層推進していく必要がある。	教員や保護者が情報モラルを適切に指導できるよう、情報モラルの指導の普及に関するフォーラム等を引き続き開催する。	-	-

3　防犯に配慮した施設の管理･整備の支援　（第3の柱立て）

（1）　防犯に配慮した施設の管理等の取組　（行動　6）

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現状	推進計画上の活動指標		課　題	今後の取組	⑳予算額（千円）	⑲予算額（千円）
				計　画	現　状				
ア　施設の安全管理									
住宅及び住宅地の防犯指針の普及啓発	県民政策部	地域安全課	「指針」を周知するパンフレットを作成し、まちづくり防犯グループや事業関係者等に配布した。	－	－	指針の内容が十分に周知されていない。	地域団体、事業者団体の会合等で資料を配付するなど普及に努めるとともに、必要に応じて見直しを実施する。	－	－
	県土整備部	住宅計画課	･住宅改修業者向けの研修会において指針周知用パンフレットを配布し説明した。 ･指針の解説本を作成し関係団体等に配布した。	－	－		引き続き会議等で資料を配布するなど普及啓発に努める。	－	－
深夜営業店舗の防犯指針の普及啓発	県民政策部	地域安全課	「指針」を周知するパンフレットを作成し、まちづくり防犯グループや事業関係者等に配布した。	－	－	指針の内容が十分に周知されていない。	事業者団体の会合等で資料を配付するなど普及に努めるとともに、必要に応じて見直しを実施する。	－	－
	警察本部	生活安全企画課	県下の各警察署に「指針」のパンフレットを備え付けるとともに、主要な事業団体との会議等の場において、パンフレットを配布するなどにより普及啓発を図っている。	－	－		警察業務を通じて、深夜営業店舗の営業者等が参加する各種会議等あらゆる機会を活用し、指針の普及啓発に努める。	－	－
防犯カメラの普及啓発	県民政策部	地域安全課	前記指針の普及啓発を通じ、防犯性の高い施設づくりを推奨している。	－	－	防犯カメラが適切に管理･運用されるよう啓発する必要がある。	防犯カメラの適正な管理運用方法について検討を行う。	－	－
	警察本部	生活安全企画課	街頭犯罪や侵入犯罪等の抑止対策の一環として、防犯カメラ等防犯設備の普及促進を図っている。	－	－	犯罪が多発している商店街、駐車場、マンション等に対して、設置の働きかけを行う必要がある。	防犯設備展、防犯講習会等により、防犯カメラの効果的事例を紹介するなど、普及促進を図る。	－	－
事業所における防犯対策の推進	県民政策部	地域安全課	事業者による自発的な防犯責任者の設置を呼びかけるとともに、防犯責任者の活動に対する支援を行っている。	防犯責任者設置事業所数 平成17年度 0 → 平成20年度 5,000事業所	7,375事業所（H20. 2.29現在）	事業所数は計画以上に伸びたが、一部の事業者に偏っている。 事業所と地域とが連携した取組を進める必要がある。	旅館･ホテルなど、業種の拡大に努める。	490	1,000
	警察本部	生活安全企画課	強盗事件等の犯罪に遭うおそれのある金融機関、深夜営業店舗に対して、講習会等を開催し、職員の防犯意識の高揚や防犯設備の充実強化に努めている。	－	－	防犯設備の整備･拡充、従業員教育の徹底を図る必要がある。	積極的な研修会等の開催により、危機意識の醸成と防犯意識の高揚に努める。	－	－
不法投棄を許さない地域づくりの推進	健康生活部	環境整備課	住民主導による不法投棄監視パトロール及びクリーン活動に対する支援を行っている。	－	－	不法投棄量の減少を目指して、地域と連携し、さらに監視パトロールを実施する必要がある。	住民との合同パトロールの促進	7,675	9,002
県民等とのパートナーシップによる維持管理の推進	県土整備部	技術企画課	全県民局でひょうごアドプトによる取り組みが実施され、参加団体数は着実に増加している。	－	－	県負担経費の増加、県民からみた窓口の不明確さ	活動が活発な地域を対象に、中間支援機能を有するNPOによる支援業務の実施を検討する。	－	－
防犯優良マンション供給の推進	県土整備部	住宅計画課	（社）兵庫県防犯協会連合会、（特）兵庫県防犯設備協会、（財）兵庫県住宅建築総合センターの3者が防犯性能に優れたマンションを認定する「兵庫県防犯優良マンション認定制度」を展開しており、広く普及を図ることにより防犯上優れたマンションの供給を促進している。	防犯優良マンションの延べ認定件数 平成17年度　なし　→　平成21年度　150件	認定件数1件（H20.2.29現在）	認定制度が十分に周知されていない。	会議等において資料を配布したり、関係団体の広報媒体において周知を行うなど認定制度の普及啓発に努める。	－	－

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現状	推進計画上の活動指標		課　題	今後の取組	⑳予算額（千円）	⑲予算額（千円）
				計　画	現　状				
	警察本部	生活安全企画課	マンションにおける防犯環境を整備して、防犯意識の高揚と犯罪予防の支援を行っている。	－	－	防犯優良マンション認定制度の認知度が低く、施工業者に対して普及促進を図る必要がある。	兵庫県防犯協会連合会等と連携し、説明会の開催や、防犯教室、防犯講習会での紹介など同制度の普及促進を図る。	－	－
県民まちなみ緑化事業の推進	県土整備部	都市政策課	地域団体、ＮＰＯなどが協働して、学校、公園などで実施する緑化に対して、県民緑税を活用して苗木の購入費、緑地の整備費などの補助を行っている。	－	－	補助事業完了後の適切な維持管理。	兵庫県園芸･公園協会と連携し、定期的に緑のパトロール隊による巡回指導を実施する。	560,000	554,000
関係機関･団体との防犯ネットワークの構築　〔再掲〕	警察本部	生活安全企画課							
優良防犯機器の普及促進	警察本部	生活安全企画課	ピッキング等に強い錠、防犯ガラス等の防犯建物部品について、防犯教室、防犯設備展の開催、県警ホームページへの掲載等により、普及の促進に努めている。	－	－	防犯建物部品の更なる普及に努め、ハード面の防犯対策の推進を図る必要がある。	地域安全ニュースの活用、自治体等と連携した防犯教室や防犯設備展を開催するなど、防犯建物部品の普及促進に努める。	－	－
イ　繁華街の環境浄化対策の推進									
青少年を守り育てる県民スクラム運動の展開　〔再掲〕	県民政策部	青少年課							
青少年愛護条例の周知、運用　〔再掲〕	県民政策部	青少年課							
商店街における共同施設の整備	産業労働部	商業振興課	商店街における防犯カメラ設置事業に補助を行っている。	－	－	商環境悪化により、事業実施する体力がなくなってきている団体が多く、地域商業の活性化が課題。	引き続き、商店街等からの要望に応え補助を行っていく。	50,000	50,000
屋外広告物対策の推進	県土整備部	まちづくり課	各市が策定した違反簡易広告物除却要綱等に基づき、ボランティア団体が簡易な違反広告物を除却している。	違反広告物はがし隊認定数 平成17年度　50団体　→　平成21年度　140団体	133団体（H19.12.31現在）	条例に違反しているはり紙、はり札等を簡易除却してもすぐに新たな違反広告物が設置されている状況である。	県、県警、市町、電力会社等で構成する連絡協議会の下、違反広告物合同パトロールの取組を更に強化する。また、民間ボランティアによる「広告物はがし隊」の認定を促進するとともに、市町と連携して広告物整序対策を推進する。	1,395	1,523
迷惑防止条例の周知、運用	警察本部	生活安全企画課	「改正迷惑防止条例」を周知するパンフレットを作成し、風俗営業者等に配布するとともに風俗営業所等への立入指導を通じて迷惑防止条例の周知を図っている。また、客引き等の迷惑行為に対する取締りを強化している。	－	－	迷惑防止条例が十分に周知されていない。また、取締り等の強化により、客引行為者は減少したものの根絶には至っていない。	風俗営業所等に対する立入等を通じて迷惑防止条例の周知徹底を図るとともに客引き等の迷惑行為に対する取締りを継続して実施する。	－	－
スーパー防犯灯の効果的な運用	警察本部	生活安全企画課	地域住民等にいつでも通報できる安心感を与えるとともに、街頭犯罪の予防、事件･事故発生時の被害者の救護、被疑者の検挙等を目的に設置するもので、現在、三宮北地区、尼崎神田新道地区、姫路魚町地区にそれぞれ7基設置し運用中である。	－	－	いたずら、誤報が多く、使用方法についての広報啓発活動等を行い、適切な活用を図る必要がある。	効果的な活用を促進するため、広報啓発活動や通報訓練等の継続実施により、適切な活用について周知徹底を図っていく。	－	－
官民協働によるまちの再生	警察本部	生活安全企画課	官民協働施策の推進母体である「まちづくり協議会」と協働した迷惑駐輪、違法看板撤去活動や環境浄化啓発パレード等を推進している。	－	－	活動が一部の住民に偏っている。	地域住民、民間ボランティア等の参加を促進し、活動の活性化を図る。	－	－

3　防犯に配慮した施設の管理･整備の支援　（第3の柱立て）

（2）　防犯に配慮した基盤の整備　（行動　7）

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現　状	推進計画上の活動指標 計　画	推進計画上の活動指標 現　状	課　題	今後の取組（20年度の取組）	⑳予算額（千円）	⑲予算額（千円）
ア　まちの基盤整備									
住宅及び住宅地の防犯指針の普及啓発　【再掲】	県民政策部	地域安全課							
	県土整備部	住宅計画課							
道路･公園･駐車（輪）場の防犯指針の普及啓発	県民政策部	地域安全課	「指針」を周知するパンフレットを作成し、まちづくり防犯グループや事業関係者等に配布した。	－	－	指針の内容が十分に周知されていない。	事業者団体の会合等で資料を配付するなど普及に努めるとともに、必要に応じて見直しを実施する。	－	－
	県土整備部	道路保全課	県ホームページにて随時閲覧が可能であることを土木事務所等に紹介した。	－	－		引き続き会議等で周知する。	－	－
		都市計画課	指針の概要を示したパンフレットを作成し、駐車場法に規定する有料路外駐車場の届出窓口（市町）に配布を行い、周知を依頼した。	－	－		引き続きパンフレットの配布を行い、市町に周知をお願いする。	－	－
		公園緑地課	担当者会議等で指針の説明を行い、交付申請ﾋｱﾘﾝｸﾞや予算要求ﾋｱﾘﾝｸﾞの際、取組状況を確認しながら指導を行っている。	－	－		今後も担当者会議等で指針の説明を行うとともに、取組状況を確認しながら指導を行っていく。	－	－
防犯灯整備の啓発	県民政策部	地域安全課	前記指針の啓発により、市町等による防犯灯の設置を促している。	－	－	各市町等による防犯灯整備が進んでいるが、未だ不十分である。	市町等による防犯灯整備に加え、門灯点灯運動などの取組を促し、明るいまちづくりを進めていく。	－	－
防犯優良マンション供給の推進　【再掲】	県土整備部	住宅計画課							
防犯まちづくりの推進	県土整備部	道路保全課	通学路等に対する歩道等を整備している。	－	－	特定交通安全施設等整備事業実施計画の策定。	特定交通安全施設等整備事業実施計画に基づき整備。	7,596,000	7,493,000
		公園緑地課	県立公園の指定管理者への周知を行い、植栽の剪定や照明の点灯時間等、即効性のあることから取り組んでいくよう指導している。	－	－	既存の公園の改良に係る経費の予算措置が必要である。	指針に沿う公園の植栽管理、照明設備管理に努めていくとともに、施設の改築がなされる際は指針に基づき実施されるよう指導していく。	－	－
		住宅管理課	団地内協議が整い、申請のあった県営住宅のＥＶかご内に防犯カメラを設置している。	－	－	維持管理費用負担やプライバシーの問題等の理由から、団地内協議が整わないことがある。	引き続き、団地内協議が整った団地からの申請に基づいて整備する。	25,000	25,000
スーパー防犯灯の効果的な運用　【再掲】	警察本部	生活安全企画課							
イ　防犯に配慮した製品等の普及									
防犯カメラの普及啓発　【再掲】	県民政策部	地域安全課							
	警察本部	生活安全企画課							
事業所との連携による取組の推進	警察本部	生活安全企画課	業種ごとの事業者団体に対して、優良防犯機器を使用した防犯講習会や防犯設備展等を開催するなど犯罪防止に有効な防犯機器の普及促進に努めている。	－	－	優良防犯機器や防犯建物部品について、さらなる普及を図る必要がある。	参加、体験型の防犯教室や防犯設備展の開催を拡充し、優良防犯機器の普及に努めていく。	－	－

主な取組	所　管	課室名	各部の実施状況						
			現　状	推進計画上の活動指標		課　題	今後の取組 (20年度の取組)	⑳予算額 (千円)	⑲予算額 (千円)
				計　画	現　状				
乗物盗対策の推進	警察本部	生活安全企画課	陸運協会、二輪車普及協会等と連携し、サードナンバー、グッドライダー防犯登録等の乗物盗に配慮した制度の普及啓発に努めている。	－	－	利用者の防犯意識の高揚、盗難防止機器等の普及促進及び駐車(輪)場への防犯設備等の設置が必要である。	駐車(輪)場の管理者等に対して、防犯カメラ等の設置の働きかけ、利用者の防犯意識の高揚を図るための広報啓発活動、盗難防止機器等の普及促進を図る。	－	－
優良防犯機器の普及促進 【再掲】	警察本部	生活安全企画課							

資料４

地域安全まちづくりの課題（地域安全まちづくり活動の活性化）

１　様々な活動主体の相互連携の推進（条例の基本理念の実現）

地域安全まちづくり条例では、基本理念として、様々な活動主体の相互連携による地域安全まちづくり活動を通じた安全で安心な地域社会の実現を掲げており、今後、学校、関係団体その他の各種団体、県・市町も含めた地域ぐるみの取組の輪を広げていく必要がある。

(1) 地域団体等の相互連携

現在、自治会、婦人会等で構成されるまちづくり防犯グループをはじめ、ＰＴＡや各種団体による地域安全まちづくり活動が県下各地で活発に展開されているが、これらの団体が地域で相互に連携して活動する取組は必ずしも進んでいるとは言えない。

また、まちづくり防犯グループからは、「今後活動を活性化するためにはＰＴＡや他の団体との協力や学校からの情報提供が必要である」「警察や行政の応援が必要である」といった声が寄せられており、県や市町も含めた連携した取組が求められている。

- **地域団体等の相互連携を進めるにはどうしたらよいか。**
- **相互連携を進めるためには、県や市町、警察などはどのような支援をすればよいのか。**

(2) 事業者の参画促進

「事業者」（団体）による子どもを守る110番の店（車）等の取組も進んでいるが、まちづくり防犯グループ等の団体と事業者の活動は、それぞれ独立して行われることが多く、現状では相互に連携して取り組まれる事例はほとんど見られない。

- **事業者に地域安全まちづくり活動に取り組む意欲を高めてもらうには、どうすればよいのか。**
- **事業者単独の活動だけでなく、地域団体等と連携した取組を進めるにはどうすればよいのか。**

参考：地域安全まちづくり条例（抜粋）

（基本理念）

第１条　県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現（以下「地域安全まちづくり」という。）は、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他の団体及び事業者が、地域社会において相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）に取り組むことにより、推進されなければならない。

2　地域の実情に応じた地域安全まちづくり活動の促進（地域主導の取組促進）

(1) 活動内容の多様化

地域安全まちづくり活動の中核的な担い手である「まちづくり防犯グループ」は、県内全域で2,300を超え、県内の８割以上の自治会区域で活動を展開するに至っているが、パトロールや子どもの見守りなどの基本的な活動に取り組む例が多く、活動参加者のモチベーションを高めるためにも、活動の多様化を図る必要がある。

また、一部の事業者が実施している「子どもを守る110番の店」などの取組についても、全県一律の活動であり、地域の実情に応じた地域ごとの特色ある取組とはなっていない。

- **まちづくり防犯グループの活動として、防犯パトロールや子どもの見守り活動以外にどのような活動が考えられるか。**
- **活動内容を多様化するにはどうすればよいのか。**

(2) 地域の防犯上の課題に対応した支援

各活動主体が活動内容の多様化などの見直し図る際には、地域ごとの防犯上の課題（例：都市部「ひったくり対策」、郡部「カギかけ運動」など）がそれぞれの地域で異なっていることを踏まえ、こうした課題に的確に対応することができるよう留意する必要がある。

警察、市町、防犯協会等の地域の活動支援機関にあっては、各活動主体が地域の特色に応じた取組が進められるよう、刻々と変化する犯罪情勢や防犯情報の把握に努め、地域の防犯上の課題の解決につながるような支援に努める必要がある。

- **防犯グループなどが、地域の課題に応じ、地域の特色を生かした活動をするためには、県や市町、警察はどのような支援をすればよいのか。**